

我が国に輸入される牛肉及び牛臓器に係る
食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書
アルゼンチン回答（仮訳）

食品安全委員会

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1 生体牛の輸入

1.1.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

牛海綿状脳症（BSE）関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること
(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1990 年	農牧水産食糧庁（SAGPyA）決議 No. 429/90 英国の牛、羊、山羊の生体、遺伝性素材、製品の輸入禁止（注：限定範囲は農畜産物衛生管理機構（SENASA）決議 No.117/02 に基づく）
1994 年 11 月 2 日	旧 SENASA 決議 No. 1354/94 生体家畜及び生殖材料（精液、胚、卵子）輸入認可のための手続きの承認
1995 年 6 月 7 日	旧 SENASA 決議 No. 382/95 (家畜)伝染病発生国、高リスク国、低リスク国、清浄国からの、付属文書 I に規定される家畜、精液、胚、肉、乳及び由来製品の輸入に関する規則の承認 (注：決議 No. 117/02 第 12 条により廃止・官報 2002 年 1 月 25 日付)
1995 年 10 月 2 日	SENASA 決議 No. 294/95 牛の海綿状脳症（BSE）の清浄国としての条件に関する決議 No. 382/95 の付属文書 I の第 1 項-d) 及び第 2 項の改訂。 (注：決議 No. 117/02 第 12 条により廃止・官報 2002 年 1 月 25 日付)
1996 年 1 月 4 日	旧 SENASA 決議 No. 471/95 全ての繁殖用輸入牛の登録制度(BSE)を検疫局に設ける。繁殖用輸入牛のと畜場への移送を禁止。 (注：一部改訂。第 9 条は、SENASA 決議 No.第 625/02 第 1 条に置き換える。)
1996 年 4 月 17 日	旧 SENASA 決議 No. 203/96 本決議の付属文書 I,II,III の規定に基づく国リスク及び製品リスクの評価基準の承認 (注：SENASA 決議 No. 117/02 により廃止)
1996 年 5 月 21 日	旧 SENASA 決議 No. 234/96 国、地域、地方レベルでの全国疫学サーベイランスシステムの導入。
1996 年 8 月 2 日	SAGPyA 決議 No. 456/96 BSE の国際諮問委員会の設立
1996 年 9 月 20 日	SENASA 決議 No. 562/96 決議 No.203/96 の国リスク分類に関する国リスク付属文書 I 第 3 項を、カテゴリー「症例登録なし」に置き換える。 (注：SENASA 決議 No. 117/02 により廃止)
1996 年 11 月 5 日	旧 SENASA 決議 No. 685/96 スクレイピーを衛生政策法規第 4 条に記載される疾病グループに加える。 (注：SENASA 決議 No. 422/03 により廃止)
1998 年 1 月 26 日	SENASA 決議 No. 104/98 繁殖、越冬用の輸入牛の識別が義務付けられる。
1998 年 9 月 22 日	SAGPyA 決議 No. 30/98 旧 SENASA 決議 No. 203/96 付属文書 II を置き換える。決議 No. 562 第 1,2,4,6

	条、付属文書 I は維持するが第 5 条は廃止する。 (注：限定範囲は SENASA 決議 No. 117/02 に基づく)
2002 年 1 月 25 日	SENASA 決議 No. 117/02 生体動物、繁殖用材料、動物由来製品及びこれらを含む製品の輸入リスク（国内への BSE 侵入リスク）の分析法を承認。 (注：SENASA 決議 No.382/95,294/95,203/96,562/96,42/01,419/01 を廃止。第 8、9 条と付属文書 II は、SENASA 決議 No.1052/02 に置き換える。)
2002 年 7 月 24 日	SENASA 決議 No. 625/02 E U 向けにと畜する動物（輸入反すう動物を含む）の条件の制定。 (注：旧 SENASA 決議 No.471/95 第 9 条の改訂)
2002 年 12 月 23 日	SENASA 決議 No. 901/02 国内の動物の全国 TSE 予防・サーベイランスプログラムの承認 (注：SENASA 決議 No. 1208/99 及び SENASA 決議 No. 276/04 第 3 条は効力を失う)
2002 年 12 月 30 日	SENASA 決議 No. 1052/02 BSE 地理的リスクに関する国の分類法を制定 (注：SENASA 決議 No. 117/02 第 8、9 条と付属文書 II を置き替える)
2004 年 6 月 14 日	SENASA 決議 No. 403/04 SENASA「国境防疫枠組計画」の承認。当該 TSE 規定は、アルゼンチンの BSE ステータスを保証するための措置と関連するものである。

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

1990 年、英国からの牛の輸入が禁止された（決議 No. 429/90）。これはその後 BSE 発生国/リスク国からの輸入禁止へと拡大された。

決議 No.117/02：本決議により 2002 年から現在まで、輸入に係わる国リスク（原産地）、製品リスク（ここでは生体牛）、用途リスク（と畜、繁殖、その他）の 3 つの組み合わせによるマトリックスに準じて、多様な製品の輸入のフィージビリティ(実現可能性)が評価されてきた。

と畜用の生体牛の輸入は、輸出時点でアルゼンチンと同じ衛生条件を有する国に対してのみ認可されている。1994 年から 2001 年にはウルグアイとパラグアイから、と畜場直行牛が輸入された。同時期にチリとブラジルからは、30 ヶ月齢未満のと畜場直行牛のみが輸入された。

輸入繁殖牛：繁殖牛の輸入は認定国からのみ認可され、常に純粋種であることが確認されていなければならない。その詳細は輸入許可証に記載される。

- 原産国発行の動物衛生証明書
- 検疫許可証（SENASA が発行し、税関が証明する）
- 船積み証明書（SENASA 発行）

目的地の施設に到着後、SENASA 現地事務所の獣医官の監視下で、60 日間、検疫後の観察期間を持たねばならない。当該期間開始時に家畜の所有者は、SENASA 決議 No.471/95 により創設された輸入繁殖牛登録を行うため、宣誓供述書に署名しなければならない。

上記決議の遵守を確認するため、SENASA 現地事務所の獣医官は、年 2 回立ち入り検査を実施し、所有者は家畜の全ての移動、並びに牛の死亡などの出来事/情報を報告しなければならない。これは脳サンプルを採取するためである。

これらの報告に基づき SENASA はセントラルデータベースを作成し、それにより全ての輸入繁殖牛の所在地や状態に関する情報が容易に入手できるようになった。SENASA の現行法規の遵守を保証するため査察を行う他、純粋種の繁殖牛の全てのデータ(個体識別、血統、出生地を含む)がアルゼンチン農牧協会の血統登録簿「Herd Book」に記録されている。

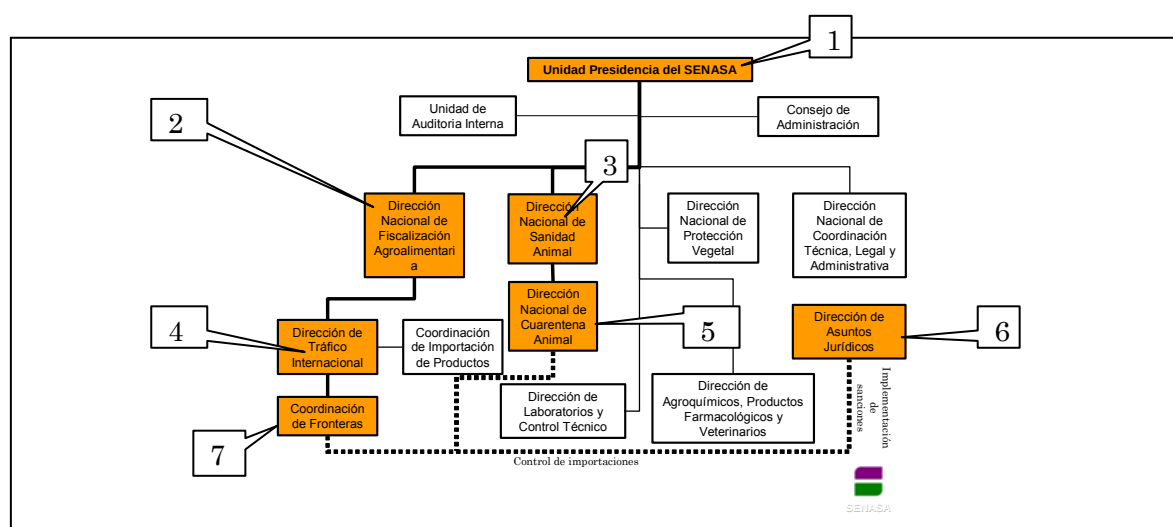
輸入繁殖牛が寿命を終えて死亡するあるいは農場でと殺されると、その臓器は SENASA 決議 No. 471/95 に準じて破棄される。生産者は 15 日以内に SENASA に死亡日を報告しなければならない。これは SENASA 検査官の立ち会いの下で脳サンプルを採取し、TSE リファレンス研究所 (INTA-国立農牧技術院) に送付するためである。

(3)罰則規定

各法規に、不履行に対する制裁及び/又は衛生措置の実施が定められている。法令違反が見つかり、担当部署がその経緯を SENASA 法務部に送付し、判断を仰いで制裁を課す。

SENASA が認定した輸出申請書及び/又は輸出用の公式な動物衛生証明書のない動物が第 3 国から到着すると、国境での検査あるいは入国後の検疫で不合格となった動物と同様に、現行法規に従い SENASA が当該動物の返送あるいはと殺を判断する。

1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）



- (1) SENASA 総裁室
- (2) 食料飼料監査局 (DNFA)
- (3) 動物衛生局 (DNSA)
- (4) 貿易部
- (5) 動物検疫局
- (6) 法務部
- (7) 国境調整課

1.1.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報（年次別、国別頭数）

（参考：H.S.Code；01.02）

繁殖用牛の輸入（1986 年～2007 年）

（頭）

国名	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	合計
オランダ																							0
英国																							0
スイス																							0
ドイツ	15																						15
オーストリア																							0
スペイン				14	23																		37
イタリア				4																			4
米国	11	89	60	46	41	26	86	30	138	22	44	47	51	27	32	18	12	21					801
カナダ	5	56	5	7	14	52	121	97	105	18	27	60	18	16	14	6	10	2					633
チリ												220			100								320
パラグアイ	6	4	4										43	17									74
ウルグアイ	10	23	9	16	10						1	200	2516	1166	789		4	2	296	5	22		5069
オーストラリア									10														10
ブラジル	1		1	2	1																		5
ニュージーランド			9																				9
合計	48	172	88	89	89	78	207	127	253	40	72	527	2628	1226	935	24	26	25	296	5			6977

と畜用牛の輸入（1980 年～2005 年）

国名	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	合計
チリ									1186	471	552	2304	3485	2125	28	988							11139
パラグアイ									5		13	2016	4867	5									6906
ウルグアイ									447	400	2	20292	88102	27913	40207	42				173			177578
ブラジル													326	211									537
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	1638	871	567	24612	96780	30254	40235	1030	0	0	0	173	0	0	196160

出典：統計調整部（SENASA-食料飼料監査局(DNFA)）

1.1.4 BSE リスク国*からの輸入牛に関する情報

(1)国内牛の BSE 因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛（レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等）の頭数

- * BSE リスク国：欧州食品安全機関（EFSA）の地理的 BSE リスク（GBR）でレベル 1 または 2 と評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

過去においては、現 BSE 発生国からも牛が輸入されていた。最近の輸入はカナダからの 179 頭と合衆国からの 274 頭である。（いずれも 1995 年～2003 年）。これらの国々が BSE の最初の症例を報告したのは 2003 年であった。欧州からの牛の輸入は 1990 年に停止された。

欧州から輸入された繁殖牛の最終用途

年度	ドイツ				オーストリア				スペイン				英国				イタリア				スイス				合計
	F	MC	V	ST	F	MC	V	ST	F	MC	V	ST	F	MC	V	ST	F	MC	V	ST	F	MC	V	ST	
1980	8	20	0	28	6	14	0	20	0	22	0	22	8	6	0	14	0	6	0	6	0	2	0	2	92
1981				0				0				0	0	3	0	3	41	30	0	71				0	74
1982				0				0				0	0	2	0	2				0				0	2
1983				0				0				0				0				0	15	0	0	15	15
1984				0				0				0				0				0				0	0
1985				0				0				0				0				0				0	0
1986	0	15	0	15				0				0				0				0				0	15
1987				0				0				0				0				0				0	0
1988				0				0				0				0				0				0	0
1989				0				0	0	14	0	14				0	0	3	1	4				0	18
1990				0				0	4	19	0	23				0				0				0	23
合計	8	35	0	43	6	14	0	20	4	55	0	59	8	11	0	19	41	39	1	81	15	2	0	17	239

記号の説明：F（と畜）、MC（農場にて死亡。と畜場へは未送）、V（生存）、ST（小計）

カナダ及び米国から輸入された繁殖牛の最終用途

年度	米国					カナダ					合計
	MC	E	V	NE	ST	MC	E	V	NE	ST	
1995	21		1		22	15		2	1	18	40
1996	28	2	9	5	44	17		7	3	27	71
1997	32		11	4	47	42		27		69	116
1998	29		22		51	7		10	1	18	69
1999	15		12		27	7		8	1	16	43
2000	14		16	2	32	4		10		14	46
2001	5		12	1	18	4		2		6	24
2002	2		10		12	3		7		10	22
2003	2		19		21	1				1	22
合計	148	2*	112	12	274	100	0	73	6	179	453

記号の説明：E（輸出）、MC（農場にて死亡。と畜場へは未送）、V（生存）、NE（不明）、ST（小計）

* ブラジルへ輸出。

上記の表からも明らかなように、BSE リスク国から輸入された牛は少なく、それらはすべて繁殖用である。加えて、1995 年以降は全ての国からの繁殖用輸入牛の登録と追跡システムが導入された。

これにより、前述の国々からの輸入牛のほぼ全てがレンダリングチェーンから排除された。

上記の表にある MC の欄は、農場で死亡した、あるいは生産寿命を終えて処分された牛に相当し、（可能な場合全頭が）国立リファレンス研究所（INTA-国立農牧技術院）で脳が検査され、（これまで）結果は陰性である。

ワーストシナリオでは、F 欄（と畜）及び NE 欄（不明）の牛はレンダリングチェーンに組み込まれた可能性がある。それらは、ほぼ 20 年以上前に欧州から輸入された 82 頭と、6 年以上前に米国やカナダから輸入された 18 頭に限られる。

出典：SENASA

(2)暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

輸入繁殖用牛(純血種)は個体識別されてアルゼンチンに入国する。入国時にこれらの牛は SENASA により個体識別されて、生涯にわたり恒常的に追跡される。検疫後の観察期間の開始時に家畜の所有者は、SENASA 決議 No.471/95 により創設された輸入繁殖牛登録を行うため、宣誓供述書に署名しなければならない。上記決議の遵守を確認するため、SENASA 現地事務所の獣医官は、年 2 回立ち入り検査を実施し、所有者は家畜の全ての移動、並びに牛の処分や死亡などの出来事/情報を報告しなければならない。

これらの報告に基づき SENASA はセントラルデータベースを作成し、それにより全ての輸入繁殖牛の所在地や状態に関する情報が容易に入手できるようになった。

輸入された繁殖用反すう動物には、各個体のデータ、衛生的所見、移動、死亡等が記録された個体識別カードが付与される（例にコピーを添付する。付属文書 XX 参照）。SENASA の現行法規の遵守を保証するため査察を行う他、純粋種の繁殖牛データ（個体識別、血統、出生地を含む）がアルゼンチン農牧協会の血統登録簿「Herd Book」に記録されている。

このような方法で 1995 年以前（訳注：以降の間違いと思われる）に輸入された個体の追跡が可能となった。

1.1.5 BSE に感染した輸入牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

輸入牛であれ、国内産牛であれ、国内で BSE 症例が検知されたことはない。

1.2 肉骨粉（MBM*）の輸入

* MBM：EFSA の GBR 評価の MBM と同様に H. S. Code（2301.10）に含まれる全てのもの。

1.2.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1990 年	農牧水産食糧庁決議（SAGPyA）No. 429/1990 英国の牛、羊、山羊の生体、遺伝性素材、製品の輸入禁止 （注：限定範囲は SENASA 決議 No. 117/02 に基づく）
1994 年 5 月 23 日	農畜産物衛生管理機構（SENASA）決議 No. 630/1994 動物由来の製品、副産物、派生物の輸入申請に関する規定 （注：決議 816/02 第 14 条により廃止-官報 2002 年 10 月 10 日付）
1995 年 6 月 7 日	旧 SENASA 決議 No. 382/95 病気発生国、高リスク国、低リスク国、清浄国からの、付属文書 I に規定される家畜、精液、胚、肉、乳及び派生物の輸入に関する規則の承認 （注：決議 No. 117/02 により廃止）
1995 年 9 月 29 日	旧 SENASA 決議 No. 294/95 旧 SENASA 決議 No. 382/95 の付属文書 I の第 1 項-d）及び第 2 項の改訂（注：SENASA 決議 No. 117/02 により廃止）
1996 年 4 月 17 日	旧 SENASA 決議 No. 203/96 本決議の付属文書 I, II, III の規定に基づく国リスク、製品リスクの評価基準の

	承認 (注：SENASA 決議 No. 117/02 により廃止)
1996 年 9 月 20 日	SENASA 決議 No. 562/96 決議 No.203/96 の国リスク識別のための付属文書 I 第 3 項が「症例登録なし」の区分に替わる。 (注：SENASA 決議 No. 117/02 により廃止)
1998 年 9 月 18 日	SAGPyA 決議 No. 30 /98 決議 No. 203/96 の付属文書 II を置き替える。決議 No. 562/96 第 1,2,3,4,6 条の改訂は維持するが、第 5 条は廃止する。 (注：限定範囲は SENASA 決議 No. 117/02 に基づく)
2000 年 9 月 21 日	SENASA 決議 No. 1508/2000 動物由来の製品、副産物、派生物の輸入を認める国際衛生証明書に記載を義務付ける衛生要件を制定する権能を貿易部に与える。
2001 年 1 月 12 日	SENASA 決議 No. 42/2001 特定の国からの反すう動物由来の肉、臓器、副産物及び派生物を含む食品の輸入を一時的に禁止する。 (注：決議 No. 117/02 の第 12 条により廃止-官報 2002 年 1 月 25 日付)
2001 年 2 月 9 日	SENASA 決議 No. 238/2001 決議 No. 42/2001 に記載される国々から、食品あるいは飼料用に輸入された特定の製品のロットは、流通前にサンプルを採取し、種を特定する分析を実施するよう(緊急に)規定する。
2001 年 10 月 29 日	SENASA 決議 No. 482/2001 飼料用の製品の加工、分別、輸入、輸出及び/又は流通を業者登録している施設及び/又は企業、並びにこれらが加工及び/又は売買する製品に対する衛生条件の規制枠組 (注：決議 No. 341/03 第 9 条により廃止-官報 2003 年 7 月 30 日付 8 ページ)
2002 年 1 月 22 日	SENASA 決議 No. 117/2002 生体動物、繁殖用材料、動物由来製品及びこれらを含む製品の輸入リスク（国内への BSE 侵入リスク）の分析法を承認。
2002 年 10 月 10 日	SENASA 決議 No. 816/2002 アルゼンチンに動植物由来製品及び副産物を輸出する国々の監査手続きに関する規則 (注：官報 2002 年 10 月 29 日付 12 ページの付属文書)
2002 年 12 月 30 日	SENASA 決議 No. 1052/02 BSE 地理的リスクに関する国の分類法を制定
2003 年 7 月 24 日	SENASA 決議 No. 341/03 飼料用の製品を加工、分別、保管、流通、輸入、輸出する個人、法人、施設の資格取得及び SENASA への登録を義務化する。これは特に、国内の TSE 予防・監視のために SENASA が適用した措置を補完するためである。 (注：SENASA482/01；215/02 及び 273/02 の決議廃止)
2006 年 6 月 13 日	SAGPyA 決議 No. 315/2006 輸出国の羊群の疾病に関するステータスに関わりなく、BSE に関して、制限、条件、措置を要求しないという国際獣医事務局(OIE)の勧告の適用。 上記勧告は以下の製品の輸入あるいは国内移動を認可する場合に適用される：乳、乳製品、IETS に準じて生体から採取した精液と胚；皮革（頭皮を除く）、頭以外の皮革のみから製造されたゼラチン及びコラーゲン；たん白質を除去した

	脂肪（不溶性不純物は重量比 0.15%を越えてはならない）及びその派生物、第二リン酸カルシウム(たん白質及び脂肪の残留なし) (注：SAGPyA 決議 No. 30/1998 及び 107/1999 は廃止)
--	--

(2)第三国経由での輸入に対する規制

1990 年（旧 SENASA 決議 No. 429/90）以降、BSE 発生国/リスク国の反すう動物の肉骨粉及び獣脂かすの輸入は禁止されている。本法規は順次改訂され、現在は 2002 年の SENASA 決議 No. 117 が有効であるが、これにより、BSE の衛生状態がアルゼンチンとは異なる国からの肉骨粉及び獣脂かすの輸入は引き続き禁止されている。

SENASA 決議 No.117/02：原産国の国リスク、製品リスク、用途リスクに基づくマトリックスを適用して輸入の認可の可否が決定される。

本法規は、乳たん白質は例外として、BSE の衛生状態がアルゼンチンと同じ国の反すう動物由来たん白質（又はそれを含む食品・飼料）のみの輸入を認可することを規定している。

本法規はヒト用食品及び動物用飼料に適用される。

本法規に基づき、アルゼンチンと(BSE の)衛生状態が異なる国の飼料で、反すう動物由来肉骨粉(MBM)を含むものは、その肉骨粉がアルゼンチンと BSE の衛生状態が同じである国由来である場合にのみ輸入することができる。

当該飼料が輸入されるためには、企業が申告した成分が記載された原産地の公式衛生証明書が添付され、かつ輸出飼料に使用される動物由来成分のトレーサビリティがロット/バッチ毎に確立されていなければならない。

さらに、飼料サーベイランスプログラムにより、飼料あるいは食品用に輸入される製品の全てのロット/バッチは、リスクとなる原料が含まれることのないよう、サンプリングされなければならない（決議 No.238/01）。

SENASA 決議 No. 238/01 の規定に従い、2001 年末～2002 年始め以降、反すう動物由来たん白質の(アルゼンチンへの)輸入が禁止されている国から輸入される、全ての食品及び飼料は、流通前にサンプリングし種の識別のためエライザ法で分析されなければならない。

本検査は、牛あるいは羊の種を特定する技術であるエライザ IDEXX を用いて、製品に含まれるたん白質の動物種を決定するために実施される。

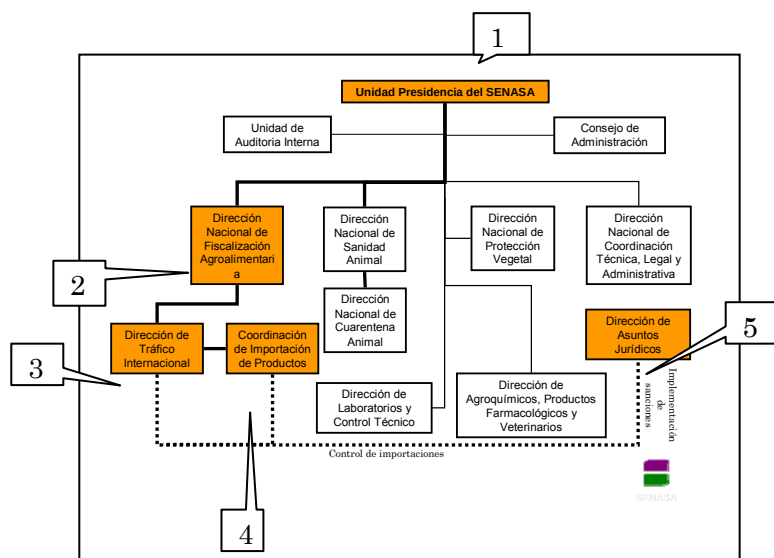
(3)罰則規定

各法規に、不履行に対する制裁及び/又は衛生措置の実施が定められている。法規違反が見つかり、担当部署がその経緯を SENASA の法務部に送付し、判断を仰いで制裁を課す。

陽性の製品は廃棄されるか輸出国に返送され、製品を供給した企業からの輸入を一時的に停止する旨を公式に輸出国に通知すると共に、輸出国衛生当局の責任下で、当該禁止たん白質が検出される原因が解明され、是正措置に関して議論されるよう要請する。

上記に関する公式な情報を受領し精査した後に、一時輸入停止は解除され、SENASA 決議 No. 238/01（輸入品の動物種の特定）が引き続き適用される。

1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）



- (1) S E N A S A総裁室
- (2) 食料飼料監査局（DNFA）
- (3) 貿易部
- (4) 輸入品調整課
- (5) 法務部

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報（年次別、国別トン数） （参考：H.S. Code；2301.10（肉骨粉、肉粉、獣脂かす））

獣脂かすの輸入実績はない。

(トン)

国名／年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国			2) 60			1) 3		1) 19	4) 199	4) 152
	1) 0,25		3) 20	2) 72	1) 16	3) 16	1) 4	8) 18	19) 97	19) 33
						6) 719	3) 18	10) 205	10) 2	10) 1
					4) 851	5) 16	4) 806			
					5) 0,25	6) 12	8) 18			
					6) 19	8) 18	9) 99			
					7) 20	9) 401	10) 113			
					8) 17	10) 765	11) 12			
ウルグアイ	12) 0,25				12) 1.960	12) 529	12) 25			
					13) 26					
フランス	9) 0,25				9) 2	9) 4	1) 2			
チリ									14) 1943	14) 1461
ブラジル			1) 25	9) 872	9) 4.304	9) 7.872	9) 7.445	9) 10.165	18) 9167	18) 7895
	14) 3		9) 98		10) 2					16) 24
		15) 6								
			15) 18							
ペルー										
パラグアイ										
ベルギー										
ノルウエー									14) 2	14) 2
デンマーク					16) 50		16) 42	16) 50	16) 26	10) 17
								17) 15	17) 16	16) 134
日本										
アイスランド									14) 26	

1) 鶏肉の粉末

2) 七面鳥の肉の粉末

3) 七面鳥の臓物の粉末

4) 鳥類の骨粉

5) 鳥の肝臓の粉末

6) 七面鳥の肉骨粉

7) 七面鳥の肝臓の粉末

8) 七面鳥の骨粉

9) 鳥臓器の粉末

10) 鳥の肉骨粉

11) 豚の肉粉

12) 牛の肉骨粉

13) 牛の骨粉

14) 魚粉

15) 羊の肉骨粉

16) 豚肉の粉末

17) 豚の肉骨粉

18) 鳥類の臓器の粉末

19) 鳥類の肉の粉末

出典統計：SENASA

1.2.4 BSE リスク国*から輸入された MBM に関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない MBM の量

- * BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

BSE のリスク国から輸入された肉骨粉は、非反すう動物種の肉骨粉のみである。前述のように、違反もしくは汚染を検知する目的で、2001 年以降は、反すう動物由来禁止たん白質を含む可能性のある原材料や飼料で動物あるいはヒトが摂取するものは、全てのバッチ/ロットが SENASA の公的研究所において、反すう動物由来禁止たん白質の特定のためにエライザ法（牛及び羊）で分析される。陽性の製品のバッチ/ロットは返送されるか廃棄される。

さらに 1995 年以降は、反すう動物由来たん白質（現行では、動物由来たん白質）の反すう動物への給与が禁止され、これらは、SENASA が実施する組織的なサンプリングにより検査される。上記に基づき、輸入であれ国産であれ、MBM 又は獣脂かすの摂取による牛への BSE 病原体の暴露は問題のない程度と考えられる。

出典：SENASA

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる MBM について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提出すること

輸入された飼料と原材料の分析サンプルの合計(2001～2008 年)

年度	分析サンプル	反すう動物由来たん白質陽性
2001	139	—
2002	164	—
2003	18	—
2004	308	17
2005	438	8
2006	894	3
2007	929	2
2008	973	2
方法：エライザ種特定法		
出典：SENASA-DILACOT(研究・技術管理局)		

陽性結果 2006/2007/2008

{2006}

識別	製品	サンプル結果
108336	犬科用配合飼料	陽性
105164	鳥臓器の粉末	陽性
119811	鳥臓器の粉末	陽性

{2007}

識別	製品	サンプル結果
166607	猫科用配合飼料	陽性
151025	鳥臓器の粉末	陽性

{2008}

識別	製品	サンプル結果
206468	猫科用配合飼料	陽性
191651	犬科用配合飼料	陽性

1.3 動物性油脂の輸入

1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1990 年 8 月 23 日	SAGPyA 決議 No. 429/1990 英国の牛、羊、山羊の生体、遺伝性素材、製品の輸入禁止 (注：限定範囲は SENASA 決議 No. 117/02 に基づく)
1994 年 5 月 23 日	SENASA 決議 No. 630/1994 動物由来の製品、副産物、派生物の輸入申請に関する規定 (注：決議 816/02 第 14 条により廃止 – 官報 2002 年 10 月 10 日付)
1995 年 6 月 7 日	旧 SENASA 決議 No. 382/95 (家畜)伝染病発生国、高リスク国、低リスク国、清浄国からの、付属文書 I に規定される家畜、精液、胚、肉、乳及びその派生物の輸入に関する規則の承認 (注：決議 No. 117/02 により廃止)
1995 年 9 月 29 日	旧 SENASA 決議 No. 294/95 旧 SENASA 決議 No. 382/95 の付属書 I の第 1 項-d) 及び第 2 項の改訂 (注：SENASA 決議 No. 117/02 により廃止)
1996 年 4 月 17 日	旧 SENASA 決議 No. 203/96 本決議の付属文書 I,II,III の規定に基づく国リスク、製品リスクの評価基準の承認 (注：SENASA 決議 No. 117/02 による廃止)
1996 年 9 月 20 日	SENASA 決議 No. 562/96 決議 No. 203/96 の国リスク識別のための付属文書 I 第 3 項が「症例登録なし」の区分に替わる。 (注：SENASA 決議 No. 117/02 により廃止)
1998 年 9 月 18 日	SAGPyA 決議 No. 30 /98 決議 No. 203/96 の付属文書 II を置き替える。決議 No. 562/96 第 1,2,3,4,6 条の改訂は維持するが、第 5 条は廃止する。 (注：限定範囲は SENASA 決議 No. 117/02 に基づく)
2000 年 9 月 21 日	SENASA 決議 No. 1508/2000 動物由来の製品、副産物、派生物の輸入を認める国際衛生証明書への記載を義務付ける衛生要件を制定する権能を貿易部に与える。
2001 年 1 月 12 日	SENASA 決議 No. 42/2001 特定の国からの反すう動物由来の肉、臓器、副産物及び派生物を含む食品の輸入を一時的に禁止する。 (注：決議 No. 117/02 第 12 条により廃止 – 官報 2002 年 1 月 25 日付)
2001 年 2 月 9 日	SENASA 決議 No. 238/2001 決議 No. 42/2001 に記載される国々から、食品あるいは飼料用に輸入された特定の製品のロットは、流通前にサンプルを採取し、種を特定する分析を実施するよう(緊急に)規定する。
2001 年 10 月 29 日	SENASA 決議 No. 482/2001 飼料用の製品の加工、分別、輸入、輸出及び/又は流通を業者登録している施設及び/又は企業、並びにこれらが加工及び/又は売買する製品に対する衛生条件の規制枠組

	(注：決議 No. 341/03 第 9 条により廃止・官報 2003 年 7 月 30 日付 8 ページ)
2002 年 1 月 22 日	SENASA 決議 No. 117/2002 生体動物、繁殖用材料、動物由来製品及びこれらを含む製品の輸入リスク（国内への BSE 侵入リスク）の分析法を承認
2002 年 10 月 10 日	SENASA 決議 No. 816/2002 アルゼンチンに動植物由来製品及び副産物を輸出する国々の監査手続きに関する規則 (注：官報 2002 年 10 月 29 日付 12 ページの付属文書)
2002 年 12 月 30 日	SENASA 決議 No. 1052/02 BSE 地理的リスク（GBR）に関する国の分類法を制定
2003 年 7 月 24 日	SENASA 決議 No. 341/03 飼料用の製品を加工、分別、保管、流通、輸入、輸出する個人、法人、施設の資格取得及び SENASA への登録を義務化する。これは特に、国内の TSE 予防・監視のために SENASA が適用した措置を補完するためである。 (注：SENASA482/01；215/02 及び 273/02 の決議廃止)
2006 年 6 月 13 日	SAGPyA 決議 No. 315/2006 輸出国の羊群の疾病に関するステータスに関わりなく、BSE に関して、制限、条件、措置を要求しないという国際獣医事務局(OIE)の勧告の適用。 上記勧告は、以下の製品の輸入あるいは国内移動を認可する場合に適用される：乳、乳製品、IETS に準じて生体から採取した精液と胚；皮革（頭皮を除く）、頭以外の皮革のみから製造されたゼラチン及びコラーゲン；たん白質を除去した脂肪（不溶性不純物は重量比 0.15%を越えてはならない）及びその派生物、第二リン酸カルシウム(たん白質及び脂肪の残留なし) (注：SAGPyA 決議 No. 30/1998 及び 107/1999 は廃止)

(2)第三国経由での輸入に対する規制

現在 SENASA 決議 No. 117/02 により、不純物が重量比 0.15%を超える反すう動物の獣脂は、衛生状態がアルゼンチンと同じ国からのみ、食品・飼料用に輸入が認可される。リスク国からの当該獣脂の輸入は工業用に限られる。衛生状態がアルゼンチンと異なる国からの獣脂の輸入はわずかで、それらは石鹼製造用である。

OIE の勧告を適用した SAGPyA 決議 No.315/06 により、不純物が重量比 0.15%以下の牛脂は、輸出国の衛生状態に関らず、輸入が認可される。輸入される獣脂は全て、決議 No238/01 に従い、反すう動物由来たん白質の混入が検査される。

現在まで、いかなる国からも反すう動物の脂肪、グリース、油は輸入されていない。

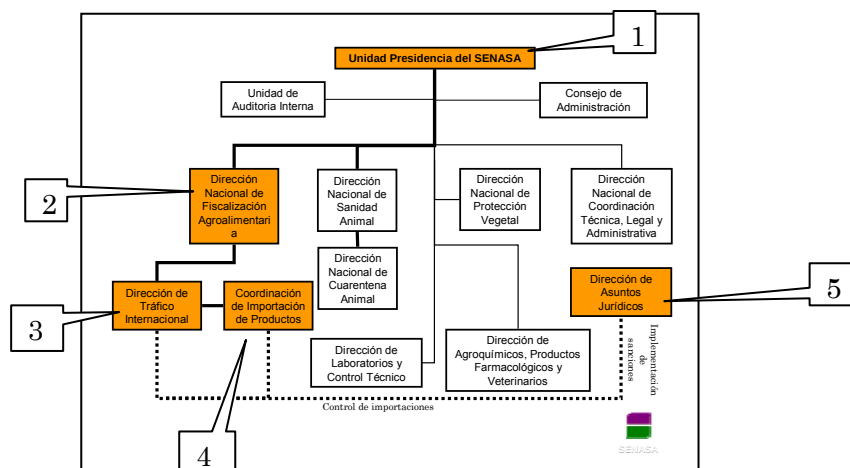
(3)罰則規定

各法規に、不履行に対する制裁及び/又は衛生措置の実施が定められている。法令違反が見つかり、担当部署がその経緯を法務部に送付し、判断を仰いで制裁を課す。

SENASA 決議 No.238/01 に規定された分析で陽性(反すう動物由来たん白質の混入)となった製品は、廃棄されるか輸出国に返送され、製品を供給した企業からの輸入を一時的に停止する旨を公式に輸出国に通知すると共に、輸出国衛生当局の責任下で、当該禁止たん白質が検出される原因が解明され、是正措置に関して議論されるよう要請する。

上記に関する公式な情報を受領し精査した後に、一時輸入停止は解除され、SENASA 決議 No. 238/01（輸入品の動物種の特定）が引き続き適用される。

1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）



（1）SENASA 総裁室 （2）食料飼料監査局(DNFA) （3）貿易部 （4）輸入品調整課 （5）法務部

1.3.3 1986 年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報（年次別、国別トン数） （参考：H.S.Code；1502.00（反すう動物由来油脂等）、1503.00（タロー油脂等）、 1516.10（動物性油脂及びその分別物））

（トン）

国名	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ウルグアイ	-	-	-	4292	8945	2262	1629	3064	8438	14169	13993	8442	5127	3531
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14595	-	-	-	-
ブラジル	-	-	-	-	-	25	25	-	-	388	489	532	-	-

出典：SENASA

1.3.4 BSE リスク国*から輸入された動物性油脂に関する情報

(1) 牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量

* BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

飼料として使用される可能性を完全には排除できない反すう動物の油脂の輸入は、過去 15 年間なかった。

出典：SENASA

(2) 牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

2003 年に米国から輸入された牛脂 14,595 トンは、石鹼及び化粧品を製造する企業 2 社により輸入されたものであった。

2 暴露・増幅リスク

2.1 飼料規制

2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1995 年 5 月 12 日	SENASA 決議 No. 252/1995 牛及び/又は羊由来肉骨粉の反すう動物への給与を国内全域で禁止。発効は本決議の日付の 120 日後。 (注：旧 SENASA 決議 No. 611/96 により廃止)
1996 年 10 月 2 日	SENASA 決議 No. 611/1996 反すう動物由来たん白質（骨粉、肉粉、肉骨粉、消化骨粉、臓器粉、これらを含む全ての製品）の、反すう動物への給与を禁止 (注：決議 No. 485/02 の第 10 条により廃止 - 官報 2002 年 6 月 4 日付)
1999 年 4 月 26 日	SENASA 決議 No. 354/1999 SENASA 農業化学品・動物用医薬品部における飼料の登録手続きに用いるため、本決議の付属文書となる手順書が承認された。
2001 年 1 月 11 日	SENASA 決議 No. 446/2001 特定の活性成分を含む国産及び輸入の動物用医薬品の表示義務に関する規則
2001 年 1 月 22 日	SENASA 決議 No. 70/01 SENASA 動物衛生局(DNSA)に、囲い地肥育施設の登録制度を創設。禁止製品の存在、保管、給与が発見された場合、資格が停止され、飼料及び動物が押収される。 (注：SENASA 決議 No. 1130/99 により廃止)
2001 年 10 月 29 日	SENASA 決議 No. 482/01 飼料用の製品の加工、分別、輸入、輸出及び/又は流通を行う施設の衛生条件及び保証レベルに関する規制枠組を定める。
2001 年 11 月 9 日	SENASA 決議 No. 508/01 動物用医薬品あるいは飼料に使用される動物由来製品及びその派生物は全て、動物製品監査課(DFPOA)の認証施設で製造されたものでなくてはならない。
2002 年 5 月 24 日	SENASA 決議 No. 485/2002 哺乳動物由来たん白質を、単独であれ、他の製品との混合であれ、反すう動物に給与することを国内全域で禁止する。決議 No. 611/96 は廃止 (注:決議 No.1389/04 第 17 条により廃止 - 官報 2005 年 1 月 4 日付 6 ページ)
2002 年 6 月 4 日	SENASA 決議 No. 488/02 あらゆる監査手続きにおける SENASA 職員の権限を定める。保管、確認書類、押収、押収物の取扱い、国内移動、通告等に関する指針を定める。 旧 SENASA 決議 No. 461/95 は廃止
2001 年 6 月 25 日	DNFA 規定 No.13/02 SENASA 決議 No.485/02 により反すう動物用飼料が哺乳動物由来たん白質陽性であった場合に適用される手順書の承認 (注：DNFA 規定 115/08 により廃止)

2003 年 7 月 24 日	SENASA 決議 No. 341/2003 飼料用の製品を加工、分別、保管、流通、輸入、輸出する個人、法人、施設の資格取得及び SENASA への登録を義務化する。企業及び/又は施設の定義、登録、及び資格取得申請、登録申請、必要書類、設備、交差汚染防止手順を定める。 旧 SENASA 決議 No.1101/93 及び 1013/94、SENASACANo.482/01、273/02、215/02 は廃止
2004 年 1 月 14 日	SENASA 決議 No. 010/04 BSE 因子の循環を防止する戦略的措置は、反すう動物用飼料の製造加工及び給与システムを中心に行うことを定める。SENASA 当局にそのための業務や機能手続き適正化の権限を付与する。 SENASA 決議 No. 113/02 及びその改訂 No. 20/02 は廃止
2004 年 7 月 6 日	SENASA 決議 No. 449/04 食料飼料監査局(DNFA)植物監査課(DFV)に、飼料監査調整班(COFIAL)を設置する。これは動物の TSE 予防戦略の一部であり、「レンダリング」と呼ばれる動物廃棄物の処理工程を効果的に管理することにより、病原因子の循環を予防するものである。 SENASA 決議 No. 337/03 の補完。
2004 年 12 月 29 日	SAGPyA 決議 No. 1389/2004 乳たん白質、魚粉、卵粉、羽粉は例外として、動物由来たん白質の反すう動物への給与を国内全域で禁止する。又、鶏の敷き藁及び/又は養鶏残渣の飼料への使用を国内全域で禁止する。
2008 年 9 月 5 日	DNFA 規定 No. 115/08 反すう動物用飼料への使用が禁止されている動物由来たん白質が検出された場合に適用される手順書の承認

(2)罰則規定

各法規に、現行規定の不履行に対する制裁が定められている。SENASA は、製造禁止、施設閉鎖、製品や流通原料等の回収を含む措置の実施機関である。

2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

2.2.1 飼養形態

2.2.1.1 乳牛及び肉牛における代表的な飼料給与方法*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢（月齢）毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

*飼料給与方法...例) 初乳、代用乳、カーフ・スターター、粗飼料 等

〈乳牛〉

ステージ*	子牛	子牛	育成牛 I	育成牛 II	成牛
週齢又は月齢	0～5 日齢	5～60 日齢	60 日齢～6 ヶ月 齢	6 ヶ月齢～18 ヶ 月齢	18 ヶ月齢以上
飼料内容	初乳	市場価格に応じて代用乳あるいは母乳(4L/日/頭) (高)たん白質(濃厚)飼料(1.5kg 以下/日/頭) 乾燥牧草	(高)たん白質(濃厚)飼料 30% 放牧 70%	放牧	放牧 搾乳のための(高)エネルギー(濃厚)飼料 15%

ステージ...例) 子牛、育成牛、成牛等

アルゼンチンの牛の全頭数 5,800 万頭の内、乳牛は約 350 万頭である。

2005 年の乳生産量は 93 億 600 万リットルであった (図 1.5)。現在、乳牛 1 頭当たりの年平均生産量は 4,043 リットルで、集約的牧畜を行う他国と比べてかなり低い。この相違は、アルゼンチンで優勢な乳生産方法に起因する。補助飼料（牧草及び穀類）を給与される乳牛は 25%未満で、給与は牧草が足りない時期に限られる。

〈肉牛〉

ステージ*	子牛	肥育牛	成牛	
週齢又は月齢	6～8 ヶ月齢	2 歳まで	2 歳以上	
飼料給与方法	母乳	放牧 全牛の 2.5%は、フィードロット方式(舎飼い) 又は囲い地(舎飼いと放牧の混合)で肥育される。 濃厚飼料（植物成分）を給与する。	放牧	

*ステージ...例) 子牛、育成牛、肥育牛等

牛の全頭数 5,850 万頭の内訳は、3 歳以上の雌の成牛 (40%)、雄の若牛 (20%)、3 歳までの雌牛 (14%)、子牛 (25%)、雄の成牛 (2%) である。68%は中央部の湿潤パンパ(ブエノスアイレス州、コルドバ州南部、サンタ・フェ州、ラ・パンパ東部)で飼育されている。湿潤パンパは 50 万平方 km であり、ここに全頭の 20%に相当する 3,940 万頭の牛が存在する。ほとんどの施設はこの地域に集中しており、平均 220 頭～240 頭を飼育している。一方、南部のパタゴニアでは羊が中心で牛は少ない (1.6%のみ)。

アルゼンチンにおける牛及び羊の飼育は、低コストの飼料である多年生の牧草を利用した粗放的な生産方式を基本としている。純粋種の肥育農家の一部及び少数の酪農家のみが配合飼料を使用する。酪農家での補助飼料の使用は、牧草の状態によった季節的なものである。

肉牛はヨーロッパ原産種である。生産性は牧草の量と質に依存し、地域により異なる。例えば、肥沃なパンパにおける生産量は 1 ヘクタール当たり年平均 110kg であり、これはメソポタミアの年平均 30kg/ha と比較して非常に高い。牛の平均体重についてはアルゼンチンは 219kg で、最も集約的な方式を採用している他国と比べかなり低い。

近年、国内消費用の牛の肥育に新しい方式、すなわち囲い地又は「フィードロット」が取り入れられるようになった。

この方式は主に子牛及び 18 ヶ月以上の雌牛に用いられるが、雄の若齢牛～成牛に用いられることもある。牛は以下の表に示す生産スキームに応じて施設に入る。国内消費用の約 150 万頭の牛が、毎年このシステムに組み込まれる。

表：牧舎肥育式の牛の区分、肥育期間と体重増加

月齢区分	当初体重 (kg)	最終的体重 (kg)	肥育期間 (日数)
子牛	160/170	260/270	60～90
若齢牛	220/240	320/340	60～90
成牛	340/350	420/450	60～90

アルゼンチンにおける肉用の畜産業は、低コストの餌で高品質の肉の生産を目指す傾向が強い。産業の経済構造により、配合飼料はわずかな例外を除き使用できない。配合飼料使用の経済的制約は、羊では更に大きい。羊は全て放牧により飼養される。

乳牛も主に牧草で育つ。その証拠に、アルゼンチンの年間牛乳生産量は一頭当たり 4,043 リットルであり、ここ数年の牛乳生産量の増加は、遺伝的改善と飼養技術の向上の結果である。

2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

○はい →下記質問へ いいえ →2.2.1.3 へ

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、

飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007 年現在)

乳牛と肉牛の混合飼育は牛を飼育している全施設内の 0.8%である。

2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合

*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

○はい → 下記質問へ いいえ → 2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007 年現在)

豚との混合飼養のは牛飼養施設の 1 %、鶏との混合飼養は牛使用施設の 0.3%である。

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

(飼料製造施設数)

出典：データベース COFIAL – SENASA (2009 年 4 月 14 日)

飼料の対象動物	期間				
	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～2009
豚	データ無し	19*	62*	173*	293*
家禽類	データ無し	26*	68*	176*	302*
養豚・家禽類	データ無し	19*	55*	142*	248*
反すう動物・非反すう動物	データ無し	26	75	195	292
反すう動物専用	データ無し	3	23	92	187
合計					479 [∞]

*当該対象動物用の飼料生産の認証を受けた製造施設の合計

(対象動物専用あるいは、反すう動物又は非反すう動物と兼用の可能性がある。)

反すう動物用飼料製造業者 – 出典 COFIAL (2008 年 12 月 31 日)

反すう動物用飼料製造施設合計	施設数	ライン数
	371	1
	70	2
	13	3
	1	4
	78	識別無し
533[∞]		

[∞]反すう動物用飼料製造施設(反すう動物専用あるいは非反すう動物と兼用)の合計の相違は、考慮された期間の違いによる。2008 年 12 月時点で登録されていた企業の多くは、その後、登録が取り消されたか、反すう動物用飼料の生産を中止した。

TSE 予防に関しアルゼンチンは、第三者に販売する飼料製造施設に、工程管理の予防基本方針を適用している。これは、交差汚染防止に関する指示書（SENASA 決議 No. 341/03 第 3 章、付帯条項 5）、標準「チェックリスト」を用いた施設監査に関する指示書、禁止措置の遵守の検査あるいは当該サーベイランスに関する指示書に基づき、作業基準を統一したものである。

アルゼンチンの現行規定（SAGPyA 決議 1389/04 第 13 条）では、反すう動物用及び非反すう動物用の飼料を製造する施設に、別々の生産ラインを設けるよう義務付けている。2004 年 12 月以前に登録された反すう動物用及び非反すう動物用の飼料製造施設については、2007 年 1 月 1 日以降ラインを分けるよう義務付けている。最近創業し、2005 年 1 月 1 日以降に登録を申請した施設については、一つの動物種（反すう動物あるいは非反すう動物）を選択するか、それぞれ別のラインを設けるように義務付けている。

2.2.2.2 飼料生産量

(1)用途畜種別

用途畜種	配合飼料の生産（出典: SAGPyA）				
	1991	1992	1993	1994	1995
	トン	トン	トン	トン	トン
肉牛	102.041	127.499	177.695	204.190	217.988
乳牛	253.367	305.331	334.589	346.071	394.461
肉用鶏	1.439.960	1.701.174	1.848.509	1.836.637	1.938.895
産卵鶏	499.101	576.802	591.525	638.093	667.260
豚	92.422	103.682	105.085	112.969	123.089
家畜	73.782	82.724	84.013	92.009	139.983
多種*	44.854	51.332	52.056	51.251	54.737
その他	3.125	3.464	3.551	2.780	2.402
合計	2.508.652	2.952.010	3.197.023	3.284.000	3.538.814
*多種は、馬・羊・ウサギ・マス・車えび・小えび等					

飼料等価係数 CEA（トン）（出典: CAENA）					
製品リスト	CEA（トン） 2003 年度	CEA（トン） 2004 年度	CEA（トン） 2005 年度	CEA（トン） 2006 年度	売上高 千ドル 2006 年度
CEA 合計・肉牛（トン）	750.250	2.520.000	3.024.000	3.276.000	1310.40
CEA 合計・乳牛（トン）	700.000	1.428.975	1.428.975	1.478.250	813.04
CEA 合計・肉用鶏（トン）	2.800.000	2.352.900	2.809.220	3.094.420	1547.21
CEA 合計・採卵鶏（トン）	1.050.450	1.153.368	1.167.264	1.208.952	483.58
CEA 合計・豚（トン）	284.000	739.200	829.920	1.014.720	558.10
CEA 合計・ウサギ（トン）	65.520	43.435	66.941	38.325	26.83
CEA 合計・馬（トン）	13.450	4.943	5.203	5.477	3.83
CEA 合計・水産養殖（トン）	不明	2.166	2.280	2.400	1.92
CEA 合計・その他（トン）	270.000	338.511	356.327	375.082	275.05
	8.583.498	8.583.498	9.690.131	10.493.626	5.019.960

(2)アルゼンチンで生産された肉骨粉の用途

出荷先	トン	
	2001	2005
輸出	49,142	104.866
ペット	22,751	210.001
卵	19,751	83.355
豚	27,681	70.448
鳥	123,951	69.104
合計	243,276	537.774

出典: DNFA-SENASA

2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

＜肉骨粉＞

(トン (期間内の合計))

	用途	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～2007/08
含む肉骨粉 来原料を 反すう動物 由	反すう動物用飼料					
	非反芻動物用飼料					595.090
	飼料等					
	廃棄					
含まない肉骨粉 原料を 反すう動物 由来	反すう動物用飼料					
	非反すう動物用飼料					127,184
	飼料等					
	廃棄					

＜動物性油脂＞

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
食用	0.15%以下					
	0.15%超					425,849※
飼料用	0.15%以下	不純物混入率 1 %以下				
	0.15%超					
その他	0.15%以下					
	0.15%超					

※総生産量。

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

食料飼料監査局（DNFA）動物製品監査課（DFPOA）を通じて SENASA が、非食用の動物由来副産物を製造する（レンダリング）施設の登録、認証、監査を行う。DNFA 植物監査課の飼料監査調整班（COFIAL）が、飼料を生産する商業施設の登録、認証、監査を担当する。

SENASA 動物衛生局(DNSA)は、所有する家畜の飼料を自家生産(商業用ではない)している農牧施設を対象に、禁止動物由来たん白の牛への給与禁止の遵守を監査する。

2008 年：酪農施設 12,385 件、囲い地肥育施設 552 件

(2)遵守状況確認の方法

本書に記載の通り、飼料給与禁止の遵守の監査は以下の 3 つのレベルで行われる：

- 1) 非食用の動物由来副産物の製造施設（レンダリング）
- 2) (商業用) 飼料製造施設
- 3) 所有する家畜の飼料を自家製造する農牧施設（農場）

上記 1)、2) については本書の別の箇所でも詳述されることから、本項では上記 3) の、所有する家畜の飼料を自家生産する農牧施設の管理について記載する。

2.2.3.2 項に示す通り、反すう動物への肉骨粉及び獣脂かすの給与は（1995 年以降）禁止されており、その後（2004 年以降）動物由来たん白質の給与も禁止されている。

農牧施設における遵守の監査は、飼料を自家製造する施設（フィードロット及び搾乳場）であれ、飼料製造施設であれ、サンプリングにより実施される。

全ての農牧施設及び飼料製造施設は、本機構に登録しなければならない。全ての製造加工製品についても同様である。

本項では、飼料を自家製造する農牧施設に対する、反すう動物への給与禁止の遵守の監査について記載する。2.2.3.3.項では、飼料施設の遵守確認について記載する。

農牧施設におけるサンプリングは、牛の飼料を自家製造する農牧施設の割合（搾乳場及び囲い地肥育施設のサンプリング計画）に応じて実施される。

最終飼料（反すう動物に給与される）及び飼料の原料のサンプルが採取され、研究所で分析される。陽性の飼料があれば原材料が検査され、それも陽性であれば供給施設（レンダリング又は飼料製造施設）への追跡調査が行われ、施設の検査及びサンプリングが行われる。

以下に 2009 年のサンプリング指令（サンプリング担当の全ての獣医官に通知された文書）を転記する。

動物衛生局(家畜)伝染病課
農村での飼料サンプリング 2009 年
牛海綿状脳症 (BSE)

序文

動物衛生局(DNSA)が実施する TSE 疫学サーベイランス行動計画の一環として、民間部門(生産者及び間接的に飼料製造施設)における未認可動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止の遵守を監査するため、本「農村での飼料サンプリング」(これは以前よりある程度実施されてきた)を農村の施設を対象に全国で実施する (SAGPyA No.1389/04)。

作業は、動物 TSE 予防・サーベイランス国家計画及び(家畜)伝染病課 (DE) が調整し、地域センターの責任下で実施される。

サンプリング方法は、前述のサンプリング方法と同じで、最終飼料 (飼料全体) 及び植物性・非植物性の全ての原料(補足サンプル)のサンプルを採取する。

業務の重要性に鑑み、添付の指示書を読み記載内容を遵守することが望まれる。

疑問がある場合や補足情報が必要な場合には、(家畜)伝染病課又は TSE 計画の下記の担当者へ問い合わせること：

ロレナ・ダッサ医師 (電話番号・メールアドレスが記載されている)

アンドレア・マルコス医師 (電話番号・メールアドレスが記載されている)

TSE 計画 (電話番号・メールアドレスが記載されている)

概要

1. 目的：

未認可の動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止の遵守を管理すること。

2. 検査方法：

自家製造された反すう動物(牛)用の飼料(非商業用)中の未認可の動物由来たん白質を検出する。

サンプルは、動物由来たん白質の検出に対する適性に応じ、顕微鏡及び/又はエライザ法及びケルダール法により分析する。

3. サンプリング方法：

サンプリング (単純無作為抽出) は、家畜に給与する飼料を自ら製造する囲い地肥育施設及び搾乳施設を対象に、申告された成分に関係なく、後述する要領により算出した施設数に対し全国で行われる。さらに 2008 年のサンプリングで、陽性結果が出た又は焼骨片(FOPC)が検出された全ての施設に対し、再度サンプリングが行われる。

4. 仮定：

- 有病率： 1%
- 信頼性： 95%

5. サンプリングする施設数：

ある母集団において、ある事象の存在を検出するために必要なサンプルサイズ(n)は、次の計算式によ

$$り決定する：n = \left[1 - (1 - CL)^{\frac{1}{e}} \right] \times \left(N - \frac{e-1}{2} \right)$$

CL	信頼性
E	母集団中の検出可能な患畜数。この値は、母集団の規模（N）、予想有病率（p）、診断感度（Se）掛けて算出される（ $N \times p \times Se$ ）。
N	母集団の個体数

結論

衛生管理システム(SGS)の2009年1月付更新データによると、全国で11,114の(牛)搾乳施設が登録されている。本サンプリングでは、飼育乳牛が10頭未満の施設を除外し、**搾乳施設**を**10,596**とした。

決議 No. 70/01 及び No. 02/03 に規定された登録の2009年1月付更新情報（SGS、地方調整局提供）によると、**囲い地肥育施設**は**1,655**ある。

サンプリングする施設数を決定するため、診断感度を検出確率95%と定めた。

以上から、サンプリングする施設の総数は以下ようになる：

サンプリングする囲い地肥育施設数：	285
サンプリングする搾乳施設数：	309

6. サンプリングする施設：

サンプリングする施設は、全国の地方事務所から情報提供を受けた技術管理調整局のデータベースを基に、(家畜)伝染病課が無作為抽出した。

抽出されたサンプリング施設及び予備施設は、添付リストに記載の通りである。

抽出された施設が休業している、あるいは市販飼料のみを使用している場合、リストにある予備施設を代わりとする。その施設が同一の地方事務所に属するか否かは問わない。

7. サンプル採取：

サンプルは、「農村での飼料サンプリング」を適用した一般手順 PG7-PPB に応じて採取する。

市販飼料のみを使用する施設は除外し、自家製飼料を給与する施設のみを対象にサンプリングを行うことを再確認する。

他の動物種（家きん、兎、豚、その他）又は特定のカテゴリーの牛（例：仔牛）に市販飼料を給与し、他のカテゴリーの牛（例：乳牛）に自家製飼料を給与する施設においては、自家製飼料とその植物性・非植物性原料（塩、ミネラル、ビタミン、骨灰、炭酸カルシウム、その他）のサンプルをそれぞれ元の容器から採取し、さらに当該施設にある市販飼料のデータを補足調査書（付属文書）に記入する。

指示書

1. サンプルング期間：2009年3月2日～11月30日。サンプル受付締切は12月15日。

2. サンプルングする施設：

2.1. 搾乳施設：地方センター毎に毎月配分されるサンプルング実施施設数（計 326）を、添付書で通知する。

サンプル採取の対象は、市販飼料でないもの、すなわち当該施設が自家製造した飼料のみとする。

また、実施スケジュールに示された全施設に加え、2008年のサンプルングで陽性結果が出た又は焼骨片(FOPC)が検出された以下の施設も、再度サンプルングの対象とする：

地域センター	地方事務所	農牧生産者登録簿	施設名	2008 年サンプル 分析結果
BAN	CHIVILCOY	01.030.0.00730/01	LA VIZCACHA	FOC (訳注：生骨片)
ER	DIAMANTE	07.003.0.00489/00	EL ROSEDAL	FOC
SFE	CASILDA	20.002.0.04636/00	ASOC. COOP. FACULTAD CS. VET. Y ESC. AGROP.	FOC
SFE	FIRMAT	20.006.2.06131/00	SANCHEZ, EMILIO	FOC

多くの場合、これら施設に対する活動は継続されるので、2009年末頃に再度サンプルングを実施することが望ましい。

対象施設が、特定のカテゴリー又は他の動物種（家さん、豚、馬等）に市販飼料も給与している場合は、それらの飼料に関するデータを補足質問書に記入しなければならない。

2.2. 囲い地肥育施設：地域センター毎に毎月配分されるサンプルング実施施設数（計 300）を、添付書で通知する。

搾乳施設と同様に、自家製飼料のみをサンプルングし、補足質問書に必要事項を記入する。

また、実施スケジュールに示された全施設に加え、2008年のサンプルングで陽性結果が出た又は焼骨片(FOPC)が検出された以下の施設も、再度サンプルングの対象とする：

地域センター	地方事務所	農牧生産者登録簿	施設名	2008 年サンプル 分析結果
BAN	MAGDALENA	00.000.0.00167/00	EL AMANECER	FOC (生骨片)
BAN	GENERAL VILLEGAS	01.054.0.01501/00	ELIDA MARIA	FOC
BAN	MONTE	01.077.0.00272/00	SOL BELEN	FOC
BAN	LOBOS	01.067.0.00621/00	SAN ANTONIO DEL PILAR	FOPC (焼骨片)
BAS	CORONEL SUAREZ	01.027.0.00685/02	EL RECUERDO	FOC
CBA	SANTA ROSA DE RIO PRIMERO	03.015.0.00583/00	JUAN CRUZ	FOC
CORR-MIS	PUERTO RICO	13.014.0.00274/00	DECOULON S.A.	FOPC
ER	GUALEGUAYCHU	07.008.0.09846/00	DON DOMINGO	FOC

多くの場合、これらの施設に対する活動は継続されるので、2009 年末頃に再度サンプリングを実施することが望ましい。

3. 書式

3.1. 義務：

3.1.1. 補足質問書。以下を添付：原料の領収書又は納品書（真正証明のある写し）、SENASA 未登録又は未認可の物質が検出された場合は製品ラベル又は社名。

3.1.2. PG7-PPB のサンプリング記録（サンプリングを実施した施設ごとの記録原本）

3.2. 追加：PG7-PPB の付属文書 II。飼料サンプルに非植物性成分(補助剤、ミネラル塩、骨灰等)が含まれている場合のみ。

4. 識別：

4.1. サンプル：PG7-PPB の規定通り、袋に入れ封印しラベルを貼る。

4.2. サンプリング施設：1/100 及び他の尺度のジオリファレンス。(MEMO CGC128/2007 による)

重要

サンプリングを実施した各施設は、衛生管理システムの生産施設別「衛生履歴」に登録し（規則 31-BSE 飼料サンプリング）、サンプル採取日、封印番号及びサンプリング記録番号を記入する。

5. サンプリング手順

サンプルの採取、調整、識別、記録、DILAB(SENASA の分析機関)への送付については、「農村での飼料サンプリング」を適用した一般手順 PG7-PPB に規定された指示を遵守しなければならない。

繰り返しになるが、過去 2 年間のサンプリング手順と同様に、飼料（飼料全体）のサンプルに加え、植物性・非植物性原料（塩、ミネラル、ビタミン、濃縮剤、骨灰、炭酸カルシウム等）のサンプル（補足サンプル）を元の容器から採取しなければならない。これらのサンプルは飼料サンプルと共に DILAB へ提出すること。

飼料全体：最終的にできあがった飼料

補足サンプル：飼料に使用されている原料

サンプルと共に、補足サンプルの領収書又は納品書（真正証明のある写し）を提出すること。SENASA 未登録又は未認可の物質が検出された場合は製品ラベル又は社名も提出する。生産者に対し、SENASA 未登録の物質の飼料への使用は禁止されていること、サンプルが陽性であった場合の責任に関し指導しなければならない。

6. サンプル送付：

サンプルケースを研究技術管理局(DILACOT)：ブエノスアイレス市マルティネス区フレミング街 1653 番へ送付すること。アルゼンチン郵便の速達 **Expres Plus** を使うのが望ましい。

同じケースで複数の施設のサンプルを送付する場合、同一施設の全サンプルを、記録、付属文書 II、補足質問書、領収書又は納品書と共に 1 つの袋に入れる。各サンプルは個別に密封し、封印しなければならない。

補足サンプルについて、PG-7 の付属文書 II の記入欄に、「サンプル ML 番号 No. ...」や必要事項(例：ビタミンの商標、封印番号など)を順に記載する。各サンプルは、受領拒否されず手続きが認められるよう、付属文書 II の指示に従い適切に識別できるようにする。

7. 追跡

DILACOT はサンプルを受領すると、補足質問書に分析番号を付与して(家畜)伝染病課(DE)へ送り、インターネットにより DE のデータベースを毎週更新する。

DILACOT は分析結果を(家畜)伝染病課に報告する。その際、サンプリング記録(陽性結果が出た場合又は焼骨片が検出された場合)、補足質問書、領収書又は納品書、社名/住所を添付する。

飼料サンプルが陽性であった場合、DILACOT は補足サンプルを検査し、最終結果を(家畜)伝染病課へ提出する。補足サンプルの中に陽性のものがあり、分析結果が一致した場合、(家畜)伝染病課は、業務を食料飼料監査局 (DNFA) へ移管する。

補足サンプルが全て陰性であった場合、(家畜)伝染病課は関係書類に記入し、地方当局へ送付する。その後必要があれば法務技術部 (DNLyT) 違反取締調整課へも送付する。

上記の場合、当該施設はサーベイランスの対象となり、(家畜)伝染病課が指定する頻度で新たにサンプルが採取される。

分析で焼骨片(FOPC)の混入が示唆された場合、DILACOT は残りの補足サンプルも分析し、結果が一致するものがあると、可能であれば Kjeldhal 検査を実施する。陽性結果が続く場合は前述の措置を取り、陰性結果が出た場合はその旨通知する。飼料のみで FOPC が検出された場合、(家畜)伝染病課は混入源を解明するための作業を開始する。

飼料の分析結果が陰性であった場合、補足サンプルは廃棄される。陰性結果はデータベースの毎週の更新時にインプットし、その後郵便にて通知する。これは、(家畜)伝染病課が動物衛生課題調整課を通じて行う。

DILACOT は受領時にデータベース上で、陽性結果の出た施設の新規サンプル(サンプリング記録の記載内容「新規サンプル、整理番号(新規第1、第2、第3サンプル…)」等により識別)と、原サンプルとを区別する。同様に、対照サンプル分析申請において原サンプルと対象サンプルを区別し、2008年のサンプリングで陽性結果が出た又は FOPC が検出された施設のサンプルと、分析結果が一致した補足サンプルとを区別する。

7.1 サンプリングに関する地方での追跡：

各地方獣医官は、サンプリングを行った施設数を定期的に業務調整課へ報告する。

業務調整課は、管轄地域の情報を毎月 e-mail で(家畜)伝染病課 (*****@*****) に提供する。

チェックシート	
☐	サンプリング実施施設を無作為抽出した。
☐	動物に給与される最終飼料(飼料全体)と、その全ての原料(植物性及び非植物性)のサンプル(補足サンプル)を個別に採取し、補足サンプルの詳細を補足質問書及び PG7-PPM 付属文書 II に記入する。
☐	サンプリングを実施した各施設について、サンプリング記録原本及び補足質問書を送付する。補足質問書にはサンプル及び施設に関する全てのデータを記入し、飼料が陽性であった場合に、その混入源を特定し、対応措置を講じられるようにする。
☐	市販飼料のみを使用する施設はサンプリングの対象としない。
☐	サンプリングを実施した全ての施設は、衛生管理システム (SGS) の「衛生履歴」に登録する(規則 31)。

(3)確認結果(規制実施後の違反の有無/ある場合はその内容、対応)

年	検査方法						違反事例の内容 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

検査対象農家別に作成すること：例) 牛飼養農家、綿山羊飼育農家

*分析法については、分析に用いる材料及び手法(ELISA 等)を明記。_____

2002 年～2007 年の農場の飼料サンプリング分析結果（自家製飼料を使用する施設）

期間	サンプル数	陽性（汚染物又は不純物）
2002 年 3 月～10 月	1465	50
2002 年 11 月～2003 年 8 月	1227	149
2004 年 11 月～2005 年 11 月	575	42
2006 年 1 月～2006 年 12 月	436	15*
2007 年 1 月～2007 年 12 月	518	14*

*FOC(生骨片) 及び FOPC(焼骨片)が検出されたものを含む。

反すう動物用飼料を製造する施設（農村）

施設形態 (と畜場 (レンダリ ング施設) 又は飼料製 造施設)	反すう動物用 飼料の製造設 数	(A)の内 検査を受けた施設 数	(B)の内 目視検査を受 けた施設数	(B) の内 違反のあった 施設数	(B) の内 サンプル検査 された施設数	(C)の内、 顕微鏡検査で 陽性であった 施設数
	(A)	(B)			(C)	
2006 年 牛用飼料を 自家製造す る施設	牛搾乳施設： 約 15,000 囲い地肥育施 設：518	搾乳施設：229 囲い地肥育施設： 180 未特定：27	未実施		436 施設	13 施設： FOC 2 施設： FOPC
2007 年 牛用飼料を 自家製造す る施設	牛搾乳施設： 約 15,000 囲い地肥育施 設：約 500	搾乳施設：281 囲い地肥育施設： 223 未特定：10	未実施		514 施設	10 施設： FOC* 4 施設： FOPC**
2008 年 牛用飼料を 自家製造す る施設	牛搾乳施設： 約 12,385 囲い地肥育施 設：約 552	搾乳施設:294	未実施		292 施設	7 施設： FOC 1 施設： FOPC

* FOC：生骨片

** FOPC：焼骨片：窒素検出のためケルダール法を使用

牛用飼料を自家製造する施設（農場）で陽性結果が出た場合の遡及追跡と対応(2006／2007／2008)

2006 年

施設識別番号	違反の種類	陽性サンプル	施設への対応	原料/飼料供給施設 に対する対応	備考
01.077.0.00358/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:とうもろこしサイロ 市販飼料	再サンプリング: とうもろこしサイロ(ー) 市販飼料 (FOC)	公的検査 最終飼料 4 種のサンプリング (結果陰性)	
01.008.0.01527/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料 11 種の中から 7 種をサンプリング 全て(ー)	反すう動物用飼料の 製造禁止。 最終飼料の再サンプリング (FOC) 原料:濃縮フィードロット (FOC) 炭酸カルシウム(ー) 牛用ビタミン(ー) 塩化カリウム(ー)	牛用飼料の製造施設の 公的検査及びサンプリング「濃縮フィードロット」結果 (ー)	
01.075.0.01462/00	FOC	市販飼料として購入 した植物性成分による 最終飼料 (FOC)	再サンプリング(ー)		飼料輸送中の交差汚染の可能性ありとの結論。材料は小麦ととうもろこしのふすまであった。 2007 年の再サンプリングは陰性
07.012.0.00416/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:挽きとうもろこし+大豆ペレット	再サンプリングを指示されたが市販飼料しかないため、後日再サンプリングされることになった		
07.008.0.06040/00	FOC	最終飼料 (FOC) (販売用配合飼料)	再サンプリング陰性	公的検査 反すう動物用飼料サンプル採取。 結果陰性	2007 年再サンプリング陰性
20.006.3.03384/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:挽きとうもろこし+挽きソルガム	再サンプリング陰性 農牧施設への警告		2007 年再サンプリング陰性
03.014.1.02642/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:とうもろこしと販売用濃縮たん白質	原材料・飼料の供給業者の施設に直接対応	製造加工施設で生産された原材料と飼料のサンプリングと公式検査、結果は陰性。 羽粉陽性	FOC は使用が認可されている羽粉由来であるとの結論 (鳥のエライザ)
01.041.0.00385/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:ペレット、ひまわり、小麦、非乾燥とうもろこしグレイン (粒)	再サンプリング 結果陰性	販売用成分無し。	貯蔵準備中の死亡した家畜による汚染が原因であるとの結論。是正措置を取る必要あり。サンプリングを再度行ったが陰性。2007 年の再サンプリングは陰性
01.076.0.00385/01	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:とうもろこしとふすま	再サンプリング 結果陰性	販売用成分無し	穀類輸送トラックによる交差汚染が原因の可能性ありとの結論
03.007.0.00078/01	FOC	最終飼料 (FOC) + 販売用濃縮たん白質(ー)	カウンターサンプル 陰性 再サンプリング		サンプル採取の誤りによる可能性
01.014.0.00369/01	FOC	最終飼料 (血液) 原材料:とうもろこし、市販飼料	公的検査 再サンプリング 最終飼料結果陰性		
01.038.0.00418/00/1	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:混合穀類	施設検査と再サンプリング 結果陰性	販売用成分無し。	サンプル採取にミスがあった可能性あり。豚用飼料がサンプリングされたが施設には警備員しかいなかった

07.011.0.03234/00	FOPC	骨粉 (FOPC) ケルダール(+)			2007 年に再度サンプリング。結果は陰性
01.008.0.03271/00	FOPC	最終飼料 (FOC) 原材料:とうもろこしのサイロ、カットコーン、ひまわりのペレット、商業ミネラルサプリメント			尿素を含んでいたためミネラルサプリメントについてケルダールはできなかった。2007 年の再サンプリングは陰性
01.095.0.00232/00	FOPC	最終飼料 (FOC) 原材料:とうもろこし、小麦、販売用ミネラル事前混合		公的検査と牛用飼料の再サンプリング 結果陰性	尿素を含んでいたためミネラルサプリメントについてケルダールはできなかった。2007 年の再サンプリングは陰性

* FOC : 生骨片 FOPC : 焼骨片

2007 年

施設識別	違反種類	陽性サンプル	農場への対応	原料・飼料供給施設に対する対応	備考
01.021.0.00040/00	FOC	最終飼料 (FOC)	新たに訪問したが家畜も飼料も見つからなかった		現在違反の評価中
07.001.0.01398/00	FOC	最終飼料 (FOC) 野菜の原材料	最終飼料の再サンプリング陰性		
01.109.0.01127/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:とうもろこしのみ	最終飼料の再サンプリング陰性 生産者の申告によればげっ歯類がいた可能性あり		交差汚染を防止するためのグッドプラクティスを履行していないことから現在違反の評価中 2008 年の再サンプリングは陰性
01.008.0.01527/01	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:濃縮物 フィードロット(販売用) (FOC)			濃縮物は羽粉を含んでいた。DNA 検査により鳥の骨が検知された
01.017.0.00018/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:植物性(販売用)		飼料の供給施設における公的検査とサンプリング 5 サンプル陰性	現在違反の評価中
01.063.0.01806/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:植物性(販売用) 骨灰(一) 濃縮物 フィードロット(販売用) (一)	最終飼料の再サンプリング陰性		現在違反の評価中 小動物(鳥、げっ歯類)の交差汚染が疑われる。 2008 年の再サンプリングは陰性
07.012.0.08287/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:とうもろこし、ピーナツの殻、販売用補完品	再サンプリング時、施設には動物も飼料も見つからなかった	公的検査とサンプリング 4 サンプル陰性	現在違反の評価中
07.014.0.00328/01	FOC	最終飼料 (FOC) (販売用配合飼料)	現在、飼料はバラ売り(バルク)では無く容器に入れて購入するため、新たなサンプリングは実施しない	公的検査とサンプリング 3 サンプル陰性	バラ売り(バルク)飼料の輸送中の交差汚染の可能性あり
07.014.0.03899/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料:植物性成分の市販飼料 販売用事前混合品(一)	最終飼料の再サンプリング陰性		バラ売り(バルク)飼料の輸送中の交差汚染の可能性あり

07.008.0.09546/00	FOC	最終飼料 (FOC)			第1回目のサンプルは2007年12月に採取された。 2008年に再サンプリングする必要あり
03.017.0.00041/00	FOPC	最終飼料 (FOPC) 原材料: 植物性成分 販売用ミネラルサプリメント(—)	最終飼料再サンプリング陰性		
01.100.0.00106/00	FOPC	最終飼料 (FOPC) 原材料のサンプリングは実施しない	最終飼料再サンプリング陰性		原材料のサンプルを採取しなかったためケルダールは実施できなかった。
20.002.0.07025/00	FOPC	最終飼料 (FOPC) 植物性成分	最終飼料再サンプリング陰性		豚や反すう動物用の同じ生産ラインを用いて現在の違反を評価。 2008年の再サンプリングは陰性
01.030.0.00730/00	FOPC	最終飼料 (FOPC)			2008年の再サンプリングは陰性

*FOC: 生骨片 FOPC: 焼骨片

2008 年

施設識別	違反種類	陽性サンプル	農場への対応	原料・飼料供給施設に対する対応	備考
00.000.0.00167/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料: カットコーン、小麦、麦芽のふすま、副産物	計画的再サンプリング		
01.054.0.01501/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料: 販売用濃縮ドライコーン (FOC)	計画的再サンプリング	計画的監査行動	
01.030.0.00730/01	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料: 販売用植物性濃縮成分	再サンプリング陰性		是正措置適用。2009年のサンプリングに含める必要あり
20.002.0.04636/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料: 植物性成分	計画的再サンプリング		
01.027.0.00685/02	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料: 植物性成分	計画的再サンプリング		
07.003.0.00489/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料: 植物性成分ルーター、搾乳場	計画的再サンプリング		
20.006.2.06131/00	FOC	最終飼料 (FOC) 原材料: 販売用濃縮ドライコーン (FOC)	計画的再サンプリング	計画的監査行動	
01.067.0.00621/00	FOPC	最終飼料 (FOPC) 原材料: 販売用植物性濃縮成分(—) 骨灰 (FOPC)	計画的再サンプリング		植物性残留物があるため灰の Kjeldhal は実施できなかった。

*FOC: 生骨片 FOPC: 焼骨片

2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1995 年 5 月 12 日	SENASA 決議 No. 252/1995 牛及び/又は羊由来肉骨粉の反すう動物への給与を国内全域で禁止。発効は本決議の日付の 120 日後。 (注：旧 SENASA 決議 No. 611/96 により廃止)
1996 年 10 月 2 日	SENASA 決議 No. 611/1996 反すう動物由来たん白質（骨粉、肉粉、肉骨粉、消化骨粉、臓器粉、これらを含む全ての製品）の、反すう動物への給与を禁止 (注：決議 No. 485/02 の第 10 条により廃止 - 官報 2002 年 6 月 4 日付)
1999 年 4 月 26 日	SENASA 決議 No. 354/1999 SENASA 農業化学品・動物用医薬品部における飼料の登録手続きに用いるため、本決議の付属文書となる手順書が承認された。
2001 年 1 月 11 日	SENASA 決議 No. 446/2001 特定の活性成分を含む国産及び輸入の動物用医薬品の表示義務に関する規則
2001 年 1 月 22 日	SENASA 決議 No. 70/01 SENASA 動物衛生局(DNSA)に、囲い地肥育施設の登録制度を創設。禁止製品の存在、保管、給与が発見された場合、資格が停止され、飼料及び動物が押収される。 (注：SENASA 決議 No. 1130/99 により廃止)
2001 年 10 月 29 日	SENASA 決議 No. 482/01 飼料用の製品の加工、分別/細分、輸入、輸出及び/又は流通を行う施設の衛生条件及び保証レベルに関する規制枠組を定める。
2001 年 11 月 9 日	SENASA 決議 No. 508/01 動物用医薬品あるいは飼料に使用される動物由来製品及びその派生物は全て、動物製品監査課(DFPOA)の認証施設で製造されたものでなくてはならない。
2002 年 5 月 24 日	SENASA 決議 No. 485/2002 哺乳動物由来たん白質を、単独であれ、他の製品との混合であれ、反すう動物に給与することを国内全域で禁止する。決議 No. 611/96 は廃止 (注:決議 No.1389/04 第 17 条により廃止 - 官報 2005 年 1 月 4 日付 6 ページ)
2002 年 6 月 4 日	SENASA 決議 No. 488/02 あらゆる監査手続きにおける SENASA 職員の権限を定める。保管、確認書類、押収、押収物の取扱い、国内移動、通告等に関する指針を定める。 旧 SENASA 決議 No. 461/95 は廃止
2001 年 6 月 25 日	DNFA 規定 No.13/02 SENASA 決議 No.485/02 により反すう動物用飼料が哺乳動物由来たん白質陽性であった場合に適用される手順書の承認 (注：DNFA 規定 115/08 により廃止)
2003 年 7 月 24 日	SENASA 決議 No. 341/2003 飼料用の製品を加工、分別、保管、流通、輸入、輸出する個人、法人、施設

	の資格取得及び SENASA への登録を義務化する。企業及び/又は施設の定義、登録、及び資格取得申請、登録申請、必要書類、設備、交差汚染防止手順を定める。 旧 SENASA 決議 No.1101/93 及び 1013/94、SENASACANo.482/01、273/02、215/02 は廃止
2004 年 1 月 14 日	SENASA 決議 No. 010/04 BSE 因子の循環を防止する戦略的措置は、反すう動物用飼料の製造加工及び給与システムを中心に行うことを定める。SENASA 当局にそのための業務や機能手続き適正化の権限を付与する。 SENASA 決議 No. 113/02 及びその改訂 No. 20/02 は廃止
2004 年 7 月 6 日	SENASA 決議 No. 449/04 食料飼料監査局(DNFA)植物監査課(DFV)に、飼料監査調整班(COFIAL)を設置する。これは動物の TSE 予防戦略の一部であり、「レンダリング」と呼ばれる動物廃棄物の処理工程を効果的に管理することにより、病原因子の循環を予防するものである。 SENASA 決議 No. 337/03 の補完。
2004 年 12 月 29 日	SAGPyA 決議 No. 1389/2004 乳たん白質、魚粉、卵粉、羽粉は例外として、動物由来たん白質の反すう動物への給与を国内全域で禁止する。又、鶏の敷き藁及び/又は養鶏残渣の飼料への使用を国内全域で禁止する。
2008 年 9 月 5 日	DNFA 規定 No. 115/08 反すう動物用飼料への使用が禁止されている動物由来たん白質が検出された場合に適用される手順書の承認
2006 年 9 月 22 日	決議 656/06 SENASA に登録を申請する個人・法人に対する要件に関し、決議 No.2003/341 の限定範囲を、容器入り飼料用製品の保管及び流通行為に限定する。

(2)罰則規定

各法規に、現行規定の不履行があった場合の罰則が規定されている。製造禁止、施設閉鎖、製品及び原料の回収等の実施機関は SENASA である。
--

2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

アルゼンチンでは、様々な動物種（反すう動物及び非反すう動物）の飼料は、現行法規（SENASA 決議 No. 341/03）に準じ、SENASA により登録、認証、監査された施設で生産される。

当該システムは、第三者に販売するために飼料又は原料を加工する全ての企業及び製造施設の登録及び監査を行うものである。

SENASA 管轄内の飼料監査システムの責任部署は以下の通りである。

I 食料飼料監査局（DNFA）

植物監査課（DFV）飼料監査調整班（COFIAL）：飼料製造施設の登録、認証及び監査を行う；第三者に販売する製造施設のサーベイランスを計画、調整、実施する。

動物製品監査課（DFPOA）：動物副産物の製造施設の登録、認証及び監査を行う。当該施設のサーベイランスを計画、調整、実施する。

II 地域調整総局 — 地域内の監査の責任機関

III 農業化学・動物用医薬品課

飼料用の製品の登録を行う。

IV 動物衛生局（DNSA）

反すう動物を飼養する農村の施設（主に囲い地肥育施設及び搾乳施設）のサーベイランスを行う。

V 違反調整総局：違反に対して罰則を適用する。

(2)遵守状況確認の方法

第三者に販売する製造業者に対する行為

DFV の COFIAL は、当該製品の製造工程を確実に管理するため、以下について定め、実施する。

- a) 製造加工システムの予防的管理と監査を軸とした年間検査プログラム。中央当局が計画し、地域当局が実施。
- b) 統一手順による監査。中央当局が計画し、実施。
- c) 現行規定の遵守を確認するためのサンプリング計画
- d) 衛生面のリスクが疑われる場合の、衛生的是正措置の指示と追跡
- e) 輸出先国の要件に応じた輸出手順。これは、「輸出用衛生証明書」の発行のため、製造工程の管理が必要な、飼料の製造工程を監査するものである。

2.2.4.2 項に、生産施設内の飼料のサンプリングを記載している。

現行規定に不履行があった場合の対処

未登録施設

SENASA 決議 341/03 により、飼料を製造、分別、貯蔵する全ての施設は SENASA に登録しなければならない。監査により、登録あるいは認証されていない施設が見つかった場合、同決議を遵守するために通告書が作成される。これは当該施設に対し、定められた期間内に登録を行うよう又は認証要件を

満たすよう通告するものである。

登録が開始されれば、これらの施設は登録手続き中とみなされ、以降、監査の対象となる。

登録の通常手続きの期限は、SENASA 決議 341/03 第 2 章の規定に準じて 90 日である。この期限を過ぎる、あるいは当該施設が通告書で定めた期限を守らない場合、現地当局の職員が再度施設を視察する。SENASA 決議 341/03 に規定される行為を実施しつつ、SENASA 決議 488/02 の規定に従い、施設の予防的閉鎖手続きがとられる。

SENASA 決議 341/03 に対するその他の違反（例：未登録製品、表示、登録、製造工程、不衛生、その他）

目視検査により SENASA 決議 341/03 の遵守を確認する。本決議の様々な章の規定に合致しない点は調査結果の追跡の欄に記載される。

設備、製品、登録、技術に関する違反については、指示書及び/又は通告書が作成される。同文書により、施設責任者に違反事項を伝え、それを是正するための期限を設定する。違反が製品にあった場合(未登録、表示等の本決議の規定に対する違反)には、衛生上のリスクがあるとして、当該製品は禁止される。状況に応じ、製品の廃棄あるいは禁止解除が行われる。

SENASA 決議 341/03 の違反が見つかり、衛生上のリスクがあると評価されると、担当官は予防策として直ちに、製造禁止、製品回収(一部又全て)、施設の閉鎖・認証取消の措置をとることができる。

禁止たん白質陽性の場合 -

DNFA13/02（2008 年に規定 DNFA115/08 に置き替え）の規定の適用

これらの規定は、現行の飼料規制（付属文書 I 参照）に準じて、反すう動物用飼料に禁止されている動物由来たん白質が検出された場合に適用される手続きの指針である。

飼料のサンプリングにより禁止たん白質が検出されると、施設は、衛生リスクがあるとして監視下に置かれる。

これは、製品の製造工程と施設に入る原料の管理を意味する。陽性であったロットを禁止すると共に、当該ロットを特定して、施設内にある飼料及び製造中の飼料の全ロットが禁止される。

陽性ロットは廃棄される（公的な認可及び管理の下で、非感受性の他動物種に用途を変更するという選択肢はある）。残りのロットは、ロット毎に研究所で分析される。陰性であったロットは販売が認可される。

新たに製造した反すう動物用飼料の検査で、連続して 5 回陰性であった場合には、当該製造施設の衛生監視は解除される。規定 13/02 では、衛生監視の解除には連続して 10 回の陰性結果が必要であった。陽性であった原因に応じて、施設には罰金が課せられる。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無/ある場合はその内容、対応）

年	検査方法						違反事例の 内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。 例）配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

* 分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記すること。 _____

以下に 2006、2007、2008 年（8 月まで）の監査活動の内容が示される：

{2006 年}

非反すう動物用飼料施設

施設形態 （と畜場(レンダ リング施設)又は 飼料製造施設)	非反すう動物用 飼料の製造施設数	(A)の内 検査を受けた施 設数	(B)の内 目視検査を受け た施設数	(B) の内 違反のあった施 設数	(B) の内 サンプル検査さ れた施設数	(C)の内、 陽性であった施 設数
	(A)	(B)			(C)	
非反すう動物用 飼料を商業的に 製造する施設	3 0 1	3 0 1	9 2 5**	1 8 6*	これらの施設で はサンプリング は実施されない	これらの施設で はサンプリング は実施されない

* 違反が検出された施設数の合計、反すう動物用とそれ以外の動物用製造加工の区別なし

** あらゆる監査行為。反すう動物用とそれ以外の動物の区別なし

反すう動物用飼料製造加工施設/生産施設

施設形態 （と畜場(レンダ リング施設)又は 飼料製造施設)	反すう動物用飼 料の製造施設数	(A)の内 検査を受けた施 設数	(B)の内 目視検査を受け た施設数	(B) の内 違反のあった施 設数	(B) の内 サンプル検査さ れた施設数	(C)の内、 陽性であった施 設数
	(A)	(B)			(C)	
反すう動物用飼 料を商業的に製 造する施設（反 すう動物のみ、 又反すう動物と の混合）	310	310	925**	186*	246	19

* 違反が検出された施設数の合計、反すう動物用とそれ以外の動物用製造加工の区別なし

** すべての監査行為、反すう動物とそれ以外の動物との区別なし

{2007 年}

非反すう動物用飼料施設

施設形態 (と畜場(レンダリ ング施設)又は飼料 製造施設)	非反すう動物 用飼料の製造 施設数	(A)の内 検査を受けた施 設数	(B)の内 目視検査を受け た施設数	(B) の内 違反のあった施 設数	(B) の内 サンプル検査さ れた施設数	(C)の内、 陽性であった施 設数
	(A)	(B)			(C)	
非反すう動物用飼料 を商業的に製造する 施設	360	328	408	108*	これらの施設で はサンプリング は実施されない	これらの施設で はサンプリング は実施されない

* 違反が検出された施設数の合計、反すう動物用とそれ以外の動物用製造加工の区別なし

反すう動物用飼料製造加工施設/生産施設

施設形態 (と畜場(レンダリ ング施設)又は飼料 製造施設)	反すう動物 用飼料の製 造施設数	(A)の内 検査を受けた施 設数	(B)の内 目視検査を受け た施設数	(B) の内 違反のあった施 設数	(B) の内 サンプル検査さ れた施設数	(C)の内、 陽性であった施 設数
	(A)	(B)			(C)	
反すう動物用飼料を 商業的に製造する施 設(反すう動物のみ、 又反すう動物との混 合)	394	394	557	108*	336	4

* 違反が検出された施設数の合計、反すう動物用とそれ以外の動物用製造加工の区別なし

{2008 年}

非反すう動物用飼料生産施設(2008 年 8 月まで)

施設形態 (と畜場(レンダリ ング施設)又は飼料 製造施設)	非反すう動物用 飼料の製造施設数	(A)の内 検査を受けた施 設数	(B)の内 目視検査を受け た施設数	(B) の内 違反のあった施 設数	(B) の内 サンプル検査さ れた施設数	(C)の内、 陽性であった施 設数
	(A)	(B)			(C)	
非反すう動物用飼料 を商業的に製造する 施設	403	220	328	25*	これらの施設で はサンプリング は実施されない	これらの施設で はサンプリング は実施されない

* 違反が検出された施設数の合計、反すう動物用とそれ以外の動物用製造加工の区別なし

反すう動物用飼料製造加工施設/生産施設（2008年8月まで）

施設形態 (と畜場(レンダリング施設)又は飼料製造施設)	反すう動物 用飼料の製 造施設数	(A)の内 検査を受けた施 設数	(B)の内 目視検査を受け た施設数	(B)の内 違反のあった施 設数	(B)の内 サンプル検査さ れた施設数	(C)の内、 陽性であった施 設数
	(A)	(B)			(C)	
反すう動物用飼料を商 業的に製造する施設 (反すう動物のみ、又 反すう動物との混合)	448	330	357	25*	166	1

* 違反が検出された施設数の合計、反すう動物用とそれ以外の動物用製造加工の差別なし

** 2008年サンプリング計画によりサンプリングが行われる施設数

2.2.4 MBM、乳以外の動物由来たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果

2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）

年度	検査方法			検査 数	汚染サ ンプル 数	陽性数	陽性サンプルの判定基準*2
	顕微鏡	エライザ*	窒素				
1999	10	8	1	10	-	3	顕微鏡：LD：0.01% エライザ：1% 牛と羊の種用 ケルダール（総窒素量） ：0.10%（窒素として） 2002年～2004年までは肉骨粉の濃度0.03%未満と以上とで区別して いたが、すべてのサンプルは陽性とみなされる。
2000	-	5	-	5	-	0	
2001	2	81	-	81	-	1	
2002	1923	628	26	1925	-	152	
2003	1522	区分不能		1522	-	303	
2004	786	区分不能		786	-	122	
2005	1737	区分不能		1737	-	244	
2006	1568	102	11	1568	-	131	
2007	1850	212	24	1850	-	80	
2008	1323	192	3	1323	-	38	

*1 検査方法：M＝顕微鏡検査 E＝ELISA法 O＝その他（具体的に）

*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。
(例：>0.5%、>0.1%、>0%、及び／またはその他の基準)

牛、羊、山羊、又はその他の動物用飼料に動物由来たん白質の使用を禁止するよう管理する

2002～2008年の飼料製造加工施設におけるサンプリング詳細

出典：DILACOT 受付データベース-

	COFIAL データ ベース 反すう動物用 製造施設数 合計 *	サンプリングを 実施する施設数 合計 **	サンプル採 取施設数 合計	陽性施設数 合計	陽性 施設 (%)	サンプル 採取数 合計 **	陽性サンプル数 合計 (第1回サ ンプル)	陽性 サンプル (%)
2002 年 3 月～10 月			139	11	8	150	13	8,6
2002 年 11 月～2003 年 8 月			69	17	25	164	19	11,6
2004 年～2005 年			76	22	29	189	25	13,2
2005 年～2006 年 *	262	262	271	52	19	857	77	8,9
2006 年～2007 年 **	335	247	246	19	7,7	747	30	4
2007 年 ***	424	353	336	4	1,2	852	7	0,8
2008 年 ****	447	447	367	4	1,08	843	5	0,59

E 施設 (単数／複数)

M 採取サンプル

* サンプリング判断基準：2006 年 4 月 15 日までに登録した反すう動物用施設数合計

** 施設のサンプリング期間を指示するサンプリング判断基準

- a) 2006 年 4 月 15 日以降登録された反すう動物用の製造加工施設
- b) 以前のサンプリングで陽性結果が出た施設
- c) 同一施設内で反すう動物とそれ以外の動物の種用飼料を製造加工している施設

*** 第1段階：全反すう動物用登録施設が採用する判断基準—異なる製品又はバッチから施設毎に2つのサンプルを採取。さらに、SAGPyA 1389/04 に準じて、認可された動物由来原材料の密封袋のサンプルを採取し、適切な追跡（トレーサビリティ—PTR）を可能にする衛生書類を添付する。場合により炭酸カルシウムのサンプルも採取する。

第2段階：リスク分析に準じて、第1段階で陽性結果が出た製造加工業者のサンプリングを行う。

**** 通達 DNFA n° 34/08

2002～2007 年放牧による牧草給与の場合のサンプリング詳細(牧場において飼料を自己調達する農牧施設)

期間	採取サンプル	陽性(汚染及び混入)
2002 年 3 月～10 月	1465	50
2002 年 11 月～2003 年 8 月	1227	149
2004 年 11 月～2005 年 11 月	575	42
2006 年 1 月～12 月	436	15 *
2007 年 1 月～12 月	518	14 *

2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装／荷積み後、小売時、農場））及び検査方法の詳細

農場における飼料サーベイランスのためのサンプリング指令書は添付済みである。以下に飼料生産施設に対するサンプリング指令書を転記する。
さらに、「飼料サンプリング手続き」も添付する。これは農場と生産施設の両方に適用される。

2008 - 飼料生産施設におけるサンプリング指令 2008 (DNFA 通達 No. 34)

文章を転記する。

2008 年 5 月 2 日、ブエノスアイレス市

DNFA 通達 No. 34/08

SAGPyA 決議 No. 1389/04 の遵守確認を可能とする手続き

サンプリング指令

食料飼料監査局

植物監査課

飼料監査調整班 (COFIAL)

牛、羊、山羊その他の反すう動物用飼料において禁止されている動物由来たん白質の使用の禁止管理

(すべてのサンプリング手続きは研究所 PG7 の手続きに準ずる)

目的

現行法規によって禁じられている動物由来たん白質が存在しないことをモニターするための、牛、羊、山羊、その他の反すう動物用飼料の商業的製造加工施設の監査とサンプリング

サンプリングの法律的枠組

現行規定の適用

—SENASA 決議 No. 901/02 及びその改訂

—SAGPyA 決議 No. 1389/04

—SENASA 決議 No. 341/03

—SENASA 決議 No. 508/01

— SENASA 決議 No. 1389/2004 の定めに準じて、反すう動物の飼料としては禁じられている動物由来たん白質に陽性結果が出た場合に適用する手続きを示す DNFA の規定

—DNFA の規定 No. 01/07—宣誓を伴う申告

—DEPOA の通達—SENASA 決議 No. 3596/04 (骨灰)

施行期間と範囲

2008 年 5 月 2 日 ~ 12 月 31 日

本機構の TSE 防止・サーベイランスプログラムによる要請に伴い、同期間内に適用された判断基準は以下の通りである：

—付属文書 I として添付される COFIAL のデータベースによれば、2007 年 12 月 31 日時点で登録された全ての反すう動物用飼料生産施設に対して適用される。

—DNFA の規定 No. 01/07 により定められる DDJJ (宣誓を伴う申告) の効果的遵守の確認

実施主体

植物監査課（DFV）の飼料監査調整班（COFIAL）

関連部署

—飼料監査調整班（COFIAL）

—地域調整局

—研究所・技術管理局（DiLaCoT）の動物由来製品及び関連品分析調整課（APAC）

—TSE 防止・国家サーベイランスプログラム

—違反調整局

責任

1. 食料飼料監査局（DNFA）植物監査課（DFV）飼料監査調整班（COFIAL）：モニタリング及びサンプリング指令を遵守し、追跡及びデータ収集を行うための戦略を計画及び開発する。指令の実施を管理する。サンプルの衛生上の嫌疑を示唆する研究技術管理局（DILACOT）の分析結果に対する手続きを開始する。違反全体を考慮したリスクを指摘した関係書類を地域調整局に送付し、違反調整局への送付のために必要な衛生対策が行われた後それ受領する。
2. 地域調整局は、サンプリングに責任を負う。COFIAL の指示に基づき、DILACOT の分析結果によりリスクが疑われる施設における衛生対策の終了に至るまで、管轄の範囲内で追跡活動を実施する。
3. DILACOT は、本手続きに規定されたサンプルを検査し、分析結果を COFIAL に送付する。
4. 違反調整局は、違反の衛生リスクの程度に応じ、違反施設について責任を負う。
5. TSE 予防・サーベイランスプログラム調整局は、COFIAL と共同で入手情報(サンプリング計画・戦略、データの収集・分析)の登録及び管理の調整に責任を負う。

サンプリング単位

サンプリングが実施された施設を 1 単位とみなす。

サンプリングシステム

サンプルはサンプリング期間中に事前に訪問を知らせることなく、施設を訪れて採取する。

以下のようにサンプルを採取する：

- a. リストに準じて全ての反すう動物用飼料の製造加工施設において、反すう動物用の異なる飼料、又は同じ製造飼料（識別資料添付）のいくつか異なるバッチの最終製品のサンプル 2 個
- b. DNFA の規定 No. 01/07 を遵守して、同一施設内で反すう動物とそれ以外の動物用の飼料を製造加工し、禁止された動物由来たん白質（PAP）を使用せず、製造加工ラインが一つしかないすべての施設においては、単胃動物のための最終製品のサンプル 1 個
- c. トレーサビリティの文書に基づき、サンプリングされる製品に使用された各動物由来原材料/投入材料につきサンプル 1 個。サンプリングされた最終製品の製造加工とサンプル採取の日付が一致する衛生書類（PTR）を添付する。これらのサンプルは、最終製品のサンプルと同時に採取されねばならず、密閉可能な袋に入れることが望ましい。
- d. さらに、サンプリングされる最終製品（反すう動物用に製造されたもの）に炭酸カルシウムの使用が申告されている場合はサンプル 1 個を採取し、サンプリングされた最終製品の製造とサンプル採取の日付が一致する、当該材料の供給者による請求書/商業的送り状の写しを要請しなければならない。

サンプル採取報告書作成について

飼料用サンプリング手続きの指示に準じて全てのサンプリングについて作成しなければならない（付属文書 II）

以下の内容に配慮しなければならない：

- a. 「サンプル採取場所」の項目には、サンプリングが実施された施設が属する SENASA の地域名とコード番号を記載しなければならない。
- b. 全てのサンプルについて「動機 6. その他」の項目に「サンプリング 2008、DNFA 通達 No.・・/2008」と記載しなければならない。
- c. 全てのサンプルについて、「分析申請」項目において禁止動物由来たん白質（PAP）の特定を DILACOT に要請する。
- d. 原材料/投入材料のサンプル採取報告書には、サンプル報告書 No.・・（同一施設及び同一日付）に準じてサンプリングされた最終製品に該当するサンプリング原材料であることを「重要な追加データ」の項目に記載しなければならない。
- e. 骨灰のサンプルを採取する際には、研究所にケルダール分析の実施と禁止たん白質の特定を申請しなければならない。
- f. 羽粉のサンプルを採取する際には、研究所に禁止たん白質の特定とエライザ法による種の特特定を要請しなければならない。

サンプルの採取と送付

採取したサンプルには書類（検査を要請するサンプル採取報告書—付属文書 III）を添付して即座に送付しなければならない。これらのサンプルは、PG7 の指示に従い、しかるべく乾燥した状態で容器に入れ（ポリエチレン袋）、異物の侵入がない状況を保った上で、ブエノスアイレス州、マルティネス、フレミング大通り 1653 の SENASA、DILACOT 動物研究所調整課に送付しなければならない。最終飼料と原材料のサンプルは個別に良好な状態を保持しつつ袋に入れ、サンプリング単位毎に、袋ではなく箱に入れて研究所に送付し、箱の中のそれぞれの袋にはプロトコルの数字を割り当てるように要請する。

注意：

1. 宣誓を伴う該当申告書（DJ）による DNFA の規定 No. 01/07 の遵守を、まだすませていない全ての製造加工施設に要請しなければならない。備考：付属文書 I のリスト、欄 PAP では COFIAL に DDJJ を提出していない企業は全て空欄になっている。
2. 違反が検出された施設については通告し、違反記録を作成しなければならない。上記の DNFA の規定 No. 01/07 を遵守せず、DJ を提出していない全ての施設においては然るべく申し開きをするように要請する。
3. DILACOT の業務能力が限界に達することを避けるため、COFIAL が設定したサンプリング採取計画表を尊重するように要請する。各地域事務所が履行すべきスキームを添付する。付属文書 IV

重要な点

DILACOT の受付は、週毎にサンプルの受け入れと検査結果についてのデータベースを COFIAL に送付する。

いかなる質問や相談も食料飼料監査局の飼料監査調整班（COFIAL）電話*****に連絡してください。

当該手続きについては、以下に詳述する資料を送付する：

- a) サンプリング指令通達 DNFA No. 34
- b) 現在の時点で付属文書 I に更改されている製造加工施設リスト
- c) 牛、羊、山羊その他の反すう動物用飼料のサンプリング手続き。付属文書 II

- d) サンプル採取記録—記録への記入指示と分析要請。付属文書 III
- e) サンプル採取の計画表。各地域事務所が履行すべき指導スキーム。付属文書 IV

本通達の受領をお知らせください。また本通達を業務のために保管してください。

日付 / / 通達 DNFA No.の写しを受領したことを証明します。
署名 署名及び確認

備考：COFIAL に然るべく記入された本証明書を送付してください。

SENASA	COFIAL：地域コード DFV：セクターコード	2008 年第 1 版 有効期間： 2008 年 5 月～12 月 見直しの頻度：各年 5 の 38 ページ
動物飼料（牧草）のサンプリング手続き 有効期間 2008 年 5 月～12 月		

付属文書 II 牛、羊、山羊その他の反すう動物用飼料のサンプリング手続き

1. 目的

SAGPyA 決議 No. 1389/04 により、未認可の/禁止動物由来たん白質が存在しないことをモニターする目的で、サンプリング研究所において牛、羊、山羊、その他の反すう動物用飼料の商業的製造加工施設を監査するためのサンプル採取、準備、識別、記録作成、その送付と受理に関する特定条件を設定する。

本手続きの遵守の必要性を強調する。特に、サンプル採取方法、記録書類記入、封印、コード記入、その送付に注意する。

規定が守られていないサンプルは、DILACOT の受付段階で不受理とされ、担当係官は問題を解決しなければならない。不受理が重なる場合は係官のやり方を見直す必要がある。

2. 定義

施設責任者：検査の時点で施設の役職の最高位にある者はサンプリング過程に同席し、終了時には担当係官と共に各サンプルのラベルにサインし、3 通の「サンプル採取記録」にも同様にサインする。

バッチ：同一施設内で均一の生産パラメーターを用いて同一の製造加工方法で生産される製品単位、又は一緒に保管される場合はこのような単位を集めたシリーズ。これらは、試験の結果必要とみなされた場合、回収、保管、輸送、再加工、又は廃棄処分等のために識別されている必要がある。

バッチサイズ：サンプリングされたバッチの全体的質量（袋の数量又はキログラムで表示）

採取量：バッチ内のある時点で採取される製品の量

サンプル：同一バッチ内で採取された製品の総量。又は同質の採取量の合計。サンプルサイズ：約 2 キログラム

研究所用サンプル（ML）：サンプルの 3 分の 1 に係官が ML と記したラベルを貼って識別し、異物の侵入等を防ぐために封印したサンプル。

係官保管用のカウンターサンプル：サンプルの 3 分の 1 に係官が CM1 と記したラベルを貼って識別し、異物の侵入等を防ぐために封印したサンプル。

施設代表者用のカウンターサンプル：サンプルの 3 分の 1 に係官が CM 2 と記したラベルを貼って識別し、異物の侵入等を防ぐために封印したサンプル。

3. サンプリング及び研究所（DILACOT）へのサンプル送付プログラム

責任者：地域調整局により任命された COFIAL の監督及び SENASA の係官

研究所へのサンプル送付：サンプルは責任者により DILACOT へ送付される。

サンプルは採取日からすぐに送付されねばならない（DILACOT への送付は月末を待たずに行う）。二週間毎（地域により 1 ヶ月毎）にサンプリングする施設数を示す地域レベルの計画を尊重するように報告する。これは管理を目的とするとともに、研究所の業務能力が限界に達することのないようにするためである。

陽性となった分析のコストは、DILACOT の検査結果のプロトコルが引き渡される際に、その都度関連施設の所有者である企業が負担する。

4. サンプル採取、準備、識別、送付及び受理

A サンプル採取

係官は、事前に通告することなく確認目的で施設を訪問し、サンプリング指令に基づき、必要な製品のサンプリングを行う。SENASA に登録されていない施設や製品はサンプリングされない。登録されていない施設又は製品を発見した場合、該当する違反/禁止記録が作成される。

係官は以下を実施する：

- a) 施設の代表者に対し、（場合により反すう動物、又はそれ以外の）動物飼料用に製造中の、又は販売用に保管されている、異なる製造方法のあらゆるバッチを識別するように要請する。
- b) 最終製品のサンプル、及び該当する原材料/投入材料のサンプルを採取する手続きを取る。
- c) DNFA 規定 No. 01/07 により定められた DDJJ（宣誓を伴う申告書）の提出を確認

サンプル記録に署名する施設責任者は、係官と共に手続き中同席していなければならない：もしそれが不可能ならば、だれか証人の同席が必要であるが、同人は本機構といかなる従属関係もあってはならない。

サンプル（M）の採取：各施設には少なくとも 2 キロ重量の物体を収容可能な、識別された、清潔で乾燥したプラスチックの袋を持参しなければならない。この袋の中にバッチサイズに応じたサンプルを採取する（下の表参照）。サンプル採取には清潔な器具を使用する（手を使ってはならない）。通常、新

鮮果実の缶詰に使用されるような金属性の容器でラベルがついていない物を使用し、各サンプルの採取前に完璧に清掃しなければならない。

バラ積み製品の基本的採取数

バッチサイズ	1単位毎の500gの <u>基本的採取数</u>	総サンプルのサイズ合計
2.5 トンまで	7	3.5 Kg
2.5～10 トン	12	6 Kg
10～20 トン	20	10 Kg
20 トン以上	40	20 Kg

袋詰め製品の基本的採取数

バッチを構成する袋数	無作為抽出した袋数
1～4 袋	全て(*)
5～16 袋	4 袋(*)
16 袋以上	10 袋

(*) 総サンプル最低量：3Kg

バッチサイズに従い、又は該当するサンプル数を採取した後、最低必要量（2kg）に応じた適切な寸法で、清潔かつ乾燥したキャンバス地の布の上にサンプルを移す（注：分析製品の交差汚染を防ぐためにはこの要件を満たすことが非常に重要である）。必ず手袋をつけ、最大限同質になったと思われるまで充分混合する。この同質化作業が終了した時点ではじめてバッチの代表的サンプル（M）が得られたと考えられる。

ML、CM1、CM2 のサンプル作成

2kg のサンプル（M）を同量で3等分し、3つの袋に入れ、以下に詳述される通りに封印する。

施設毎に3つの最終サンプルを準備

最初のサンプル（M）を3等分したものを、約500～600グラムの物を収容可能な容器に入れる。袋の長さは、封印したときに内容物を収用する以外に折りたたむことができる程度の余分な大きさがあり、封印してサンプル採取記録書類を添付した際に破損を防ぐような余裕を持つ寸法でなければならない。

上記容器は透明で、識別可能な色の薄い一般のポリエチレンバッグであり、施設内で密封後、研究所に到着するまでの間に取り扱いにより破損することのないように、また封が引き裂かれて開けられることのないように十分な厚さがなければならない。さらに、DILACOT に送付されるまでの間、内容物が水に濡れることのないように、場合により袋を2重にすることも必要である。

封印前に最小限の空気を袋内に残し、幅 2"（50.8mm）の梱包用粘着テープを用いて、口の周辺が完全に密封され、封印部分がより丈夫になるよう周囲に貼り付けねばならない。

サンプルのラベル張りと封印

封印された最終サンプル ML、CM1、CM2 を入れた3つの袋は一緒に移送するが、識別のため該当す

る（ML、CM1、CM2）サンプル記録書類を添付する。

記録書類は封印するそれぞれの袋の周囲全体に粘着テープで貼り付け、各袋の封印番号に対応する識別データが読み取れるようにした後、最終的に封印する。

B. DILACOT のための記録書類 PG7

サンプル採取記録書類、及び 3 通とも同一の分析申請書を作成する。書式は付属文書 III として本手続き文書に添付されている。

3 通の記録書類及び付属文書は、原本に係官及び施設代表者、又は証人が署名しなければならない。

サンプルと記録書類の分配：研究所用サンプル ML は、サンプル採取の記録書類原本と共に、ブエノスアイレス州マルティネス、フレミング通り 1653（郵便番号 1640）にある SENASA の DILACOT 中央研究所に送付しなければならない。CM1 は写しである 3 通目の記録書類と共に、新たな通知があるまで係官により文書保管所に保管される。CM2 は同じく写しである 2 通目の記録書類と共に、施設の代表者に引き渡される。

C. DILACOT の受領

研究所はサンプル採取記録書類の原本と共に、サンプル ML を受け取る研究所の係員が署名し、日付が記入された受領印を捺印する。これらは記録書類の最後の欄に記入される。

たとえサンプルや記録書類が本手続きの定める条件を満足しない場合であっても、これらの受領は同様に記録され、サンプル採取記録書類は FAX（011-4121-5175 番）により COFIAL に送付されるが、読み取られた部分に×がつけられて「サンプル不受理」と記入され、その理由が記載される。記録書類の最後の記入欄はそのため空けてある。

5. 運営管理

- I. 各週の分析結果が出ると、DILACOT は毎週月曜日に登録日付、サンプル採取記録書類番号、サンプル番号、及び DFV の COFIAL に報告する分析結果を記載したプロトコルを送付する。COFIAL は責任を持ってこれらの結果を各州の施行部署に報告する。
- II. サンプル採取登録簿は、DILACOT から送られる各週計画表をまとめた情報を基に定期的に更新され、本機構の関連部署に提供される。これらの部署はサンプリングの管理評価を実施するとともに、随時入手する結果を基に適切と思われる行動を取り、改訂を施す。

6. 分析サンプルに対し、衛生上の疑わしい事実を示す研究所の検査結果

現行規定により禁止されている動物由来たん白質が検出され衛生上の疑いを示す研究所からの報告書が提出された場合、DFV は、当該文書、及びこの目的のため DILACOT から優先的発送物として送られ、担当部署が受け取った分析プロトコルの原本を用いて、公式手続きを開始する。

COFIAL は、衛生上の是正措置指令を通じて地域機関に通達し、担当係官は違反が疑われる施設に通知する。係官は、日付と結果に該当するサンプル採取記録書類番号を記載した上で関係者に状況を通知し、関係者自ら保存するカウンターサンプルの分析申請を決定し、文書により相談係官に対し信頼に足る方法で通知するための期間である、行政労働日で 5 日間の猶予があることを知らせる。そのためには「カウンターサンプル分析申請書」を作成して提出することが必要となる。

カウンターサンプルの分析は、DILACOT のこの問題に関する専門係官が、SENASA の公的研究所又は指定された場所において、同機関が指定する日付及び時間に実施する。カウンターサンプルの分析実施日は、少なくとも行政労働日の 5 日間前には関係者に通知される。

カウンターサンプル分析実施結果のコストは申請者が負担する。同人は、CM1、CM2 のカウンターサンプル分析の際に、自身又は書面によって承認した者が同席する権利を有する。カウンターサンプル分析に出席する場合は、申請書内に連絡先の TEL 番号を表記しなければならない。

両方のカウンターサンプルの分析結果が共に陰性の場合、最終結果は陰性とみなされ、すべての経過記録は DFV が保管する。ふたつの有効なカウンターサンプルのうちひとつが陽性であった場合、又は通知後 5 日間の行政労働日が経過してもカウンターサンプル分析申請書が提出されなかった場合、最終結果は陽性とみなされる。

陽性結果が出た施設の違反調整局に対する報告書

要求された衛生上の是正措置が履行された場合、関連文書は当該目的のため違反調整局へと移管される。

陽性結果が出た場合の施設の関連公式文書の登録

・COFIAL は、反すう動物用飼料から採取したサンプルが最終的に陽性の結果となった施設の公式文書のリストを作成する。



Anexo I

ACTA DE TOMA DE MUESTRA

Fecha de toma de muestra		Acta N°		Anexo acta	No ☐ Si ☐	Páginas																															
Funcionarios																																					
Motivo:	1. Muestreo insesgado ☐	2. Muestreo Dirigido ☐	3. Faena controlada ☐	4. Farmaco vigilancia ☐	5. Control vacunas ☐																																
6. Otros																																					
Lugar de toma de muestras:	1. Rural ☐	2. Frigorífico ☐	3. Buque ☐	4. Laboratorio ☐	5. Comercio ☐	6. Fábrica ☐																															
Establecimiento tipo																																					
7. Otros																																					
N° de identificación		Nombre																																			
Ubicación		Localidad		Dpto/Part.		Prov.																															
Responsable-Nombre				Cargo																																	
Naturaleza del lote y de la muestra:																																					
Producto o especie y categoría del animal																																					
Parte u órgano o tejido o fluido que se toma para muestra primaria																																					
Marca del productor o datos adicionales																																					
Origen del lote muestreado: Corresponde al mismo establecimiento en que se toma la muestra	☐			Otro origen	☐																																
Producción Nacional (llenar sólo si es otro origen)				Producto Importado (llenar sólo si es otro origen)																																	
Establecimiento tipo				País de origen																																	
N° de identificación				Importador																																	
Localidad o zona de pesca				N° de identificación de importador																																	
Prov.		Dpto/ part.		P.T. N°		Exp. N°																															
Documentos que amparan al lote	Tipo	N°	Tipo	N°																																	
Datos adicionales de interés																																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">Datos de producción y tamaño del lote:</td> <td>Fecha </td> <td>Número </td> <td>Número </td> </tr> <tr> <td>Cantidad</td> <td> </td> <td>1 De faena ☐</td> <td>1 De lote ☐</td> <td>1 De animal ☐</td> </tr> <tr> <td>1 De animales ☐</td> <td>2 De dosis ☐</td> <td>2 De elaboración ☐</td> <td>2 De serie ☐</td> <td>2 De frasco ☐</td> </tr> <tr> <td>3 En unidades ☐</td> <td>de </td> <td>3 De importación ☐</td> <td>3 De tropa ☐</td> <td>3 De código ☐</td> </tr> <tr> <td>3.1 Peso en ☐</td> <td>3.2 volumen en ☐</td> <td>4 Otra ☐</td> <td>4 Otro ☐</td> <td>4 Otro ☐</td> </tr> <tr> <td>4 Otros </td> <td colspan="4">Destino del lote </td> </tr> </table>								Datos de producción y tamaño del lote:		Fecha	Número	Número	Cantidad		1 De faena ☐	1 De lote ☐	1 De animal ☐	1 De animales ☐	2 De dosis ☐	2 De elaboración ☐	2 De serie ☐	2 De frasco ☐	3 En unidades ☐	de	3 De importación ☐	3 De tropa ☐	3 De código ☐	3.1 Peso en ☐	3.2 volumen en ☐	4 Otra ☐	4 Otro ☐	4 Otro ☐	4 Otros	Destino del lote			
Datos de producción y tamaño del lote:		Fecha	Número	Número																																	
Cantidad		1 De faena ☐	1 De lote ☐	1 De animal ☐																																	
1 De animales ☐	2 De dosis ☐	2 De elaboración ☐	2 De serie ☐	2 De frasco ☐																																	
3 En unidades ☐	de	3 De importación ☐	3 De tropa ☐	3 De código ☐																																	
3.1 Peso en ☐	3.2 volumen en ☐	4 Otra ☐	4 Otro ☐	4 Otro ☐																																	
4 Otros	Destino del lote																																				
Datos de la muestra: Precinto o faja N° de la muestra M de CM1 de CM2 Cantidad de unidades que componen M, CM1 y CM2 Tamaño de cada unidad que compone M, CM1 y CM2 Unidad de medida del tamaño																																					

SOLICITUD DE ANALISIS

Se solicita al laboratorio se practiquen sobre la muestra los análisis que correspondan para la determinación de

La muestra de laboratorio "M" y las contramuestras "CM1" y "CM2" han sido tomadas de manera que las tres son igualmente representativas de las muestras primarias, cuyos datos se consignaron en la presente acta. Las tres han sido preservadas de adulteraciones e identificadas.
 CM1 queda en poder del funcionario actuante, CM2 en poder del representante, ambas en carácter de contramuestra. La muestra de laboratorio "M" es remitida a un laboratorio de la red SENASA o de la Dirección de Laboratorio y Control Técnico. De conformidad se firman tres ejemplares de un solo tenor, ya un solo efecto.

Firma y edación del representante y/o testigos	Firma y sello del funcionario
Recepción en el laboratorio:	N° de orden de muestra interna en el laboratorio
Firma del empleado	Sello con fecha de recepción. Motivo de rechazo



Anexo II

ANEXO AL ACTA DE TOMA DE MUESTRAS

Anexo correspondiente al acta N° Son un total de Páginas de Anexo:

Confeccionada por el Funcionario

En fecha En el establecimiento identificado con el N°

Texto:

Del presente Anexo y de conformidad se firman tres ejemplares de un solo tenor y a un solo efecto.

Firma y aclaración del representante y/o testigos

Firma y sello del funcionario



Anexo III

REMITO DE MUESTRA DE CONTROL DE LABORATORIO

Se remite al Laboratorio Central de este Servicio Nacional, una fracción adicional que fuera tomada junto y de igual modo que la muestra y las contramuestras CM1 y CM2 en la fecha en el Establecimiento identificado con el N°

En dicho acto se labró el Acta que se adjunta y que lleva el N°

Esta fracción adicional fue solicitada por en caracter de muestra de control de Laboratorio autorizado (MCLA) y a los efectos de realizar controles al Laboratorio

FIRMA Y SELLO DEL FUNCIONARIO

RECEPCION EN LA DIRECCION DE LABORATORIO Y CONTROL TECNICO:

NUMERO DE ORDEN DE MUESTRA EN EL LABORATORIO

FIRMA DEL EMPLEADO

SELLO, CON FECHA DE RECEPCION



SECRETARIA DE AGRICULTURA, GANADERIA, PESCA Y ALIMENTACION
SERVICIO NACIONAL DE SANIDAD Y CALIDAD AGROALIMENTARIA



Anexo IV

SOLICITUD DE ANALISIS DE CONTRAMUESTRA

Se solicita al Servicio Nacional de Sanidad y Calidad Agroalimentaria, se practiquen sobre la/s contramuestra/s:

☐

CM1

☐

CM2

Las cuales fueron tomadas en fecha

Labrándose el Acta N°

Cuya copia se adjunta.

Motiva la presente solicitud la
disconformidad con los
resultados obtenidos en la
determinación de:

Expediente N°

Practicado sobre la muestra
enviado al laboratorio:

La cual fue tomada de manera representativa del lote del mismo modo que las contramuestras CM1 y CM2.

En mi carácter de:

Realizo la Presente
solicitud ante:

Firma y Aclaración del solicitante

Recibido por:

A completar por la repartición oficial

Firma del empleado

Sello con fecha de recepción

Anexo 5

INSTRUCCIONES PARA EL LLENADO DEL ACTA Y SOLICITUD DE ANALISIS

El presente formulario deberá ser completado en letra de imprenta clara y con tinta de color negro, o bien con máquina de escribir o impresora. No debe usarse lápiz o tintas de otro color. Ante algún error no deberá borrarse o enmendarse, deberá utilizarse un nuevo formulario. Los laboratorios no recibirán formularios en los que se detecte borrados o enmiendas. Los recuadros de opciones se deben marcar del siguiente modo: ☐ Indica opción válida. Los campos grises no utilizados deberán tacharse completamente con una línea cruzada entre extremos diagonalmente opuestos.

ACTA DE TOMA DE MUESTRA					
Fecha de toma de muestra		Acta N°		Anexo acta	No ☐ Si ☐ Páginas
Funcionarios					
Motivo:	1. Muestreo insesgado ☐	2. Muestreo Dirigido ☐	3. Faena controlada ☐	4. Farmaco vigilancia ☐	5. Control vacunas ☐
6. Otros					

En FUNCIONARIO/S debe consignarse el apellido, nombre y cargo en SENASA del agente que realiza o supervisa en forma personal la toma de muestra. En ACTA N° se debe anotar el número de acta que corresponda a la numeración correlativa de la dependencia en que desempeñe funciones el agente. Este número no podrá repetirse en otros actos realizados por la dependencia o por el funcionario si es que éste lleva un registro de actas individual. Es frecuente que se requiera incluir datos adicionales u observaciones referidas al acto de toma de muestras, en este caso se deberá marcar SI en ANEXO ACTA e indicar la cantidad de páginas que se incluyen en el anexo, excluida la página del acta, de otro modo deberá marcarse NO.

MOTIVO: deberá seleccionarse alguna de las opciones que se presentan en el formulario o la alternativa OTROS, donde se indicará cuál es el motivo por el cual se procede a tomar muestras. La ausencia de motivo es causal de rechazo de las muestras por parte del laboratorio.

Lugar de toma de muestras:	1. Rural	2. Frigorífico	3. Buque	4. Laboratorio	5. Comercio	6. Fábrica
Establecimiento tipo	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7. Otros						
Nº de identificación			Nombre			
Ubicación			Localidad			Dpto/Part. Prov.
Responsable-Nombre				Cargo		

TIPO: deberá indicarse el tipo de establecimiento en donde se procedió a tomar la muestra, por alguna de las opciones o bien indicando en OTROS de qué tipo de establecimiento se trata.

En el N° DE IDENTIFICACION se debe consignar el número de registro de SENASA. Si el establecimiento no tiene tal número de registro, pero el mismo se encuentra en trámite, deberá consignarse el número de expediente, anteponiendo la abreviatura EXP al número. Si el establecimiento no está bajo la jurisdicción de SENASA deberá consignarse el número de registro de la jurisdicción que corresponda, indicando en el casillero NOMBRE, antes del nombre del establecimiento, el nombre de la repartición nacional, provincial, o municipal que ha expedido la habilitación.

En UBICACION deberá consignarse la calle y el número, o la ruta y el kilómetro donde se encuentra el establecimiento. De la provincia y del departamento o partido deberán consignarse sus respectivos códigos. Los códigos que deben utilizarse son únicamente los que se encuentran aprobados por la Dirección Nacional de Salud Animal.

Deberá consignarse también el cargo y nombre del responsable de la empresa.

Naturaleza del lote y de la muestra:	
Producto o especie y categoría del animal	
Parte u órgano o tejido o fluido que se toma para muestra primaria	
Marca del producto o datos adicionales	

Se indicará en el primer casillero el producto muestreado tal como Leche fluida, Conserva de Caballa, o Vacuna Newcastle, o bien si se trata de lotes de animales la especie y la

categoría tal como Bovino-Novillo, Bovino-Vaca tipo conserva, Aves-Pollo parrillero, Peces-Anchoíta, etc.

En el segundo se indicará la parte que se ha de analizar, por ejemplo para Bovino-Novillo, Hígado o Grasa u otro. Para productos homogéneos no divisibles en partes, o sea que el análisis se realizará sobre todo el producto deberá consignarse "IDEM PRODUCTO".

En el tercero: Si se trata de un producto se indicará la marca del mismo o nombre de fantasía u otro dato que figure en el rótulo. Si se trata de animales, deberá indicarse la raza, y/o el sexo y/o la edad u otros datos. Esto se hará solo en el caso que el funcionario lo considere necesario o bien porque así los dispone el programa de muestreo para el análisis que se ha de realizar.

Origen del lote muestreado: Corresponde al mismo establecimiento en que se toma la muestra ☐ Otro origen ☐			
Producción Nacional (llenar sólo si es otro origen)		Producto Importado (llenar sólo si es otro origen)	
Establecimiento tipo		País de origen	
N° de identificación		Importador	
Localidad o zona de pesca		N° de identificación de importador	
Prov.	Dpto/ part.	P.T. N°	Exp. N°
Documentos que amparan al lote	Tipo	N°	Tipo
Datos adicionales de interés			

Debe consignarse si el origen del lote es distinto o no del lugar en que se ha tomado la muestra, marcando el casillero que corresponda. El resto de este recuadro solo debe ser llenado si el origen es distinto al del lugar de toma de muestra. Desde luego, solo debe llenarse uno de los dos subrecuadros: PRODUCCION NACIONAL o PRODUCTO IMPORTADO. En establecimiento Tipo deberá indicarse si se trata de un frigorífico, comercio, campo, etc. En provincia, partido o departamento nuevamente solo debe incluirse el código de la Dirección Nacional de Salud Animal.

P.T. N°: número de permiso de tránsito para importaciones y EXP N°: número de expediente por el cual se autoriza dicha exportación. En los documentos que se adjuntan se indicará el tipo y número. Algunos de los tipos son PSTA, GUIA, CDJ (Certificado-Declaración Jurada para la U.E.), Certificado de

categoría tal como Bovino-Novillo, Bovino-Vaca tipo conserva, Aves-Pollo parrillero, Peces-Anchoíta, etc.

En el segundo se indicará la parte que se ha de analizar, por ejemplo para Bovino-Novillo, Hígado o Grasa u otro. Para productos homogéneos no divisibles en partes, o sea que el análisis se realizará sobre todo el producto deberá consignarse "IDEM PRODUCTO".

En el tercero: Si se trata de un producto se indicará la marca del mismo o nombre de fantasía u otro dato que figure en el rótulo. Si se trata de animales, deberá indicarse la raza, y/o el sexo y/o la edad u otros datos. Esto se hará solo en el caso que el funcionario lo considere necesario o bien porque así los dispone el programa de muestreo para el análisis que se ha de realizar.

Origen del lote muestreado: Corresponde al mismo establecimiento en que se toma la muestra ☐ Otro origen ☐			
Producción Nacional (llenar sólo si es otro origen)		Producto Importado (llenar sólo si es otro origen)	
Establecimiento tipo		País de origen	
Nº de identificación		Importador	
Localidad o zona de pesca		Nº de identificación de importador	
Prov.	Dpto/ part.	P.T. Nº	Exp. Nº
Documentos que amparan al lote	Tipo	Nº	Tipo
Datos adicionales de interés			

Debe consignarse si el origen del lote es distinto o no del lugar en que se ha tomado la muestra, marcando el casillero que corresponda. El resto de este recuadro solo debe ser llenado si el origen es distinto al del lugar de toma de muestra. Desde luego, solo debe llenarse uno de los dos subrecuadros: PRODUCCION NACIONAL o PRODUCTO IMPORTADO. En establecimiento Tipo deberá indicarse si se trata de un frigorífico, comercio, campo, etc. En provincia, partido o departamento nuevamente solo debe incluirse el código de la Dirección Nacional de Salud Animal.

P.T. Nº: número de permiso de tránsito para importaciones y EXP Nº: número de expediente por el cual se autoriza dicha exportación. En los documentos que se adjuntan se indicará el tipo y número. Algunos de los tipos son PSTA, GUIA, CDJ (Certificado-Declaración Jurada para la U.E.), Certificado de

Vacunación, etc. En los DATOS ADICIONALES DE INTERES puede incluirse el nombre del establecimiento origen u otros datos.

Datos de producción y tamaño del lote:		Fecha	Número	Número
Cantidad		1 De fecha	1 De lote	1 De animal
1 De animales	2 de dosis	2 De elaboración	2 De serie	2 De frasco
3 En unidades	de	3 De importación	3 De tropa	3 De código
3.1 Peso en	3.2 volumen en	4 Otra	4 Otro	4 Otro
4 Otros	Destino del lote			

Se consignarán en este recuadro todos los datos de producción y tamaño del lote. En el primer subrecuadro se consignará el tamaño del lote, indicando con una de las opciones a qué tipo de unidades se refiere tal tamaño. En la opción 3 se indicará si es en unidades de peso o volumen y en las subopciones 3.1 o 3.2 las unidades de peso o volumen respectivamente.

En el cuarto subrecuadro (de izquierda a derecha) se puede indicar la identificación de la muestra específicamente tomada o bien el sublote o algún otro número identificador del lote o del grupo de unidades tomadas para conformar la muestra primaria.

Datos de la muestra: Precinto o faja N°: de la muestra M				de CM1	de CM2
Cantidad de unidades que componen M, CM1 y CM2				Tamaño de cada unidad que compone M, CM1 y CM2	
Unidad de medida del tamaño					

En este recuadro se consignan los números de precinto tanto para la muestra como para las contramuestras y la composición de las muestras. Esto último se refiere a:

* La cantidad de fracciones de la muestra primaria que se han tomado para componer cada una de las tres partes igualmente representativas en que se dividió la muestra primaria, la que a su vez es una fracción representativa del lote.

* El tamaño de cada fracción y la unidad de medida en que se expresa. Ejemplos: Si 6 hígados de pollos parrilleros de 40 g c/u aproximadamente han de componer cada una de las tres partes de la muestra.

Entonces se han de tomar 18 hígados de pollos parrilleros de un mismo lote y en el acta se consignará:

Datos de la muestra: Precinto o faja N°: de la muestra M 712/a de CM1 712/b de CM2 712/c			
Cantidad de unidades que componen M, CM1 y CM2	6	Tamaño de cada unidad que compone M, CM1 y CM2	40
Unidad de medida del tamaño	g		

Si 10 latas de 375 g c/u de conserva han de componer cada una de las tres partes de la muestra, entonces se ha de tomar 30 latas de un mismo lote y en el acta se consignará:

Datos de la muestra: Precinto o faja N°: de la muestra M 1024 de CM1 1025 de CM2 1026			
Cantidad de unidades que componen M, CM1 y CM2	10	Tamaño de cada unidad que compone M, CM1 y CM2	375
Unidad de medida del tamaño	g		

Finalmente, la última parte del formulario consta de la solicitud de análisis y la respectiva recepción del laboratorio. El número de muestra interno de laboratorio debe estar consignado por parte del mismo al menos en la copia que vuelve para el funcionario actuante.

SOLICITUD DE ANALISIS	
Se solicita al laboratorio	se practiquen sobre la muestra los análisis que correspondan para la determinación de
La muestra de laboratorio "M" y las contramuestras "CM1" y "CM2" han sido tomadas de manera que las tres son igualmente representativas de las muestras primarias, cuyos datos se consignaron en la presente acta. Las tres han sido preservadas de adulteraciones e identificadas. CM1 queda en poder del funcionario actuante, CM2 en poder del representante, ambas en carácter de contramuestras. La muestra de laboratorio "M" es remitida a un laboratorio de la red SENASA o de la Dirección de Laboratorio y Control Técnico. De conformidad se firman tres ejemplares de este formulario: uno a cada parte y uno a un solo efecto.	
Firma y calificación del representante y/o testigos	Firma y sello del funcionario
Recepción en el laboratorio:	N° de orden de muestra interna en el laboratorio
Firma del empleado	Sello con fecha de recepción. Motivo de rechazo

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

方法

- ・顕微鏡：LD：0.01%
- ・エライザ法：牛と羊種には1%
- ・ケルダール法による窒素総量：窒素としては0.10%

特異性

- ・地上/魚類
- ・牛/羊

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

禁止たん白質陽性の場合 -

DNFA13/02（2008年に規定DNFA115/08に置き替え）の規定の適用

これらの規定は、現行の飼料規制（付属文書 I 参照）に準じて、反すう動物用飼料に禁止されている動物由来たん白質が検出された場合に適用される手続きの指針である。

飼料のサンプリングにより禁止たん白質が検出されると、施設は、衛生リスクがあるとして監視下に置かれる。

これは、製品の製造工程と施設に入る原料の管理を意味する。陽性であったロットを禁止すると共に、当該ロットを特定して、施設内にある飼料及び製造中の飼料の全ロットが禁止される。

陽性ロットは廃棄される（公的な認可及び管理の下で、非感受性の他動物種に用途を変更するという選択肢はある）。残りのロットは、ロット毎に研究所で分析される。陰性であったロットは販売が認可される。

新たに製造した反すう動物用飼料の検査で、連続して 5 回陰性であった場合には、当該製造施設の衛生監視は解除される。規定 13/02 では、衛生監視の解除には連続して 10 回の陰性結果が必要であった。

陽性であった原因に応じて、施設には罰金が課せられる。

未登録施設

SENASA 決議 341/03 により、飼料を製造、分別、貯蔵する全ての施設は SENASA に登録しなければならない。監査により、登録あるいは認証されていない施設が見つかった場合、同決議を遵守するために通告書が作成される。これは当該施設に対し、定められた期間内に登録を行うよう又は認証要件を満たすよう通告するものである。

登録が開始されれば、これらの施設は登録手続き中とみなされ、以降、監査の対象となる。

登録の通常手続きの期限は、SENASA 決議 341/03 第 2 章の規定に準じて 90 日である。この期限を過ぎる、あるいは当該施設が通告書で定めた期限を守らない場合、現地当局の職員が再度施設を視察する。SENASA 決議 341/03 に規定される行為を実施しつつ、SENASA 決議 488/02 の規定に従い、施設の予防的閉鎖手続きがとられる。

SENASA 決議 341/03 に対するその他の違反（例：未登録製品、表示、登録、製造工程、不衛生、その他）

目視検査により SENASA 決議 341/03 の遵守を確認する。本決議の様々な章の規定に合致しない点は調査結果の追跡の欄に記載される。

設備、製品、登録、技術に関する違反については、指示書及び/又は通告書が作成される。同文書により、施設責任者に違反事項を伝え、それを是正するための期限を設定する。違反が製品にあった場合(未登録、表示等の本決議の規定に対する違反)には、衛生上のリスクがあるとして、当該製品は禁止される。状況に応じ、製品の廃棄あるいは禁止解除が行われる。

SENASA 決議 341/03 の違反が見つかり、衛生上のリスクがあると評価されると、担当官は予防策として直ちに、製造禁止、製品回収(一部又全て)、施設の閉鎖・認証取消の措置をとることができる。

2.2.5 牛由来の MBM を給与されても、BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について

アルゼンチンは一年中広範な地域で牧草が入手可能であることから、生産システムの中で動物用飼料を反すう動物に与える可能性は、集約的乳生産や牧舎内肥育に比べて非常に低い。たとえあったとしても、このようなタイプの生産方式による動物の生産数は牧場の粗放生産量と比較して非常に低い。現在 5,800 万頭の牛のうち、乳牛は全体の約 5% を占める(乳牛の年間生産量は 4,500 リットル程度で集約的牧畜国を大きく下回っている)。牛舎内肥育は全体の 2.5% を占めるに過ぎない。

前回の報告書で示されたように、アルゼンチンではと畜とその後のと体の使用に関して 3 つの重要な点があり、このことが直接感染因子が循環する可能性の低さに影響を与えている。

まず、と畜されるすべての家畜には、死亡前に公的検査が行われる。

第 2 に羊と牛は飼育される地理的分布が異なるため、これら 2 種の動物は別のと畜場で処理される。

第 3 に、アルゼンチンではと畜残渣の処分方法が他国と異なることから、レンダリングに使用さ

れる量は比較的少量である。

さらに、他国での通常の実施方法とは異なり、レンダリング産業用に牧場で死亡した動物を回収する産業は存在しない。アルゼンチンの牧畜産業での手順に従うと、牧場で死亡した動物はそのまま放置され、活用されない。

反すう動物における肉骨粉と臓器の消費は 1995 年以降禁止され、同様に 2004 年からは動物由来たん白質も禁止されたが、羽粉、卵、魚粉、乳性たん白質は例外となっている。

この禁止管理はいくつかの点に含まれている。

飼料と飼料生産用原材料の系統的なサンプリングは、以下の場所で行われる：

- 反すう動物用飼料を生産する施設、又は反すう動物及びその他の動物用飼料を生産する施設
- 牛用の飼料を自家生産する農牧施設

飼料製造加工施設

一方において、反すう動物及び非反すう動物の飼料製造加工施設の管理が実施されている。これにより、建物部分、設備、製品が検査されるほか、製品の製造加工登録も管理される。施設に供給される原材料の管理は基本的に重要である。製品は SENASA により認可されている施設で作られたものでなければならず、飼料の製造加工施設は、購入請求書、及び生産される飼料とその原料のトレーサビリティが実現できるように必要なあらゆる登録文書を保持していなければならない。これらの検査は事前通告なしで施設全体について実施され、年に数回行われる。

これらの監査以外に反すう動物用飼料製造加工の全ての施設について系統的なサンプリングを行い、禁止動物由来たん白質の存在を確認する。

非反すう動物用飼料の製造加工におけるたん白質の交差汚染を防止するために、反すう動物用飼料の製造加工と同じラインでの当該たん白質の使用は禁止されている。もしある反すう動物用飼料生産施設が非反すう動物用飼料を生産するならば、生産ラインを（別個に）2 本設置する、又は禁止たん白質を含まない非反すう動物用飼料を生産しなければならない。この管理は最終飼料とその原材料のサンプルを採取する場所で、飼料のシステムティックなサンプリングを通じて実施される。これらの飼料の汚染/混入源の検査は、最終製品が陽性の場合のみ分析が行われる。このサンプリングは検出結果に応じて毎年計画される。

自家製飼料を製造加工する施設（農場）

農牧施設のサンプリングは肥育場及び搾乳場において実施される。設計開始時に登録された施設全体について、95%の確度と以前の結果を基に予想される割合を適用し、既存施設の代表的な一サンプルの分析を基に、サンプリング設計が行われる。

これらの施設は一年中サンプリング対象となり、施設内の最終飼料、反すう動物飼料用に提供する飼料、及びその製造加工に関わる原材料がサンプルとして採取される。その後、分析研究所で施設の飼料と同じ手続きが行われる。

輸入飼料

非反すう動物用の配合飼料のみが輸入されているが、飼料輸入の項で説明したように、全ての輸入飼料は決議 238/01 に準じて輸入される。

禁止動物性たん白質を含む反すう動物用飼料の禁止を管理する検査で、陽性であったものはわず

かである。これは、当該禁止措置及び輸入飼料の管理が十分に履行されていることを示しており、肉骨粉あるいは獣脂かすの摂取により牛が **BSE** 病原体へ暴露されたことはほとんどなかったと考えられる。

さらに、陽性結果が年々減少していることから、管理に対する認知度と **SENASA** 管理の成果が見て取れる。

アルゼンチンは無視できる **BSE** リスク国であることを強調しておきたい。アルゼンチンでは **BSE** 陽性例が検出されたことは一度もないため、**BSE** 病原体の循環はなかったと考えられる。これは、システムに感染性が存在する確率は無視できる程度で、感染源が存在(無視できる程度)したとしても、その循環及び増幅を回避できることを意味している。

レンダリング

過去数年間に、レンダリング施設の管理は強化された。当該管理は、ヒト消費でない動物副産物の加工施設の登録が義務付けられたことで開始された。**BSE** 感染リスク部位の除去が実施されていることから、これらの施設にリスクの高い材料が持ち込まれることはない。これらの生産施設も、表に示すように監査されている。

これらの施設及び輸送は又、最終飼料の分析により間接的に管理されている。最終飼料が陽性であれば、汚染源を特定するために原料が分析され、同手順により、副産物の加工施設及び輸送も管理されて必要な是正措置が講じられるからである。

SENASA が認可していない原料の使用は禁止されている。これは、全ての飼料製造業者を監査することで管理されている。未認可の原料の所持は違反と見なされる。このような形で、未認可の原料を使用しないよう圧力をかけている。

以上により、アルゼンチンの牛が肉骨粉の摂取を介し **BSE** に暴露することはほとんどなかったと考えられる。

2.3 特定危険部位（SRM）の利用

2.3.1 基本情報

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別（専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類）

(箇所、トン（期間内の合計）)

			1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
専用施設	原料に反すう動物 由来のものを含む	施設数					
		生産量					
	原料に反すう動物 由来のものを 含まない	施設数					
		生産量					
混合施設	ライン分離 済み	施設数					
		生産量					
	ラインを 洗浄	施設数					
		生産量					
	特に交差汚染防 止対策は 取っていない	施設数					
		生産量					

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての施設を含めること。骨粉生産施設を含めること。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

アルゼンチンで生産される粉末の大部分は反すう動物、鳥類及び魚類である。アルゼンチンにおいてこれらのと畜は別々に行われており（施設別）、同様に副産物の加工も別々に行われる。混合施設（反すう動物/豚）が存在する可能性はあるが非常に稀である。なぜならブタの粉末の生産は非常に限定されているためである。

さらに、2002年以降、哺乳動物由来たん白質を含む反すう動物の飼料は禁止されており、2004年以降は、動物由来たん白質を含む飼料が禁止された。

2003年以降、飼料に脳、小脳、せき髄を使用することが禁止となった。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

前項の規定に準ずる

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理/バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

（箇所、トン（期間内の合計））

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数					
	生産量					
形態 B	施設数					
	生産量					
形態 C	施設数					
	生産量					
形態 D	施設数					
	生産量					

形態 A：圧力：3 気圧 温度：133℃ 時間：20 分 連続処理/バッチ処理：バッチごとの加工 他の条件：

形態 B：圧力：無し 温度：120－135℃ 時間：2－3 時間 連続処理/連続処理ではない/バッチ処理： 他の条件：

形態 C：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 D：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1968 年 7 月 18 日	法律 4238/68 国家行政府 動物由来の製品、副産物、派生物の検査法が承認された。これは本法令の一部となり、動物性の肉や副産物、派生物、及びあらゆる動物由来製品の製造加工や工業化の衛生面、及びと畜施設や産業施設の衛生工学や建築の要件を律する規定である。
2001 年 11 月 14 日	SENASA 決議 No. 508/01 獣医学用製品の調合用又は飼料用の動物由来副産物や派生物は、食料・飼料監査局に認可された製造加工施設で作られたものでなくてはならない。
2001 年 9 月 10 日	DNFA 通達 No. 3456 消化槽、溶解槽、オートクレーブの規定
2003 年 3 月 27 日	DNFA 通達 No. 3528 BSE 危険部位及び飼料用のたん白質を含む濃縮物の取り扱い、処理、加工
2003 年 6 月 3 日	DNFA 通達 No. 3543 骨粉の取り扱い及び製造加工手続きを規定 注：2004 年 5 月 20 日 DNFA No. 3596 の通達により廃止
2003 年 7 月 15 日	SENASA 決議 No. 337/2003 BSE 汚染防止やサーベイランスの国家計画。と畜の結果及び、あらゆる使用目的による哺乳類と鳥類の種の動物由来残渣/臓器を加工する施設を管轄する唯一の機関である SENASA への登録や監査が義務付けられた。
2004 年 5 月 20 日	DNFA 通達 No. 3596 骨粉の生産用手続きを規定

2005 年 1 月 4 日	SENASA 決議 No. 1389/04 反すう動物用飼料又はサプリメント用に摂取する国内の動物由来たん白質の使用禁止。例外は乳性たん白質、魚粉、卵粉、羽粉である。同様に国内で飼料用に鳥用寝糞又は/及び養鶏残留物を使用することが禁止される。肉粉と骨灰の製造加工及び輸送を規定
2006 年 5 月 15 日	DNFA 通達 No. 3519-D ヒトの食用目的ではなく動物の飼料用材料として使用された、動物性副産物の管理データの申請—2004 年 11 月 12 日通達 3519 の改訂

(2)罰則規定

適用される決議や通達(法令 4238/68 の 24、25、31 章、SENASA 決議 No. 1389/04、通達 3456/01、通達 3528/03) に準ずる。

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体 実施主体は SENASA の食料飼料監査局(DNFA)動物製品監査課(DFPOA)
(2)遵守状況確認の方法 ここ数年間、と畜場(レンダリング施設)、特に反すう動物由来原料を加工する施設に対する管理が強化された。そのため 2008 年に 4 名の専門家が雇われ、特にこれらの施設の監査に従事している。 これは実施監査数を反映したものである。監査文書の作成には 4 ヶ月を要するためである。 当該監査は、食肉処理場における BSE 感染リスク部位（脳及びせき髄）の除去の検査、並びにレンダリング施設の登録、認証、法令遵守、工程の管理を行うものである。 これらの施設ではサンプリングは実施されないが、間接的に全ての原料がサンプリングされている。飼料製造工場及び、飼料を自家製造する農村の施設におけるサンプリングで、飼料の原料のサンプルが採取されるためである。 研究所では、飼料中の禁止たん白質を検出するための分析が行われる。飼料の分析結果が陽性であった場合、その原因に関する情報を入手するために、飼料を構成する原料の分析が行われる。これらの原料が陽性であれば、当該原料を扱った施設がその後管理されるが、これは状況により、飼料製造施設である場合も、と畜場(レンダリング施設)である場合もある。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無/ある場合はその内容・対応）

年	検査方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

施設形態 (と畜場(レンダリング施設)又は飼料製造施設)	反すう動物由来原料を加工する設数	(A)の内 検査を受けた施設数	(B)の内 目視検査を受けた施設数	(B) の内 違反のあった施設数	(B) の内 サンプル検査された施設数	(C)の内、 顕微鏡検査で陽性であった施設数
	(A)	(B)			(C)	
2006 年						
反すう動物由来原料又はそれを含む原料を加工すると畜場(レンダリング施設)	58	9	9	0	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。
非反すう動物由来原料を加工すると畜場(レンダリング施設)	22	1	1	0	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。
2007 年						
反すう動物由来原料又はそれを含む原料を加工すると畜場(レンダリング施設)	58	15	15	1	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。
非反すう動物由来原料を加工すると畜場(レンダリング施設)	22	3	3	0	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。
2008 年						
反すう動物由来原料又はそれを含む原料を加工すると畜場(レンダリング施設)	52	23	23	1	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。
非反すう動物由来原料を加工すると畜場(レンダリング施設)	21	8	8	0	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。	これらの施設ではサンプリング検査は行われない。

施設形態 (と畜場(レンダリング施設) 又は飼料製造施設)	施設の所在地	違反の種類	解決方法	追跡調査に よる結果
2007 年 反すう動物由来原料を 加工する と畜場(レンダリング施設)	サンタフェ	資格無し	禁止製品による施設閉鎖	資格取得手続中
2008 年 反すう動物由来原料を 加工する と畜場(レンダリング施設)	ブエノスアイレス	資格無し	禁止製品による施設閉鎖	資格取得手続中

2.3.3 特定危険部位 (SRM) 等の取り扱い

●SRM の定義はあるか？

○はい →2.3.3.1 へ いいえ →2.3.3.2 へ

2.3.3.1 SRM の定義及び経時的な SRM の定義の変遷

アルゼンチンにおける SRM は、中枢神経系組織(脳、小脳、せき髄)である。これらの組織を含む、あるいは技術的、流通上の理由で分離できない部位も含まれる。(通達 3528/03)

2.3.3.2 頭部 (扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱 (背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部* の利用実態 (用途別割合、飼料用の場合は畜種別)

*日本が SRM として規定している部位

(トン (期間内の合計))

	飼料用		飼料用	食用	処理 (処分)	その他
	牛用	牛以外用				
1986～1990						
1991～1995						
1996～2000						
2001～2005						
2006～						

アルゼンチンは伝達性海綿状脳症（TSE）清浄国であることから、牛の特定臓器、又は特定危険部位（SRM）をヒト消費用として使用することは禁止されていない。牛の脳及びせき髄は食品産業用又は化粧品用に売買されているが、と畜要件（通達 3528/03）により、脳あるいはせき髄による牛肉の汚染がないよう保証している。当該要件では、特に以下の内容を規定する：

- 牛は殴打により失神させねばならず、殴打の前にと畜したり、反射神経を失わせたりしてはならない。圧縮空気式キャプティブボルトスタンガンの使用は禁止されている。脳膜の穿孔は禁止されているため、脳が流出する可能性のある貫通式殴打器具の使用は禁止されている。
- 頭部はと畜ラインの第 1 段階において切断、分離されねばならない。
- せき髄はと畜体を解体する際に除去されなければならない、また、別個に売買されねばならない。脳はヒト消費用に使用される。ヒト消費用に使用されないものは、明確に識別された後ダイジェスター（消化槽）に移される。

レンダリングの材料には、と畜場で回収された油脂や臓器（腎臓、腸等）、食肉処理場に出る骨、前肢、踵、頭蓋が含まれる。それらのほとんどは牛由来であるが、少量ながら豚及び/又は馬由来の部位が使用される場合もある。

レンダリング材料は、ヒトの消費に適した健康な家畜のみに由来する。疾病の疑いのある又は疾病の確認された牛あるいは臓器は生産ラインから除かれ、最終用途を決定するため再検査室に送られる。回収された部位及びと畜体はダイジェスター（消化槽）に送られる。使用に適した材料は、と畜場内にある工場で加工されるか、又は限定的移動許可（政令 No. 4238/68、1996 年 4 月改訂）に従い、解体場（第 2 サイクル）に送られる。

殺菌は、120℃以上で最低 3 時間圧力をかけて行われる。獣脂は前述のように使用される。残渣は肥料に使用されるか埋却される。

焼却は、特に小規模なと畜場で広く使用されているもうひとつの方法である。残渣は通常埋却されるが、骨灰には小さな市場が存在する。骨灰は主に、焼却した牛及び豚の骨から生産されるが、これは、口蹄疫が存在する場合に、生の状態では口蹄疫ウイルスの温床となる可能性があるためである。このため、（口蹄疫ウイルスの）撲滅は非常に重要であり、骨灰の生産方法は安全でなければならない。加工処理は、600℃以上で 1 時間以上行わなければならない。このような温度と時間を経た後、感染に十分な量のウイルスが生残する可能性は考えられない。又 BSE 感染牛であっても、おそらく骨の感染性は高くない。BSE 自然感染症例では、潜伏期間に牛の骨にもせき髄にも感染性は検出されなかった。しかし、実験的 BSE の潜伏期後期及び臨床期における背根神経節の感染性、並びに実験的 BSE の臨床期におけるせき髄の感染性（の可能性）は証明されている。

農村の施設では通常、死亡牛及びと畜場廃棄物を埋却によって処分する。ほとんど全ての農場に、埋却用の穴をほった囲い地が設けられている。血液については、乾燥血粉の重要な市場が存在するが、小規模なと畜場は血液を埋却している。血液は、臨床症状を呈した患畜由来のものであっても BSE のリスクは低い。BSE の自然感染例でも実験感染例でも、血液又は血液成分に感染性が検出されたことはない。

2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛（農場又は輸送時に死亡/と畜した牛、緊急と畜牛、又は生体検査で処分決定が下された牛）の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

	健常牛の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部		死廃牛、緊急と畜牛、または生体検査で処分決定が下された牛	
時期	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）
1986～1990				
1991～1995				
1996～2000				
2001～2005				
2006～				

前述したように、BSE 感染リスク部位（脳、小脳、せき髄）はフィードチェーンから排除されている。他の部位に対する飼料、ヒト消費用及び工業用の規制はない。

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、選択の仕方、各時期における量について説明すること

項目 2.3.3.1、2.3.3.2、2.3.3.3 参照

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する/した場合には、可食部・非可食部としてレンダリング処理した頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

頭部（脳及び小脳以外）のみレンダリングに使用できる。
言及されたその他の臓器(organ)はヒト消費用に利用価値が高い。

(3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダリング用に収集する/した場合には、その割合を推定し、レンダリング処理しなかった屍体がどうなったかについて説明すること

農場で死亡した牛あるいはと殺された牛（年 2%）がレンダリング用に回収されることはない。
農場死亡牛の回収システムは存在せず、埋却、焼却されるか農場で腐敗分解する。

2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況

2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況（1986年～）

	スクレイピー		慢性消耗性 疾患	伝達性ミンク 脳症	その他 ()	陽性患畜の 処理方法
	綿羊	山羊	シカ	ミンク		
1986～1990						
1991～1995						
1996～2000						
2001～2005						
2006～						

アルゼンチンにおいて BSE が報告されたことはない。又、動物あるいはヒトにおいて他の TSE が報告されたこともない。

2.4.2 国内防疫規制の概要

SENASA 決議 No.234/96 において、全国疫学サーベイランスシステムが制定、導入され、すでに実施中の現行制度に組み込まれた。本決議の付属文書 I に規定された方法、手続き、業務の内容に応じて、地方、地域、国レベルで対応する。

3 BSE サーベイランス（サーベイランスによる検証）

3.1 母集団の構造

3.1.1 反すう動物の飼養実態

アルゼンチン国内に存在する母集団（2008）

州	雌牛	2-3 歳の 若い雌牛	2-3 歳の 若い雄牛	1-2 歳の子牛	1 歳までの 子牛(雄)	1 歳までの 子牛(雌)	雄牛	去勢牛	計	施設
プエノスアイレス	8.198.616	2.390.868	1.183.162	1.403.838	3.052.897	3.092.112	423.563	254	19.745.310	54.569
カタマルカ	104.029	49.001	17.415	19.572	27.937	25.215	8.994	37	252.200	1.671
チャコ	1.120.487	423.610	191.292	250.397	286.460	282.668	72.335	80	2.627.329	14.827
チュブ	105.850	26.858	18.068	12.216	41.807	29.960	5.976	1.030	241.765	2.046
コルドバ	2.274.848	936.861	523.281	674.537	626.652	632.882	106.667	487	5.776.215	26.192
コリエンテス	2.287.380	868.316	395.195	383.888	503.441	540.255	111.409	1.100	5.090.984	14.573
エントレ・リオス	1.802.244	607.411	575.503	406.407	534.174	517.823	99.018	163	4.542.743	26.085
フォルモサ	808.526	333.661	92.647	163.178	198.083	190.743	47.043	392	1.834.273	8.714
フワイ	34.992	15.531	6.239	6.954	9.585	8.965	3.138	61	85.465	1.041
ラ・パンパ	1.404.150	427.171	418.575	600.916	453.062	402.100	74.631	504	3.781.109	8.836
ラ・リオハ	66.227	23.500	3.431	5.489	21.162	19.742	4.596	-	144.147	825
メンドサ	284.070	54.400	14.009	17.254	53.859	60.063	18.745	35	502.435	2.300
ミシオネス	139.633	66.632	35.710	23.741	36.798	35.567	9.761	5.390	353.232	5.076
ネウケン	86.357	27.476	9.243	11.005	18.845	22.581	5.794	387	181.688	1.245
リオ・ネグロ	376.107	77.324	36.416	42.446	93.959	101.930	21.100	240	749.522	3.283
サルタ	369.249	201.388	76.396	105.277	96.992	90.876	28.745	6	968.929	4.083
サンフアン	16.890	6.645	1.799	998	4.572	2.737	1.906	6	35.553	404
サンルイス	743.057	228.293	148.011	147.046	194.609	180.854	43.667	6	1.685.543	6.476
サンクルス	40.679	11.137	5.294	4.685	10.945	10.912	2.159	6	85.817	280
サンタフェ	2.790.225	1.148.232	913.563	885.097	716.471	735.983	127.851	317	7.317.739	24.863
サンチアゴ・デル エンテロ	573.379	246.353	125.076	134.309	136.085	141.437	32.416	40	1.389.095	7.567
ティエラ・デル・ フエゴ	18.635	5.093	2.600	2.763	6.170	5.777	1.157	24	42.219	75
トゥクマン	66.506	27.481	11.624	10.130	14.993	13.784	5.286	6	149.810	3.432
Total	23.712.136	8.203.242	4.804.549	5.312.143	7.139.558	7.144.966	1.255.957	10.571	57.583.122	218.463

出典：SENASA

3.2 BSE サーベイランスの概要

●BSE サーベイランス制度はあるか？

○はい→3.2.1 へ

いいえ→3.3 認知プログラムへ

3.2.1 サーベイランス制度の概要及び規則（法令）

3.2.1.1 制度の概要について

(1)実施対象及び実施範囲

サーベイランス実施対象（「通常と畜牛」、「死亡牛」、「不慮の事故によると畜牛」、「臨床的に疑われる牛」、その他（分類があれば））についての定義及びサーベイランス実施範囲（「農場」、「家畜市場」、「と畜場」）について

BSE 様の行動及び症状：あらゆる治療に抵抗性を示し、徐々に行動が変化し（興奮、攻撃性）、感染症の症状を呈することなく神経症状を呈する（協調運動失調、跛行、痙攣、不全麻痺、（完全）麻痺、起立不能）。

歩行困難牛 / 緊急と殺牛：歩行しない牛、臥位のままでいる牛、自力では起き上がることも歩くこともできない牛、と畜場で緊急と殺された牛（不慮の事故や衰弱等により）。

死亡牛：農場、輸送中、と畜場で死亡した牛。又農場で、第1及び第2項に記載されたものとは異なる理由でと殺された牛。

通常と畜牛：健康で、ヒト消費用に食肉処理場に送られる30ヶ月齢超の牛。

(2)カテゴリー別の年間母集団（概数）

（2006年）（頭）

カテゴリー	
通常と畜牛	47
死亡牛	327
不慮の事故によると畜牛	1610
臨床的に疑われる牛	314
輸入牛	34
空欄 ⁽¹⁾	18
合計	2350

※上記カテゴリーはOIEによる区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(1) サンプリングのカテゴリーや特徴を特定せずに送付された

(3)サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

SENASA 決議 No. 10/2003（添付資料）に準ずる

(4)疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制

BSE 疑似患畜の届出の基準は、SENASA 決議 No.10/2003(2003年1月17日付)の付属文書Iに記載されている。

BSE 疑似患畜：神経症状を呈し、行動及び/又は運動機能及び/又は感受性(過敏さ)が変化し、体調が徐々に悪化し、特別な治療にも効果がなく、臨床検査で何らかの診断を下すことができない24ヶ月齢超の牛。

BSE 疑似患畜が見つかった場合、上記決議に従いパッシブ・サーベイランスを実施する。

パッシブ・サーベイランス：動物の生産者、担当者、責任者、農場担当の民間獣医、診断を行う研究所が、以下に関する指示又は確認を依頼するため、(家畜)衛生当局へ届け出たのを受けて行われる全ての行為を含む。

—海綿状脳症の推定診断

—中枢神経系の異常による臨床症状を有する病理の通知

—通知義務のある疾病に関するあらゆる情報交換 (BSE パッシブ・サーベイランスシステムにおいては、標的動物及び疑似患畜の定義と一致する場合にのみ通知)。

獣医官の役割：農場で直ちに対応し、迅速に以下のように対処する：

—臨床的観察を行い以下のいずれかを定義する：標的動物、疑似患畜、他の疾患。場合により、担当獣医官の判断で、病気の経過や一定の治療の反応を見るために、個体を観察下に置くことがある。例：飼料の変更による低マグネシウム血症や何らかの中毒。

アルゼンチンではこれまでに BSE と診断された症例はない。

2003 年の SENASA 決議 No. 10 において、BSE 発生時の行動を規定している。

BSE 発生時

TSE リファレンス研究所により、BSE 陽性診断が確定されると、以下の行動」が取られる：

感染牛の原産地の特定

I 輸入牛の場合：

- a) 同じ原産国から同時に輸入された牛の所在確認
- b) 陽性牛と同じ原産国から輸入された牛のサーベイランスの強化
- c) 感染源の特定
- d) 国内で感染源が見つかった場合には国産牛と同じように扱われる。

II 国産牛の場合：

- a) 陽性牛が摂取したのと同じ BSE 病原体汚染たん白源に暴露した可能性のある牛を特定・追跡・処分する。疑い農場への所属の如何を問わない。
- b) 陽性牛が検出された農場において、BSE が疑われる全ての反すう動物(牛を除く)を特定し、監視する。

b - それぞれの状況に応じて SENASA が定める方法で陽性と確定された動物を処分する。

感染源について

- a) 農場及び/又は飼料製造施設において、BSE 因子に汚染された哺乳動物たん白質が混入していた可能性のある飼料を特定する。
- b) 前述の飼料の流通及び使用を追跡し、搬入先の施設を特定する。
- c) 同じ飼料を受け取った、又は同じ汚染源にさらされたことにより、反すう動物が BSE 因子に感染した可能性のあるその他の施設を特定する

3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制内容
1996 年 5 月 21 日	旧 SENASA 決議 No. 234/096 国、地域、地方レベルでの全国疫学サーベイランスシステムの導入
1996 年 8 月 2 日	SAGPyA 決議 No. 456/96 BSE 国際諮問委員会の設立 注：SENASA 決議 No. 537/2005 第 1 条、2005 年 7 月 11 日公告 11 ページにより廃止
1996 年 8 月 2 日	SAGPyA 決議 No. 457/96 BSE 技術諮問委員会の設立
1996 年 11 月 12 日	SENASA 決議 No. 685/96 動物衛生政策の一般規定第 4 条に関して外来疾病グループの中に腰の痒疹（スクレイピー）と称されるページが追加される。 （注：決議 422/03 第 38 条、2003 年 8 月 25 日公告 7 ページにより廃止）
1997 年 3 月 24 日	SAGPyA 決議 No. 171/97 SAGPyA 諮問委員会を構成する専門家の指名
1997 年 4 月 11 日	SENASA 決議 No. 172/97 BSE の申請義務化 注：SENASA 決議 No. 10/03 により廃止
1999 年 7 月 26 日	SENASA 決議 No. 779/99 レベル、構成、責任と機能を定めた新国家緊急衛生システム（SINAESA）の承認。長引く疾病若しくは外来疾病の検出、又は国内及び隣国において生じた疫学病的状況で介入が正当とみなされる事態が生じた場合に活動を開始する。 注：旧 SENASA 決議 No. 357/96 により廃止
1999 年 10 月 25 日	SENASA 決議 No. 1208/99 TSE プログラムを動物検疫課の中で策定し、責任者を指名し、責任範囲を定める。 注：SENASA 決議 No. 901/01 により廃止
2001 年 1 月 5 日	SENASA 決議 No. 08/01 BSE に関する科学諮問委員会と技術諮問委員会の構成メンバーを指名。 注：SAGPyA 決議 No. 743/01 により廃止
2001 年 7 月 4 日	SAGPyA 決議 No. 311/01 BSE に関する技術諮問委員会の正式メンバーを指名
2001 年 8 月 10 日	SENASA 決議 No.229/01 SENASA の represidencia ユニットに所属する動物の TSE 作業グループの創設。責任者の指名
2001 年 10 月 5 日	SAGPyA 決議 No. 743/01 BSE に関する科学諮問委員会と技術諮問委員会を構成する専門家を指名。 注：SAGPyA 決議 No. 08/01 を廃止
2002 年 12 月 23 日	SENASA 決議 901/2002 TSE 予防・サーベイランス国家プログラムを承認する。目的、基本的枠組、戦略、公報と記録システム。SENASA の外郭部署、国立リファレンス研究所決議 1208/99 は効力を失う

2003 年 1 月 17 日	SENASA 決議 No. 10/03 法律 3959 第 4 条に記載される疾病グループに組み入れることにより、動物に BSE の疑いが生じた場合、即時通知することを義務付ける。公式に SENASA 決議 No. 422/03 により廃止されていない。 注：SENASA 決議 No. 172/97 を廃止
2003 年 2 月 25 日	DCA 規定 No. 01/03 動物の TSE 予防とサーベイランス国家プログラムの評価と追跡行動の監督グループ創設。総合監督の指名
2003 年 4 月 3 日	SENASA 決議 95/2003 TSE 予防・サーベイランス国家プログラムのために動物の脳を研究所で分析するサンプリング計画の承認
2003 年 5 月 5 日	SAGPyA 決議 No. 456/03 BSE に関する科学諮問委員会の現在のメンバーの入れ替えメンバーを指名 注：決議 No. 537/2005 第 1 条－2005 年 7 月 11 日公告 11 ページにより廃止
2003 年 5 月 28 日	SAGPyA 決議 No. 457/03 農牧水産・食料省の傘下に TSE の調整委員会を創設 注：決議 No. 538/2004 第 1 条－2004 年 6 月 25 日公告 29 ページにより廃止
2003 年 8 月 20 日	SENASA 決議 No. 422/03 SENASA における動物の疾病通知システム、疫学サーベイランスと継続的追跡、リスク分析、衛生上の緊急事態、疾病撲滅及び保護について定める規定等を国際的に効力ある規定に適合させるよう定める。 BSE 及びスクレイピーを、総合動物検疫取締り法第 4 条に言及される疾病グループとして維持又は組み入れる。 注：SENASA 決議 No. 685/96 を廃止
2004 年 1 月 14 日	SENASA 決議 No. 10/04 BSE 病原体のリサイクルを防止する戦略的措置は、反すう動物用飼料の製造加工と給与システムを中心に行うことを定める。また、SENASA の該当部署にそのための業務や機能手続き適正化の権限を付与する。
2004 年 4 月 16 日	SENASA 決議 No. 279/04 SENASA 内の動物の TSE 予防・サーベイランス国家プログラムの担当部署を、水平プログラムとして責任者付ユニットから DNSA に移行する。 注：SENASA 決議 No. 901/02 第 3 条（プログラム責任者の指名）の効力は失われる。
2004 年 6 月 14 日	決議 403/04 SENASA 「国境防疫枠組み計画」の承認。当該 TSE 規定は、アルゼンチンの BSE ステータスを保証するための措置と関連するものである。
2004 年 7 月 6 日	決議 449/04 食料飼料監査局に属する植物監査課の管轄内で機能する動物飼料製造施設の監査調整班を創設。「レンダリング」として知られる動物由来の臓器加工過程の効率的管理により病気の原因因子のリサイクルを防止し、動物の TSE 防止戦略の一部とする。SENASA 決議 No.337/03 を補完する。
2005 年 5 月 3 日	SENASA 決議 No. 228/05 動物の TSE 予防・サーベイランス国家プログラムの責任者として専門家を指名するが、このことはティエラ・デル・フエゴ州の漁業調整機関における彼らの機能には抵触しない。 注：SENASA 決議 No. 797/04 により廃止

2005 年 7 月 11 日	SAGPyA 決議 No. 537/05 当時生産省であった農牧水産食料庁の 2003 年 5 月 22 日付け決議 456 の改訂
2004 年 11 月 12 日	SENASA 決議 No. 797/04 動物の TSE 予防・サーベイランス国家プログラム調整機関としての機能を専門家を指名して付与する。 注：SENASA 決議 No. 228/05 により廃止

(2)罰則規定

それぞれの法規は、罰則の適用及び/又は個別のケース毎の衛生対策のための法的枠組を具備している。

3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

動物の TSE サーベイランス国家プログラムは、SENASA が管轄する。疫学サーベイランスの管理や追跡活動は疫病対策課が担当する。

サンプル採取は食品処理施設に配置される現地の獣医官あるいは食肉処理施設への派遣官、民間の獣医師（パッシブ・サーベイランス）が行う。

診断は、動物 TSE リファレンス研究所（カステラルの国家牧畜技術機関（INTA））により下される。

3.2.2 サーベイランスの成績

3.2.2.1 実施頭数

(1)サーベイランス実施年ごとの頭数（可能ならば、受動的/能動的サーベイランスに分けて記載）

区分*	通常と畜牛	不慮の事故によると畜 ⁽¹⁾		死亡牛	臨床的疑いのある牛	その他 ⁽²⁾			総合計
年度		歩行困難牛	緊急			フィードロット	輸入	(空欄)	
1992					36				36
1993	889		90		40		1		1020
1994					23				23
1995	57		42		22				121
1996	74		35		19				128
1997	817		151		240				1208
1998	559		47		231				837
1999	676		57		88		4		825
2000	1011		133		124	204	1		1473
2001	2461		69		161	140	4		2835
2002	2236	248	197	90	115		9		2895
2003	92	647	141	200	154		37	2	1273
2004	59	2428	83	736	179		28	53	3566
2005	12	1166	369	525	239		43	50	2404
2006	47	1470	140	327	314		34	18	2350
2007	11	998	127	483	230		37	27	1913
2008	6	784	1262	584	191		11	10	2848
合計	9007	7741	2943	2945	2406	344	209	160	25755

(1) 2002 年以降は歩行困難牛もこのカテゴリーに含めるようになった。

(2) その他としては輸入牛、フィードロット（最後の 3 ヶ月は牛舎内で肥育される状態にあった牛）が考えられる。

空欄はサンプリングの際に区分が特定されていなかったことによる。

(2)生まれ年別の頭数

(可能ならば、受動的/能動的サーベイランスに分けて記載)

(サンプリングされた頭数)

区分* 出産年度	通常と畜牛	不慮の事故によると畜牛 ⁽¹⁾		死亡牛	臨床的疑いのある牛	その他 ⁽²⁾			総合計
		歩行困難牛	緊急			フィードロット	輸入	(空欄)	
1982	53		4		1		1		59
1983	20		9				1		30
1984	115		18		1				132
1985	39		6		2		1		48
1986	201		34	1	3		2		241
1987	252		36		17		2		307
1988	435	1	36		20		1		493
1989	158		44		22		17		241
1990	360	3	39		35		12		449
1991	373	6	62	5	58		6		510
1992	498	19	57	9	104		9		696
1993	1071	71	29	12	53		6		1242
1994	429	409	71	23	80		14	1	1027
1995	369	750	149	93	104	204	11	3	1683
1996	2599	1074	136	275	137	37	11	8	4277
1997	1178	800	102	273	132		33	6	2524
1998	671	592	223	267	182	102	26	23	2086
1999	38	498	69	271	189		16	16	1097
2000	49	746	348	328	236	1	15	20	1743
2001	41	609	112	336	171		9	16	1294
2002	9	915	820	384	216		3	15	2362
2003	7	310	23	109	94		4	6	553
2004	3	365	56	203	85		1	3	716
2005	0	133	285	138	36		1	1	594
2006	0	1	1		4				6
合計	8968	7302	2769	2727	1982	344	202	118	24412 ⁽³⁾

□上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(1) 2002 年以降は歩行困難牛もこのカテゴリーに含めるようになった。

(2) その他としては輸入牛、フィードロット（最後の 3 ヶ月は牛舎内で肥育される状態にあった牛）が考えられる。
空欄はサンプリングの際に区分が特定されていなかったことによる。

(3) 月齢に関するデータの不足から、1,343 例はこの表に記録されていない。

3.2.2.2 地理的分布状況

(検査頭数 2006 年)

(サンプリングされた頭数)

地形的分 割 地域**	州	区分*							
		通常と畜 牛	不慮の事故によると畜 牛		死亡 牛	臨床的疑いのある 牛	その他		総合 計
			歩行困難牛	緊急			輸 入	(空欄)	
	ブエノスアイレス	6	339	476	180	58	9	3	1071
	カタマルタ			3		1			4
	チャコ		4	14	22	38			78
	チュブ			1					1
	コルドバ		39	173	43	15		6	276
	コリエンテス		15	36	49	25	1		126
	エントレ・リオス		32	45	43	3			123
	フォルモサ		1	2	19	16			38
	フフイ		1		1				2
	ラ・パンパ		31	37	36			1	105
	ラ・リオハ		1						1
	メンドサ		2		1				3
	ミシオネス			1	5	2			8
	ネウケン		1		3	1			5
	リオ・ネグロ		5	4		2			11
	サルタ			51	2	1			54
	サンフアン					1			1
	サンルイス		2	4	9	9			24
	サンタクルス			1					1
	サンタフェ		127	126	84	5	1		343
	タンチアゴ・デル・エステロ		3	50	6	2			61
	トゥクマン		1						1
	(無記名)		125	89	27	3		1	245
	総合計	6	729	1113	530	182	11	11	2582

3.2.3 サンプリングした牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合

(個体識別、歯列、指定された他の方法)を示すこと

歩行困難及び/又は死亡牛の歯列、目視検査、体重と群れの 카테고리による。
2006 年以降は上記に記載された通り個体識別による。

3.2.4 検査手法

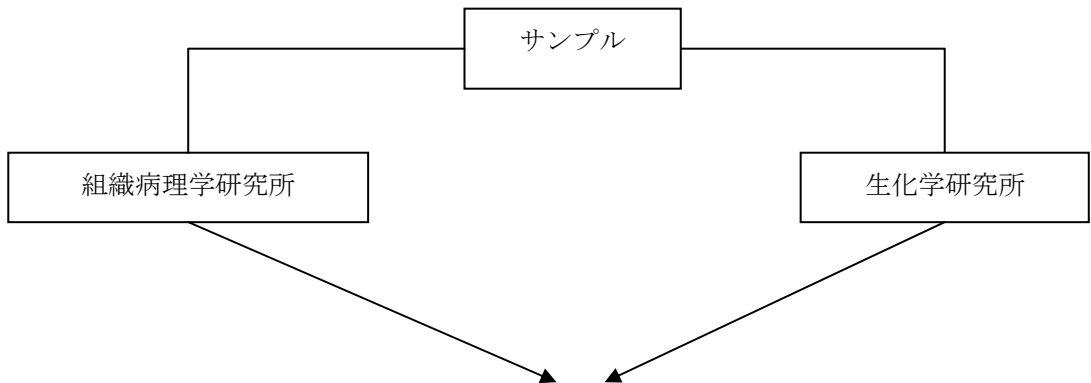
3.2.4.1 検査材料採取手法（採取を行う者に関する情報（資格、その他）を含む）及びガイドライン

以下のふたつの方法によってサンプルが採取される。

- 1) 頭蓋骨内のあらゆる空洞を開けて脳全体を採取。
- 2) 大型針により抽出する技術を利用。

3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ

サンプリングの作業の流れ



部分的結果			最終結果
組織病理学研究所		生化学研究所	
通常（H&E）	IHQ	WB、簡易テスト（Check Western）	
		陰性	陰性
陰性		陰性	陰性
陰性	陰性		陰性
	陰性		陰性
疑わしい(1) (2) (3)	陰性	陰性	陰性
	陰性		陰性
		陰性	陰性
	陰性	陰性の場合疑わしい(4)	陰性

3.2.4.3 検査手法（一次検査、確認検査）

検査のマニュアルを添付すること

当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

SENASA は、研究・技術管理局を通じて、動物の TSE 防止・サーベイランス国家計画に介在する研究所が委任される行為の調整と監督を行う。

サンプルは以下の方法を用いて分析される：

- a. 顕微鏡的評価（組織病理学）
- b. 生化学的評価
- c. 免疫組織化学的評価

- a. 顕微鏡的評価（組織病理学）

英国及び OIE の英国 VLA ウエイブリッジにより作成されたプロトコルに従い、ヘマトキシリンとエオシンと共にパラフィン及びパラフィン伸展器を使用する技術を用いて評価する。

サーベイランスの開始（1992 年）から 2006 年まで、牛、羊、山羊、らくだ類（リャマ、アルパカ、ビクーニャ）、鹿類（全般、プードウー）、ミンク、猫、野生動物（動物園のアンテロープ及び猫科動物）から採取された脳のサンプル 27364 個を分析した。

年毎の配分は表 1 を参照のこと。

- b. 生化学的評価

研究所は英国の VLA ウエイブリッジが作成した伝統的プロトコルに準ずるウェスタンブロット（WB）法を用いて TSE の生化学的診断を実施する。その後、OIE による改定に基づき、プリオニックス®が生産するプリオニックス・チェック・ウェスタン、及びエンファー（アボット社）等の簡易テストを利用する。

開始から 2006 年までこのような方法で脳のサンプル 8510 個を分析した。

- c. 免疫組織化学的評価

2003 年以降、免疫組織化学（IHQ）法の使用が開始された。これは、アメス、アイオワプロトコルに準じて、第 1 抗体：Mab 89/160、F99/97（VMRD、USA）、手動技術：LSAB2 検出キット（ダコ、DK）（ビオチニル化第 2 抗体、抗ネズミ・抗ウサギ IgG—ストレプトアビジンコンジュゲート、AEC（アミノエチルカルバゾール）クロモゲン）を用いるものである。

2003 年から 2006 年の間にこの方法により 676 サンプルが分析された。

3.2.4.4 検査施設（認証されている施設であること）

一次試験実施機関数	
確認試験実施機関数	

脳のサンプルは、唯一の脳サンプル分析用研究所であり、カステラル CICVyA INTA にあるリファレンス研究所で分析される。

3.2.4.5 確認検査の判定体制（判定者の専門性及び人数を明記）

- ・ベルナルド・J・カリージョ MV.MSc Phd 病理学者
- ・ラウラ・E・ウエーバー MSc 化学者
- ・ガブリエル・ピント MV Phd 遺伝学者
- ・セレーネ・フリア 生物学者
- ・ハビエル・ブランコ・ビエラ MV.MSc 病理学者

3.3 BSE 認知プログラム

●BSE 認知プログラムが存在するか？

○はい→以下の問い 3.3.1 へ

いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

最初の研修は、1992 年 12 月 9 日、カステラルの CICV-INTA における獣医官を対象としたコースにより始まった。その後現在まで SENASA 及び INTA が継続して研修の開発、実施にあたった。一部は講義形式であるが、BSE サンプル採取ワークショップでは実地研修も含まれる。

対象は、獣医官及び民間の獣医、牧畜生産産業分野、研究所、国内の各種大学関連学部、大学院修士課程・専門課程のテーマも含まれ、動物相担当部署及び関連 NGO、さらに、健康医療・食品分野の専門家や学生、及び一般消費者である。

2004 年から現在の研修には、TSE 防止・サーベイランス国家計画以外に、インターアメリカン農牧協力機関（IICA）、農牧技術機関（INTA）、及び SENASA との共同研修コースも含まれる。この研修活動は、講義と参加者が積極的に参加する BSE のサンプル採取ワークショップにおける実地訓練とで構成される。講師の授業内容は CD に納められ、文献目録と共に検索資料として残される。

さらに、外部に派遣されている SENASA や INTA の専門家たちによるこのテーマに関する特別研修も考慮されねばならない。

サーベイランス活動の実施中、専門家たちは、「対面式」研修や意識付けを現地の施設や食肉処理施設、保護区等で実施する。

3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

添付の表は実施活動を総括したものである。研修と普及活動が以下の表にまとめられている。

研修活動（1993～2006）

活動の種類	回数
会議/シンポジウム	49
会合/セミナー	66
講習	113
計	228

参加者の種類 (1993～2006)

2006～2008 年の研修活動の内容

2006 年

活動の名称	テーマ/内容	日付	期間	場所	対象者と人数	講師
BSE の特徴、世界・地域・アルゼンチンの現状、アルゼンチンにおける TSE のサーベイランス、診断の進歩、臨床・病理学的側面	知識普及と研修	1 月 3～20 日		パンパ州獣医学校	一般の人々、消費者、獣医、農学者、配合飼料生産施設など 500 名	教研修講座の内容の出版及び CD 配布
BSE の予防とサーベイランス	民間獣医向けの BSE の知識普及と研修	3 月	3 時間	SENASA (サン・ラファエル)	民間獣医	サパタ医師
BSE の特徴、アルゼンチンにおける TSE のサーベイランス、診断の進歩、臨床・病理学的側面	民間獣医師向けの BSE の知識普及、更新、研修	4 月 4 日	4 時間	サルバドル大学 (ブエノスアイレス)	学生及び獣医 30 名	G・ピント医師
BSE の世界の状況と貿易	サンプル採取とインタビューの撮影	4 月		地方チャンネルテレビ・ラジオ	約 5 万人	C・バン医師
アルゼンチンにおける TSE の予防とサーベイランス	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 最新講座 論理と実践	4 月 26、27 日	12 時間	アスル研究所 (ブエノスアイレス)	生産者、獣医、栄養士 25 名	C・バン・ヘルデレン、A・カルバジョ、J・ブランコ・ビエラ、オドリオソラ各医師
アルゼンチンにおける TSE の予防とサーベイランス	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 最新講座 論理と実践	5 月 4 日	12 時間	ブエノスアイレス州チビルコイ地方協会	生産者、獣医、栄養士 45 名	C・バン・ヘルデレン、A・カルバジョ、J・ブランコ・ビエラ各医師
BSE の世界の状況と貿易	ポスター発表：アルゼンチンにおける TSE 予防	5 月 11～12 日	6 時間	第 5 回人畜共通伝染病学会 2006 (ブエノスアイレス州ラ・プラタ)	300 名	C・バン・ヘルデレン、A・シュデル、A・ナデル、A・カルバジョ、C・グラウベル各医師
TSE の予防・サーベイランス・法規程の更新	講義	6 月 12 日	3 時間	サンタフェ州ロサリオ公共衛生局食料委員会	150 名	C・グラウベル、M・T・オチョア各医師
TSE の予防・サーベイランス・法規程の更新	知識の普及・更新・研修講座	6 月 29 日	8 時間	コルドバ市にて獣医教授審議会	獣医、IICA-SANASA コンサルタント 54 名	L・ウエベル、ブランコ・ビエラ、J・グラウベル、C・オドリオソラ各医師
更新・研修講座	INTA	8 月 29 日	3 時間	カステラルウिल्ス委員会 (ブエノスアイレス)	50 名	G・ピント、リリアナ・ヒメネス、カロリナ・ヒスチヴォゲル各医師
BSE と狂犬病	官民の獣医師及び生産者によるミーティング	7 月 21 日	4 時間	SENASA 狂犬予防センター (チャコ州サン・マルティン)	官民の獣医師及び生産者	ユキチ・セロッキ、マリナ・アンドレウ各医師
BSE	ウインカ・レナンコ・チャンネル 4 インタビュー、	8 月 7 日	45 分	SENASA (コルドバ州ウインカ・レナンコ)	TV インタビュー番組	J・カボウラット医師
BSE の知識普及	知識普及	8 月 9 日	3 時間	SENASA (ブエノスアイレス州エスコバル)	20 名	F・キブルゴ医師
BSE の知識普及・予防・サーベイランス公開セミナー	セミナー	9 月 1 日	3 時間	フォルモサ国立大学大学院	農業科学教授、配合飼料製造者、生産者、学生等 50 名	C・グラウベル医師
研究所が現在までに実施したサーベイラ	研修	9 月 5 日		CEVAN (ブエノスアイレス市)	専門家 50 名	G・ピント医師

ンスプログラムの課題						
アルゼンチンにおける BSE の予防とサーベイランス	研修と更新	9 月 7 日	4 時間	チビルコイ 地方監督事務所	DNSA- SENASA 6 地区 の地域獣医、技術者、管理者のみ。 聴講者 23 名	C・グラウベル医師
現在までの診断の進歩、技術テスト、予防	研修	9 月 8 日		カステラル・INTA ウイルス研究所	専門家 40 名	G・ビント医師
動物検疫 (BSE) 世界の現状—アルゼンチンの分類—OIE-UE	講演、更新、知識普及	9 月 15 日		CEIDA ブエノスアイレス穀物取引所	聴講者 48 名	C・パン・ヘルデレン医師
D.N.S.A 疫学課の内部セミナー。TSE プロジェクトへの招待	更新・知識普及・更新・研修コース	9 月 20、21 日	16 時間	トウクマン農牧協会 (トウクマン州)	SENASA 職員 SENASA 獣医師 30 名 民間セクター聴講者 15 名	M・T・オチョア、C・グラウベル、ナルディ技師、ピカリ、L・デサ各医師
アルゼンチンにおける TSE 予防計画	講座	9 月 27 日	8 時間	UJAM メンドサ大学獣医科学課	一般参加者、獣医、農業技術者 45 名	C・グラウベル、C・パン・ヘルデレン、J・ブランコ・ビエラ、C・オドリオソラ各医師
アルゼンチンにおける TSE の予防とサーベイランス	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 最新講座 論理と実践	9 月 28 日	8 時間	メンドサ州サン・ラファエル商工農業会議所	農業技術者、獣医、栄養士 20 名	C・グラウベル、C・パン・ヘルデレン、J・ブランコ・ビエラ、ハビエル、C・オドリオソラ各医師
TSE 研修	普及講座 地域サーベイランス No. 28	10 月 10 日	2 時間	ペウアホ SENASA 地方監督事務所	SENASA 専門家、技能者、管理者 24 名	マルセロ・デ・オラバリエタ医師。コーディネータ カルロス・ララルデ医師
アルゼンチンにおける TSE の防止とサーベイランス	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 最新講座論理と実践	10 月 20 日		ロサリオ大学獣医部ビル (サンタフェ州カシルダ)	官民の獣医、獣医農業科学部学生 アルメナ、配合飼料、牧畜業者	C・パン・ヘルデレン、J・ブランコ・ビエラ、L・ウエベル、C・オドリオソラ、C・グラウベル各医師
スクレイビーに対する遺伝的感受性	知識普及・更新・研修講座	9 月 25 日		遺伝子学会 2006 (サンルイス州)	65 名	ガブリエル・ビント医師
TSE 及び BSE の世界と地域における現状、アルゼンチンにおけるサーベイランスと進歩	知識普及と研修	10 月 11～13 日		大学学部長会議 メルコスル	聴講者 50 名	C・パン・ヘルデレン医師
TSE・BSE・スクレイビーの総合的遺伝学	知識普及と研修	10 月 26 日		アルゼンチン・カトリック大学	聴講者 35 名	ガブリエル・ビント医師
TSE コース	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 最新講座 論理と実際	10 月 23 日	8 時間	ブエノスアイレス大学獣医学部病理学研究室	学生、獣医 90 名	C・パン・ヘルデレン、J・ブランコ・ビエラ、C・グラウベル各医師
BSE に対するアルゼンチンの衛生状況	発表	11 月 10 日	2 時間	モロン大学農業食料科学部	学生、獣医 34 名	クラウドディオ・グラウベル医師
コンサルタント・ワークショップ	監査コンサルタント・ワークショップセミナー	11 月 15、16 日	16 時間	コルドバ大学農牧学部	IICA-INTA-SAGPyA-SENASA 計画 コンサルタント 31 名	F・ラバギ、J・バリル各技師、C・グラウベル、ボンゼッチ各医師
TSE コース	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 最新講座論理と実践	11 月 21 日	8 時間	トレス・アロジョ農業技術校獣医サークル	民間獣医、学生 26 名	C・パン・ヘルデレン、フェルナンド・デルガド、ガブリエ

						ル・ピント、エルネスト・オドリオンラ、T・オチョア各医師
TSE コース	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 最新講座 論理と実践	11 月 27 日	8 時間	INTA EERA (サンタフェ州ラファエラ)	獣医、配合飼料生産業界 36 名	C・パン・ヘルデレン、J・ブランコ・ピエラ、J・ピント、C・グラウベル、フェルナンド・デルガド各医師
D.N.S.A.疫学課の内部セミナー	サンプル採取のワークショップーセミナー	11 月 29、30 日	16 時間	チャコ、レシステンシア SENASA 地域事務所	TSE に関する NOA-NEA の現地獣医 聴講者 40 名 SENASA 地方監督員 40 名	R・ボッチニ、T・オチョア、デル・ピエトロ、A・G・ヘンチレ、M・ガチカ、L・デッサ、C・グラウベル各医師
BSE コンサルタント科学委員会ミーティング	コンサルタント科学委員会	11 月 1～3 日		ホテル・エンペラドル (ブエノスアイレス)	30 名	
講座のテーマについての CD 配布：大学、獣医師グループ、農牧畜学校						250 個

グラフやその他の手段

印刷物：農学及び獣医学ナショナルアカデミーの学習資料出版—技術メモシリーズ 30 番のコピー1485 枚の配布

CD：BSE の特徴。TSE の世界とわが国の現状。アルゼンチンにおける BSE のサーベイランスと診断の進歩。臨床及び病理学的側面 250 枚

農村チャンネルプログラムの視聴者数：約 5 万人（農村チャンネル視聴者総数の 1 %）

2007 年

活動の名称	テーマ/内容	日付	期間	場所	対象者と人数	講師
BSE 国家サーベイランス計画研修コース	教育用資料の配布	1 月 15～30 日		ブエノスアイレス及びカシルダ大学獣医学部へCD 200 枚を送付	CD 200 枚	獣医学部、農学部 の学生 官民の獣医
ブエノスアイレス大学動物検疫マスターコース授業	講演	3 月 22 日	4 時間	ブエノスアイレス大学獣医学部	獣医、大学院修士学生 10 名	X・メロン女医
コンサルタントワークショップ	監査コンサルタント・ワークショップーセミナー	3 月 25～27 日	24 時間	SENASA 本部 IICA センター	IICA-INTA-SENASA-SAGPyA 計画 顧問 30 名	J・バリル、T・ビアンキ各医師 (IICA)
IICA-INTA-SENASA-サンプル採取実技ワークショップ	INTA 講座 サンルイス州メルセデス村	4 月 20 日	12 時間	INTA 本部 (サンルイス州メルセデス村)	獣医、生産者、農業・食料品部門の専門家 28 名	L・ブランコ・ピエラ、C・パン・ヘルデレン、L・ウエバー、グラウベル、オドリオンラ各医師
BSE/TSE 感染症	研修	4 月 27 日		デル・サルバドル大学	デル・サルバドル大学4年の学生 37 名	G・ピント医師
BSE/TSE と動物性製品	研修	5 月 3 日		ブエノスアイレス大学獣医学部	獣医科学学生 30 名	G・ピント医師
ブエノスアイレス大学獣医学部、CEICA 専門授業	講演	5 月 4 日	4 時間	ブエノスアイレス大学獣医学部	獣医、大学院生、専科部門学生 30 名	C・グラウベル医師
TSE 防止国家計画	講演	5 月 10 日	2 時間	MERCOLACTEA 乳製品市場 (コルドバ州サンフランシスコ)	乳製品業界農牧畜生産部門 55 名	C・グラウベル医師
BSE/TSE、農牧畜製品、分子診断	研修と知識普及	5 月 11～13 日		コリエンテス州「INTA 展示会」	獣医、生産者、産業界 約 10 万人	G・ピント医師
モロン大学農学部門農	授業—ワークショップ	5 月 16 日	4 時間	モロン大学本部	農業科、農業食品科	C・グラウベル医

業食品学部授業	プ				の学生、食品生産業社及び教育者 40 名	師
アルゼンチンにおける BSE/TSE の衛生状況	代表と知識普及	5 月 20～28 日		OIE (フランス、パリ)	聴講者 120 名	C・パン・ヘルデレン医師
TSE 予防計画	研修	6 月 27 日		デル・サルパドル大学獣医学部 (ピラル市)	獣医科専攻上級生 40 名	L・ウエバー、J・ブランコ・ピエラ、C・パン・ヘルデレン各医師
飼料の安全性における最新の科学的進歩	内部ミーティング	7 月前半		IICA	プロジェクトチームの専門家 10 名	C・パン・ヘルデレン医師
アルゼンチンにおける TSE 予防計画	知識普及	8 月 10～12 日		SENASA-IICA	ブエノスアイレス州マル・デル・プラタ聴講者 160 名	C・グラウベル医師
SENASA-DNSA-DNF A コース	SENASA 個人講座	8 月 15、16 日	24 時間	SENASA コルドバ本部 (ウエルタ・グランデ)	SENASA の獣医 60 名、衛生及び監査員 60 名	X・メロン、A・ビトン、A・ゴンサレス・ヘントレ各医師、J・バリル、M・ナルディ各技師
計画の知識普及、BSE、TSE の総合情報、予防・サーベイランス計画、鑑別診断、サンプル採取ワークショップ	知識普及とワークショップ。サンプル採取実践	8 月 22 日		リオ・コロラド FUNBAPA (リオ・ネグロ州)	生産者、官民の獣医聴講者 30 名	C・パン・ヘルデレン、L・ウエバー、J・ブランコ・ピエラ、グラウベル、オドリオソラ各医師
SENASA-IICA 乳牛の近代的遺伝学、栄養と生産性、正しい給与による BSE 予防	知識普及	SENASA・DNSA・DNFA 講座		第 VI 回乳製品国際会議 (ブエノスアイレススタンディル大学)	官民の獣医、酪農家、放牧人、生産者 200 名	C・グラウベル医師
乳牛の近代的遺伝学、栄養と生産性、正しい給与による BSE 予防	知識普及	10 月 19、20 日		サンタフェ州デル・リトラル・エスペランサ大学	官民の獣医学・農学専門家、生産者や配合飼料生産者 300 名	C・グラウベル医師
アルゼンチン-ベネズエラの研修と技術移転	アルゼンチン SENASA における TSE の予防・サーベイランス国家計画の紹介	11 月 8 日		SENASA 中央本部講堂	ベネズエラ獣医訪問団 20 名	X・メロン女医
牛乳生産と食品	知識普及	11 月 19、20 日		MAGP ウルグアイ農業省	官民の獣医、酪農家、放牧人、生産者 250 名	C・グラウベル医師

知識普及：BSE のパンフレット 300 枚、SENASA
“INTA EXPONE” (INTA 展示会) のスタンドを 10 万人が訪問

2008 年

活動の名称	テーマ/内容	日付	期間	場所	対象者と人数	講師
IICA-SENASA-SAGPyA-INTA 計画コース	研修と更新セミナー「BSE の予防とサーベイランス」脳サンプル採取ワークショップ	4 月 8 日	6 時間	ノルデステ国立大学獣医学部 (コリエンテス)	INTA-SENASA-UNNE (学生と教育者)、民間獣医と生産者聴講者 99 名	C・パン・ヘルデレン、ハビエル・ブランコ・ピエラ、ガブリエル・ピント、エルネスト・オドリオソラ、M・テレサ・オチョア、フェリックス・カベジノ各医師
研修と更新内部研修	アルゼンチンにおける BSE 予防計画	4 月 15、16 日	15 時間	SENASA (サンタフェ州ロサリオ)	SENASA 獣医と肉産業界関係の民間獣医 40 名	アンヘラ・ゴンサレス・ヘンティレ、C・グラウベル各医師、カルロス・カルバリ、M・ナルディ・フアン・バリル各農業技師
アルゼンチンの羊における遺伝子 PRNP のための遺伝子タイプの特定	教育と知識普及 INTA カステラル CICVYA	4 月 15 日		カステラル INTA カステラル講堂	ウイルス及び TSE 関連研究所の専門家 50 名	ガブリエル・ピント医師
ブエノスアイレス大学衛生学大学院、外来疾病・新興疾病コース	「SENASA の TSE プログラム」	4 月 30 日	4 時間	ブエノスアイレス大学獣医学部	大学院受講生、専門家 7 名	シメナ・メロン医師
BSE サーベイランス計画	INTA IICA 教	5 月 2 日		ブエノスアイレ	獣医科専攻 4 年生の 26	G・ピント医師

研究所の診断	育と知識普及	日		ス州デル・サルバドル・ピラル大学	名	
IICA-SENASA-SAGPyA 計画 コース パタゴニア南地域調整局	研修と更新セミナー「BSEの予防とサーベイランス」	5月6日	6時間	パタゴニア南部地区 SENASA (リオ・ガジェゴ文化センター)	INTA-SENASA 民間セクター獣医 32名	C・バン・ヘルデレン、ハビエル・ブランコ・ビエラ、ガブリエル・ビント、エルネスト・オドリオソラ、M・T・オチョア各医師
IICA-SENASA-SAGPyA 計画 コース	研修と更新セミナー「BSEの予防とサーベイランス」	5月15日	6時間	INTA コンセプション・デル・ウルグアイ	INTA-SENASA 民間セクター獣医 22名	C・バン・ヘルデレン、ハビエル・ブランコ・ビエラ、ガブリエル・ビント、エルネスト・オドリオソラ、M・T・オチョア各医師
動物性製品、副産物の監査、「TSE 感染因子リサイクルのリスク。法規問題」	知識普及と研修	5月15、16日		SENASA (エントレ・リオス州コロソ)	獣医官 (SENASA) と民間獣医 40名	C・グラウベル、A・ヘンティレ・ビジャ各医師
プリオン：概説と診断	知識普及と研修	5月20、21日		カウテラル INTA	INTA の専門家 32名	リリアナ・ヒメセス学士
スクレイピーを中心とするTSE/BSE の一般的特徴、アクティブ・パッシブ・サーベイランス、SNC 病の異なる診断 サンプル採取実践コース	知識普及と更新	5月23日		パナマ農牧畜開発省	C D100 枚を送付	IICA: カルロス・バン・ヘルデレン、 INTA: オドリオソラ、メロン及びオチョア医師 SENASA-EET プログラム
検疫状況確認のためのアルゼンチン代表	講演	5月23～30日		OIE (フランス、パリ)	分野専門家のための科学的レベルの学術発表 50名	カルロス・バン・ヘルデレン医師
第3回ラテンアメリカ会議及び第6回アルゼンチン人獣伝染病会議 ブエノスアイレス	ポスター 動物性製品 (レンダリング) 産業の監査とTSE 予防における役割	6月18～20日		ブエノスアイレス	参加者約 500名	ゴンサレス・ヘンティレ・A、C・グラウベル、デ・マリ・A・J・C、アメリ・W・C、アルスエット・L・M各医師 (DNFA)
BSEに関するコース DNSA-内部研修	TSE 予防国家計画	6月25、26日	15時間	ラサレット首都検疫	獣医 34名と INTA 技師 1名の計 35名	C・バン・ヘルデレン、ハビエル・ブランコ・ビエラ、ガブリエル・ビント、M・T・オチョア、アンドレス・ビトン各医師及びロレナ・ダッサ、フアン・パルル各技師
PRNP 遺伝子のための遺伝子タイプ特定	INTA	7月22日		ブエノスアイレス大学獣医学部	異なる分野の生物学者 50名	G・ビント医師
IICA-SENASA-SAGPyA-INTA 計画コース ブエノスアイレス南地域調整局	BSE の予防とサーベイランス	8月26日	9時間	COMARPES 漁師協同組合 (ブエノスアイレス州マル・デル・プラタ)	SENASA の獣医、技能者及び民間獣医と産業界 聴講者 41名	C・バン・ヘルデレン、ハビエル・ブランコ・ビエラ、ラウラ・E・ウエバー、ガブリエル・ビント、エルネスト・オドリオソラ、T・オチョア各医師
IICA-SENASA-SAGPyA-INTA 計画コース ブエノスアイレス北地域調整局	BSE とスクレイピーの予防とサーベイランス	9月9日	9時間	PYMES (中小企業)センター (ネウケン州ネウケン)	SENASA の獣医、技能者及び食用学専門学者及び民間獣医 聴講者 42名	C・バン・ヘルデレン、ハビエル・ブランコ・ビエラ、ガブリエル・ビント、エルネスト・オドリオソラ、T・オチョア各医師
アルゼンチンの羊におけるPRNP のための遺伝子タイプ特定 (博士論文)	内部研修	9月10日		EEA-INTA (バリロチェ)	専門家 15名	G・ビント医師
INTA ウイルス SAV 会議-2008	教育、知識普及、研修、ポスターとテーマ説明	9月22～25日		ブエノスアイレス市広場総合施設	異なる学問分野専門家 250名	セレーネ・フリア学士、リリアナ・ヒメネス医師
論理と実践 ウエスタンプロット: BSE とスクレイピー	INTA 内部の教育と研修	10月7日		カステラル CICVyA-INTA 研究所	INTA 専門家と外国人実習生 25名	G・ビント医師
BSE とスクレイピーの検出	INTA 内部の教	10月7日		カステラル	INTA 専門家と外国人	リリアナ・ヒメネ

	育と研修	日		CICVyA-INTA	実習生 25名	ス女医
公衆衛生の更新計画、委員会	BSE	10 月 16 日	4 時 間	ルイス・バステウ ル動物原生感染 症センター	専門獣医師 30 名	ハビエル・ブラン コ・ビエラ医師、 シメナ・メロン女 医
獣医学専門家						
IICA-SENASA-SAGPyA-INTA 計画コース	BSE の予防と サーベイランス	10 月 21 日	4 時 間	プエノスアイレ ス大学獣医学部 カルファニニ教 授	獣医科専攻上級学生 43 名	C・バン・ヘルデ レン、ハビエル・ブ ランコ・ビエラ、ガ ブリエル・ピント、 エルネスト・オドリ オソラ、シメナ・メ ロン各医師
デル・サルバドル大学	BSE の予防と サーベイランス	11 月 4 日	3 時 間	デル・サルバドル 大学 ビラル	農学部学生及び卒業生	C・バン・ヘルデ レン、ハビエル・ブ ランコ・ビエラ、ガ ブリエル・ピント、 エルネスト・オドリ オソラ、T・オチョ ア各医師
IICA-SENASA-SAGPyA-INTA 計画コース 調整地域 NOA N y S	BSE の予防と サーベイランス	11 月 19、20 日	2 日 間	サン・サルバド ル・デ・フワイ大 学獣医学部 NOA：サルタ、 フワイ、サンチア ゴ・デ・エステロ、 トゥクマン及びカ タマルカ	牧畜生産者コミュニ ティー及び産業界に 対する公開講座	C・バン・ヘルデ レン、ハビエル・ブ ランコ・ビエラ、ガ ブリエル・ピント、 ガブリエル・ルソ、 T・オチョア各医師
第 2 回通信コース 作成資料	アルゼンチンに おける TSE の 予防とサーベ イランス	検討中	3 モ ジュ ール	CD の WEB「オ ンライン」	SENASA 関係者、牧 畜生産者コミュニ ティー、産業界及 び専門家	DNSA-SENASA T・オチョア、X・ メロン両医師 —BSE プログラ ムにより作成 INTA、IICA 提供 の教材と映像フ ィルム

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類
(説明書、裏付け文書、その他の教材)について

使用された教材について： ポスター：国会提出 SENASA 地方事務所の広報用 ユーザー用としては BSE、スクレイパー、TSE に関する総合情報を記載した 3 つ折りパンフレッ トが配布された。これには疾病、現行の予防とサーベイランス対策、関係責任機関、保証関連規定 などのデータが含まれる。 CD：講習会出席者用のビデオ
--

—2002 年に行われた BSE/TSE に関する第 1 回通信講座 —2009 年用に準備している BSE/TSE に関する第 2 回通信講座 出版物： 1992、1993、1995、1998、2004、2005、2006 年に SENASA-INTA-SAGPyA が作成した英語 とスペイン語のスクレイパー及び BSE に関するリスク分析文書。CICVyA-INTA-カステラル技術メ モ。科学的出版物
--

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

アルゼンチンではこれまでに BSE と診断された症例はない。

2003 年の SENASA 決議 No. 10 において、BSE 発生時の行動を規定している。

BSE 発生時

TSE リファレンス研究所により、BSE 陽性診断が確定されると、以下の行動」が取られる：

感染牛の原産地の特定

I 輸入牛の場合：

- a) 同じ原産国から同時に輸入された牛の所在確認
- b) 陽性牛と同じ原産国から輸入された牛のサーベイランスの強化
- c) 感染源の特定
- d) 国内で感染源が見つかった場合には国産牛と同じように扱われる。

II 国産牛の場合：

- a) 陽性牛が摂取したのと同じ BSE 病原体汚染たん白源に暴露した可能性のある牛を特定・追跡・処分する。疑い農場への所属の如何を問わない。
- b) 陽性牛が検出された農場において、BSE が疑われる全ての反すう動物(牛を除く)を特定し、監視する。

b・それぞれの状況に応じて SENASA が定める方法で陽性と確定された動物を処分する

3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

総合動物衛生政策法 No. 3959/1902 により制定された同名の法規は、家畜の健康や生産、及び公衆の健康をそこなう恐れのある外来の疾病を含む特定の疾病の出現や疑いが生じた場合、管轄当局への通告を義務付けている。

アルゼンチンの動物衛生システムは、SENASA 決議 No. 234/96 を通じて導入された疫学サーベイランス国家システムを擁している。このシステムは付属文書において BSE とスクレイピーを特定し外来疾病の届出を義務付けている。

決議 No. 172/97 により BSE は届出が義務付けられる疾病リストに加えられた。スクレイピーは決議 No. 685/96 によりリストに掲載済みであった。その後、決議 10/03 により以前の決議を廃止したうえで再度通告が義務付けられた。

3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

BSE 疑似患畜の届出の基準は、SENASA 決議 No.10/2003(2003 年 1 月 17 日付)の付属文書 I に記載されている。

BSE 疑似患畜：神経症状を呈し、行動及び/又は運動機能及び/又は感受性(過敏さ)が変化し、体調が徐々に悪化し、特別な治療にも効果がなく、臨床検査で何らかの診断を下すことができない 24 ヶ月齢超の牛。

BSE 疑似患畜が見つかった場合、上記決議に従いパッシブ・サーベイランスを実施する。

パッシブ・サーベイランス：動物の生産者、担当者、責任者、農場担当の民間獣医、診断を行う研究所が、以下に関する指示又は確認を依頼するため、(家畜)衛生当局へ届け出たのを受けて行われる全ての行為を含む。

—海綿状脳症の推定診断

—中枢神経系の異常による臨床症状を有する病理の通知

—通知義務のある疾病に関するあらゆる情報交換 (BSE パッシブ・サーベイランスシステムにおいては、標的動物及び疑似患畜の定義と一致する場合にのみ通知)。

獣医官の役割：農場で直ちに対応し、迅速に以下のように対処する：

—臨床的観察を行い以下のいずれかを定義する：標的動物、疑似患畜、他の疾患。場合により、担当獣医官の判断で、病気の経過や一定の治療の反応を見るために、個体を観察下に置くことがある。
例：飼料の変更による低マグネシウム血症や何らかの中毒。

(※訳注：以下 4 行は決議 10/2003 より引用)

即時通知の標的動物：30 ヶ月齢超(6 歯以上(訳注：切歯のうち 6 歯以上が永久歯の場合))で、以下のいずれかに該当する牛：中枢神経系の異常により臨床症状を呈する、あるいは障害を持つ牛、何らかの病理所見を呈する牛、死亡牛、歩行困難牛、哺乳類由来たん白質が混入した反すう動物用飼料が発見された農場の牛

アルゼンチン国内ではこれまでに BSE の診断が下された症例はない。

2003 年の SENASA 決議 No. 10 は BSE 発生時の行動を定めている。

現場の行動

2. BSE 症例

TSE リファレンス研究所よって、BSE 陽性の診断が確認された場合、以下の手続きが取られる。

A 感染牛の原産地確認

I 輸入牛の場合

- a) 同じ原産国から同じ輸入によって入国した牛の所在確認
- b) 単数又は複数の陽性牛と同じ原産国から入国する牛のサーベイランス強化
- c) 可能性のある感染源の特定
- d) 可能性のある国内感染源が検出された場合、国産牛と同じ取り扱いがなされる。

II 国産牛の場合

- a) 疑わしいとされた施設への所属の如何を問わず、陽性牛が摂取した、BSE 病原体に汚染されたのと同じたん白源に曝露した可能性のある牛の特定と追跡/廃棄処理が行われる。
- b) 陽性牛が検出されたのと同じ施設における、BSE の疑いのある（牛以外の）全ての動物の特定とサーベイランス

B SENASA がそれぞれの状況や条件に応じて指定する方法で陽性が確認された単数・複数の家畜の廃棄処分

—BSE の疑いが生じた場合、直ちに中央レベルの部署（動物衛生局の現地事務所及び疫病課）に届け出なければならない。さらに、該当する予備手段を適用しなければならない。

3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行することを義務付けるための措置）及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

BSE の届出を義務付ける 2003 年 1 月 17 日の決議 No. 10 第 8 条は以下を定めている：
第 8 条—本決定への違反に対しては、1996 年 12 月 19 日の法令 No. 1585 第 18 条の定めに応じて罰則を受ける。

法令 No. 1585

第 18 条： SENASA に適用される規定に対する違反は、当該規定を代替する以下の罰則によって制裁を受ける：

- a) 公民の警告
- b) 100 万ペソ以下の罰金
- c) 関連記録の登記の最大 1 年間の停止又は取り消し
- d) 施設の一時的又は完全閉鎖
- e) 製品、副産物、及び/又は違反関連要素の回収

上記の罰則は、個々に又はいくつか、違反の程度及び責任者の前歴に応じて、同時に適用される。

3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書及び陽性結果の追跡調査について

BSE が疑われる場合、従うべき手続きの段階は、SENASA 決議 No. 10/03 に記載されている。

現場の行動

1. BSE の疑い

BSE の疑いが生じた場合、本決議の付属文書 I の決定に準じて：

- a) 担当獣医官は該当する手続きに従い、関連する単数・複数の家畜の脳の部位サンプルを採取し、TSE 診断のためにカステラル INTA リファレンス研究所に送付する。
- b) 施設の停止処分期間中、獣医官は以下の内容を検出するため、できるだけ詳細な既往歴についての報告書を事前に入手する：可能性のある感染源、感染因子に曝露した可能性のある家畜、疑似患畜の子孫の行き先、疑似患畜が以前に放牧された可能性のある他の牧場。

3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

—BSE が疑われる牛に対して

- BSE 症例と関連のあると畜牛
- 歩行困難牛
- もしあれば他の牛

補償

症例が検出された場合

1900 年 10 月 5 日の衛生政策法 No. 3959 とその後の改訂、及び決議 No. 779/1999（付属文書 II、F）は外来の疾病により影響を受ける生産者が実施すべき行動を示している。

国家衛生政策法はその 24、25、26、27、28 条において牛の所有権を有する者への補償条件を定めている。廃棄動物と同額の補償は、と畜や廃棄処分時点、及び/又はその後 3 ヶ月以内に請求することができる。この額は行政府又は行政府が指名する委託者により定められる。

SENASA 決議 No. 779/1999 は、付属文書 II、F において価格評価委員会の招集、及び行動条件を定めている。同委員会は他の要素も考慮しつつ、と畜牛及び/又は廃棄処分される財の額を定め、市場における現行価格を参考にし、病気による身体的状況を除いた回復可能な価値、さらにもし該当するならば逸失利益も考慮した価格を評価する。

しかし、本法規定のいずれか、又は改訂した法規定を履行していなかった所有者は補償請求のあらゆる権利を失い、該当する法的制裁及び/又は罰金を科される可能性が生じる。

生産者への影響

- 疑いがあるが未確定の場合：結果の報告が提出されるまで施設の業務は停止される。報告が陰性であれば停止は解除される。
- 陽性が確認されると SENASA 決議 No. 10/03 が適用される。

II 牛肉及び牛の臓器のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

決議 496/01	E U向け輸出食肉加工業者に家畜を供給する農牧施設の登録を設定
2001 年 11 月 12 日	
決議 15/03	輸出向けの牛の識別システムを制定。
2003 年 2 月 5 日	決議 496/01 により制定された経路内に限定した法規適用
決議 391/03	原産地の農牧施設を輸出用経路に組み入れる。
2003 年 8 月 8 日	この経路を通じて、牛が生まれた施設を起点に追跡を行う。
決議 103/06	牛の全国識別システムの制定。
2006 年 3 月 3 日	毎年生まれる子牛を識別することで、国内牛の 100%が個体識別を導入。
決議 754/06	決議 103/06 の導入法規。
2006 年 10 月 30 日	さらに、従来の番号登録フォーマットを統一、変更。

(2)罰則規定

各決議は、そのいずれかの条項の中で、不履行があれば国家行政部法令 1585/1996 に準じて、該当機関に付与された権能の下に罰則を適用すると定めている。これにより（生産から輸出への）経路からの排除が可能となる。

1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

19 世紀からアルゼンチンは大小を問わず、種の生産者登録と牧畜識別制度を有していた。この識別はグループ別に行われ、焼印又は印がつけられ、所有者記録が保持された。

1997 年に農牧畜生産者の全国衛生登録制度（RENSPA）が導入された。この登録制度の目的は検疫記録である。牧畜生産者はすべて登録が義務付けられる。登録が終了すると SENASA は単一の地理的参考情報を添付して、施設毎に生産者に番号を与える。

登録の際に生産者が届け出たデータは衛生管理システム（SGS）と呼ばれる情報システムに入力される。

2000 年には識別は個体別となり、2006 年には動物の識別を全国衛生登録制度(RENSPA)と一元化する必要性から、生産者の RENS PA に牧畜識別単一コード（CUIG）が設定され、動物の個体識別における唯一の機能を果たすようになった。

上記の衛生管理システム（SGS）には以下の内容が含まれる：

パターン（RENSPA：生産者データ、施設データ）、在庫（種別ストック、耳輪管理）、検疫要件（ワ

クチン、サンプリング等)

これらはすべて動物移動書類 (DTA) として共に配信され、すべての動物の移動前に情報が得られることにより SENASA は移動管理を行うことができる。

このようにして、衛生上の問題が生じた場合、耳輪に記載されている既存の情報 (CUIG と RENSPA) により動物の原産地を知り、過去に遡って追跡することができる。必要ならば原産地を知ることで予測追跡も行うことが可能である。

「耳輪」と呼ばれる識別ツールを用いて牛の全国単一識別システムが制定された。この種の識別は 2 重システムになっており、右耳にはボタンーボタン、左耳にはカード式耳輪がつけられる。

動物の番号は以下のように構成される：

- ✓ C.U.I.G.：単一牧畜識別コード
- ✓ 管理番号：施設内の個別の子牛番号
- ✓ 確認番号：管理番号と C.U.I.G.が正しく構成されていることを確認する機能を持つ

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

トレーサビリティ過程を適切に開始するためのデータ記録を作成し維持するのは SENASA の責任である。

(2)決議 103/06 の制定により、毎年生まれる子牛の識別が義務化され、生後 6 ヶ月から 8 ヶ月での離乳時には月齢を 100%確定することが可能である。牛の誕生年は正確に記録される。

(3)遵守状況確認の方法

生産者が購入する耳輪と共に、25 個毎に牛の識別記入用紙が添付される。耳輪をつけると生産者は用紙に記入し、管轄の SENASA 地方事務所に提出しなければならない。当該文書は遵守の確認方法として用いられる。これは用紙が宣誓による届出書類としての性格をもつためである。

SENASA は「オンライン」により各生産者の耳輪に印刷する番号を付与する。各生産者が牛を購入するたびにリアルタイムでその数字を知ることが可能である。この情報は上記の届出用紙の提出と重複するが、現地検査、ルート管理、競売等の検査も実施する。不履行が検知された場合はその程度に応じて制裁、又は罰金が科される。

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

(1)月齢確認方法

上述の通り、特に年齢は 2006 年から現行の個別システムにより確認される。さらに歯の成長記録により照合可能である。

(2)この組み合わせにより牛の誕生年の確度は 80%となる。

1.2 と畜頭数

SENASA

と畜場における年間と畜数 (1997～2009) 年度	健康な牛の 年間と畜数
1997	9.908.042
1998	8.794.460
1999	9.765.402
2000	10.073.418
2001	9.183.855
2002	8.916.125
2003	9.621.083
2004	11.190.424
2005	11.189.576
2006	10.499.169
2007	11.611.407
2008	11.433.704
2009	1.938.370

2 と畜場

2.1 と畜場の概要

2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1968 年 7 月 18 日	法律 4238/68 国家行政府 動物由来の製品、副産物、派生物の検査法が承認された。これは本法令の一部となり、動物性の肉や副産物、派生物の製造加工や工業化の衛生面、及びと畜施設や産業施設の衛生工学や建築の要件を律する規定である。
2001 年 9 月 10 日	通達 No. 3456 消化槽、溶解槽、オートクレーブ用の法規程
2003 年 3 月 27 日	通達 No. 3528 BSE の危険部位と飼料用たん白質濃縮物危険部位取り扱い、管理と準備
2006 年 5 月 15 日	通達 No. 3519-D ヒトの消費以外の飼料用動物性副産物の管理データ記録－2004 年 11 月 12 日の通達 3519C の改訂

(2)罰則規定

法令 4238/68 に規定される不履行に対する罰則は第 30 章の定めに応じて制定される。

罰則

30.1 法律 No. 22401 で改訂された法律 No. 19852 の第 8 条の規定に準じて、動物由来の製品、副産物及び派生物の本検査法規内で定められる規定への違反には以下のような罰則が適用される：

a) 警告、又は b) 最低 50 万ペソから最高 5 億ペソまでの段階的な罰金、又は c) 関連登記の 1 年以下の登録停止、又は d) 施設の一時的、恒久的閉鎖、又は e) 補助的な性格の一時的、恒久的資格停止、違反に関連する製品の回収、及び違反の経緯に基づく深刻度や事実関係の性格により、さらに事実遂行に使用された要素や手段の押収も適用される可能性がある。

b) 項に定められた罰金額は、国家統計・国勢調査局が提供する総合的卸価格水準の指数の推移に応じて、農牧畜庁が半期ごとに再調整する。

科される罰金額も支払いを実行すべき日付と実際に支払いが行われた日付との間の指数を基に更改されることになる。

2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

と畜場の管理や遵守を監視する実施主体は、食料資料監査局（DNFA）や動物製品監査課（DEPCA）及び監査員（contralor）、調整課を介した SENASA となる。

公的管理や監視は獣医官助手、検査官、獣医課長によって実施される。これらの係官は監督（半径に基づく面積単位で担当）に従属するが、監督は地域別問題調整官に所属する。

2.1.3 規模別と畜場数

（2007 年以降）

	全数	規模（1 日当たりのと畜頭数）			シフト数（1 日当たり）		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
と畜場数	162	12	12	138			
と畜頭数	12,205,855						

	2007 年度			
	全数	規模（1 日当たりのと畜頭数）*		
		100	101-500	501
と畜場数	162	12	12	138
と畜頭数	12.460.771			

	2008 年度			
	全数	規模（1 日当たりのと畜頭数）*		
		100	101-500	501
と畜場数	165	11	17	137

と畜頭数	12.205.855			
------	------------	--	--	--

	2009 年度			
	全数	規模（1日当たりのと畜頭数）＊		
		100	101-500	501
と畜場数	168	13	2	153
と畜場数	2.078.012			
2009 年 2 月までに処理した頭数				

＊処理能力ではなく、1日あたりの平均と畜頭数である。

2.2 と畜処理の概要

2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート図を作成

--

2.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007 年現在)

食肉検査官の数	1 と畜場に最低 1 名
獣医官の数	1 と畜場に最低 1 名 228 名

(2)食肉検査官・獣医官の資格

食肉検査官： 実施主体と契約し、機関自身が提供する恒常的な年次教育研修プログラムを受けた者 獣医官： 獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。 年次プログラムや新規参入者プログラムを持つ特定の部課が提供する研修モジュールを用いて、その他の獣医と共に施設の最前線において教育研修が実施される。
--

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

食肉検査官と獣医官 法令 4238/68 第 8 章の規定に準ずる

(4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

法令 4238/68 の第 8、10、11 章の規定に準ずる

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

食肉検査官と獣医官

3.3 BSE 認知プログラムの記載内容に準ずる。

2.3 と畜前検査

2.3.1 と畜前検査の概要

(1)と畜前検査に関連する文書を添付

法令 4238/68 第 10 章

決議 505/98 手続きマニュアル No. 6、7

すべて No. 1 の手続きマニュアルに準ずる。

(2)と畜前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断

関連文書を添付

国産の全てのと畜牛は死亡前に獣医官により検査される。これはサンプリングされる牛の以下のような区分を識別するためである。

TSE と共通する兆候や様子：いかなる治療でも回復しない病気に罹患しており、様子の変化（興奮、攻撃性）が次第に進行し、神経性の病気の兆候（不調、跛行、痙攣、不全麻痺、麻痺、脱力）を示し、感染性疾患の兆候は見られない。

歩行困難・緊急と畜牛：（牧場内で）歩かない、ねそべった状態、自力では起き上がることも歩くこともできない。（事故又は倒れて）と畜場に送られ、緊急と畜された牛。

死亡牛：農牧施設やと畜場内、又は輸送中に死んでいるのが発見された牛。

1 及び 2 で記載された理由とは異なる原因でと畜された牛

2.4 と畜場での BSE 検査

●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

○はい →以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ

いいえ →2.5 スタンニング方法へ

2.4.1 BSE 検査実施要領

と畜場における検査材料採取要領

1.2 サンプル採取

死亡牛 (死後 12 時間を超えていないことが望ましい)、又はと畜牛の場合^(*)、次の選択肢によりサンプル採取を実施する：

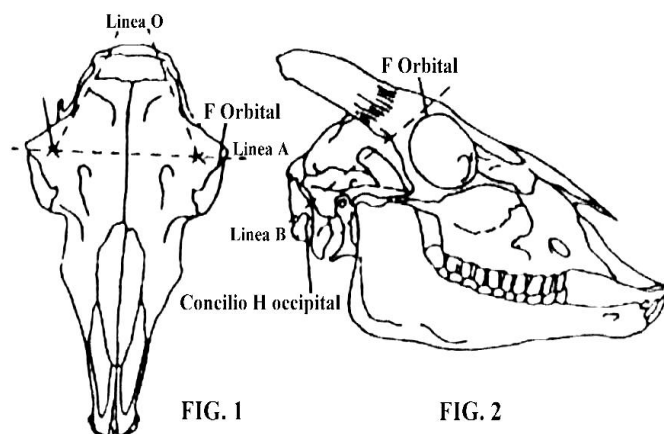
1.2.1.全脳髄サンプル：

本方法は鑑別診断を行うのに有用である：

- 1) 下顎枝の垂直骨の後ろの頸筋肉を環椎後頭関節の方向に分離し、頭部を胴体から外す。
- 2) 骨構造から脳髄を分離する。

そのために、次に示す線の間に含まれる頭皮を除去する：

- a) 目の横側の両角を結び、頭部正中線と水平に交わる横線 (図 1)。
- b) 前記横線の先端から発し、一方が頭部横側縁の右側を通り、他方が左側を通り、大孔両側の後頭顆の内側縁で終わる2本の線 (図1及び2)。



線O
眼窩
眼窩
線A
線B
後頭顆

図 1 図 2

- ・ 前述の線に沿って斧又は鋸により頭蓋骨を開き頭蓋冠を取り外し、脳を傷つけないよう注意しながら脳組織が見えるまで剖面を深める。
- ・ 頭蓋を外し、鋏を使用して脳硬膜をその正中線で縦に小脳の両側まで切開する。
- ・ 鼻窩又は下顎を持ち頭部を持ち上げ、重力の作用を利用し脳髄の頭蓋腔からの取り出しを容易にする。可能な限り曲がった刃の鋏を使用し、嗅索、視神経、下垂体茎及びその他の脳の対をなす器官を切断し、大腦、脳幹及び小脳を取り出し、乾燥した清潔な表面の上に丁寧に置く。

1.2.2. 「スプーン」 手法によるサンプル採取：

本方法では、決定的な鑑別診断を行うことはできず、**BSE診断のみが可能となる。**

- ・ と畜後に頭部を取り外した時、突き出た髄索が後頭孔に付着している。鉗とピンセットで延髄の周りの髄膜をはがす。次に上から大孔の底部までスプーンを挿入し、回転させながら切断する。下からも同様の作業を行い、鼠歯錐で延髄の先端を摘み、脳茎と延髄の部位を含んだスプーンを引き抜く(図4)。

腐敗の程度を確認するには、死後経過時間のみならず、室温、体重、表面脂質等の他の要素も考慮しなければならない。同様に自己分解度、特に中枢神経系に関しては、病理組織学的検査に不適合なサンプルであっても当診断には有用である。

1.3 サンプルの準備

1.3.1. 全脳髄サンプル：

採取したサンプルを次に示す2つのサンプルに分割する。

- a) サンプル1 生化学分析用：当サンプルは、環椎と軸椎の間に含まれる頸部延髄の第1部位から成る(図3)。二重密封ナイロン袋に入れ、内袋と外袋の双方に特定表示(プロトコル番号)を施し、冷蔵保存して送付する。

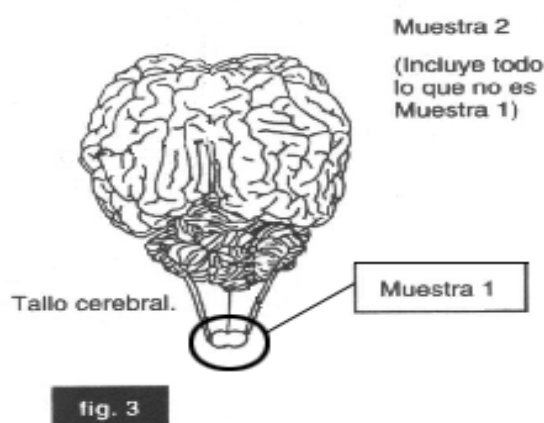


図 3

b) サンプル2 組織分析用：

中枢神経系の残りの部分全体、すなわち大脳及び小脳の半球の両方及び脳幹全体(図3)。取出部分の均整を確認するため、当サンプルが全体を保持していることが重要である。可能な限りプラスチック製、広口、容量1,500cm³のフラスコに、10%ホルマリン(水9に対し市販のホルマリン1の割合のもの) 1リットルと共に入れ、サンプル1と同じ番号(プロトコル番号)を消えないインクで表示する。

両サンプルとも、脳組織の汚染及び破損を避けるため、細心の注意を払い採取しなければならない。

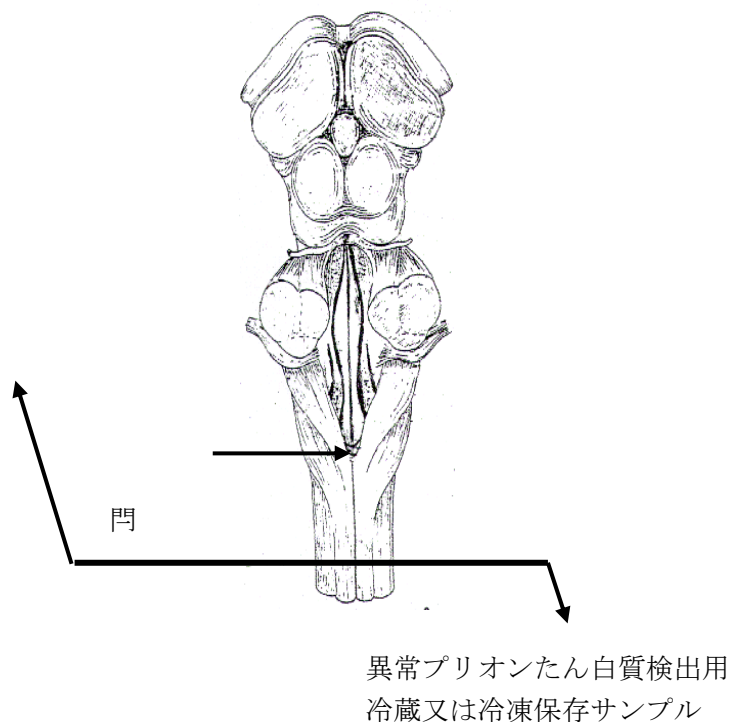
1.3.2. スプーン手法により採取したサンプル

- ・ サンプル採取後、第1部位をかんぬきのラインまで切断し(図4)、プラスチックの袋又は容器に入れる。脳幹の前の部位を、10%ホルマリンと共にフラスコに入れ固定する。
- ・ プラスチックの袋又は容器を試験所へ送付するまで冷凍保存する。

図4. 脳幹背面図

組織検査用

ホルマリン漬けサンプル



1.4 各手法の使用基準：

- 「BSE検査選抜対象」カテゴリーに属する牛からのサンプル採取には、全脳サンプル採取が求められ、脳組織全体（取出部分の均整）、又はスプーン手法により採取された脳幹が保たれていることが重要であることを再度指摘しておく。
- スプーン手法は、実用上の観点から選択される可能性が高いと考えられ、死後12時間を大幅に超え死体の腐敗の兆候が明らかな場合にも、選択可能な手法である。
- 鑑別診断を行う必要がある場合（受検する生産者又は民間の担当獣医師の要請により）、全脳髓を送付しなければならない（サンプル1及び2）。
- 検体毎に送付すべきサンプル：病理組織学的及び免疫組織化学的検査用のホルマリン漬けサンプル、及びウエスタンブロット検査用の冷蔵又は冷凍されたサンプル（スプーン手法及び全脳髓手法による）。
- 注意事項：ホルマリン漬け用に採取するサンプルに、冷却作用を及ぼしてはならない。

1.5 使用器材の清掃及び殺菌

- 使い捨て器材：死体と共に処分
- 非使い捨て器材：有効塩素濃度2%超の次亜塩素酸ナトリウム水溶液により12時間以上殺菌。

1.6 正式書類の作成

マルティネス中央研究所にサンプルの通知と提出を行なう際に書式F2を使用する。

前記書式は正副2通作成し、必要な疫学的情報を得るために要求される全データを提供しなければなら

ない。

副本はサンプルと共に研究所へ送付し、正本は発行者である地方事務所が保管する。

書式F2の記入に際し次の文献を参考にすること：採取79/2002

1.7 研究所へのサンプル送付

サンプルは次の送付事項を事前に連絡の上、マルティネス区フレミング街1653番（1640）のSENASA中央研究所へ送付する：

- 運送手段
- 貨物運送状番号

書式F2の写しを封筒に入れ、送付物の外側に次の文言を目立つように書き入れる：緊急・BSEサンプル

1.8 サンプリング関連情報

現地獣医官又はBSE担当官は、該当する地域監督所及び動物衛生局（DNSA）（家畜）伝染病課へ、採取したサンプルの書式F2が適切に作成されている旨を報告する。

マルティネス試験所は次の任務を遂行する：カステラル国立農牧技術院（INTA）の伝達性海綿状脳症診断リファレンス研究所へサンプルを提出し、同研究所から診断結果を受け取る。

カステラル国立農牧技術院は次の任務を遂行する：マルティネス研究所、地方関係部門及び（家畜）伝染病課へ診断結果を通知する。

2006年以降、サンプル採取に小脳が含まれた。

2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法

関連文書を添付

歩行困難牛及び/又は死亡牛を体重や群れの区分に応じて、目視と歯列により確認。
2006年以降は上記の通り、個体識別により確認される。

●と畜場でのBSE検査方法は、サーベイランスに用いているBSE検査方法と同一か？

○はい →2.4.4 検査結果へ

いいえ →以下 2.4.3 検査方法へ

2.4.3 検査方法（関連文書を添付）

と畜場で使用されている検査方法（一次検査、確認検査）

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する

疫学的サーベイランスに関する項（3.2.4.2）に記載

確認検査方法

疫学的サーベイランスに関する項（3.2.4.2）に記載

2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における 1986 年以降の月齢、区分毎の検査頭数

食肉解体業者のサンプル及び、サンプリング区分と年毎の配分

年度	通常 と畜	緊急と畜		死亡	臨床上の疑い	その他		総合計
		歩行困難牛	緊急			フィードロット	(空欄D)	
1992					1			1
1993	844		84					928
1995	27		14		1			42
1996	61		30					91
1997	544		102		62			708
1998	491		25		32			548
1999	637		50		43			730
2000	984		131		28	204		1347
2001	2253		69		24	139		2485
2002	2143	216	193	90	13			2655
2003	57	481	124	147	20			829
2004	53	2240	75	650	7		41	3066
2005	12	1010	362	434	12		47	1877
2006	41	1361	112	252	18		15	1799
2007	10	855	65	303	36		23	1292
2008	6	657	1236	404	6		8	2317
計	8163	6820	2672	2280	303	343	134	20715

2.5 スタンニングの方法

2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

法令 4238/68 第 3 章 3.9.2 項及び、1983 年 7 月 12 日の法令内罰則 1714 に準ずる。

2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

法令 4238/68 第 30 章（罰則）に準ずる。

2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合

（使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か）（2007 年現在）

スタンガンを使用していると畜場数 輸出 施設 (100 %)	弾丸が頭蓋腔内に 進入するか否か	する 施設 (50 %)
		しない 施設 (50 %)
スタンガンを使用していないと畜場数 国内消費向け 施設 (50%) その他の承認システム (50%)		

2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数及び割合

(2007 年現在)

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	(%)
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていないと畜場数	(%)

2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合（2007 年現在）

と畜ハンマーを使用していると畜場数	(%)
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	(%)

2.6 ピッシング

2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

法令 4238/68 第 3 章 3.9.2 項に準ずる。

（法令 4238/68 第 3 章 3.9.2 項より）

失神

失神は、

- ・ 強打（棍棒、ハンマーの使用は禁止されている）
- ・ 電気
- ・ 不活性ガス
- ・ 宗教的理由から SENASA が認可したその他の方法

により行われる。

2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

法令 4238/68 第 30 章（罰則）に準ずる。

（法令 4238/68 第 3 章 3.9.2 項より）

罰則

a) 警告

b) 罰金 50 万ペソ～5 億ペソ

c) 営業停止（最大 1 年）、登録取り消し

d) 施設の一時的あるいは完全閉鎖

e) 資格の一時的あるいは永久的な取り消し、当該製品あるいは当該器具の押収

2.6.3 ピッシングを行っている と畜場数及び割合

（2007 年現在）

ピッシングを行っている と畜場数	(%)
ピッシングを行っていない と畜場数	(%)

2.7 頭部（扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の除去

2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか

はい。添付の通達 No. 3528/2003 の規定に準ずる

(2)回収したせき髄片の処理状況

脊髄片は添付の通達 No. 3528/2003 の規定に準じてフック、ナイフ、吸引機等を用いて処理される。

(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

はい。添付の通達 No. 3528/2003 の規定に準ずる。

(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

はい。脊髄片は添付の通達 No. 3528/03 の規定に準じてフック、ナイフ、吸引機等を用いて処理される。

(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか

はい。添付の通達 No. 3528/2003 の規定に準ずる。

(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか

はい。添付の通達 No. 3528/2003 の規定に準ずる。

(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

なし

(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

いいえ

(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか

いいえ

2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はと畜場内若しくはその他の場所で処理されているのか

ヒトの消費でない脳、小脳、脊髄は、と畜場で除去され、脊髄除去前のせき中は、その他の場所（例えば製造施設）で除去される。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか

添付の通達 No. 3528/2003 の規定に準ずる。

2.8 衛生標準作業手順（SSOP）及び危害分析重要管理点方式（HACCP）に基づく管理

2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

法令 4238/68 第 21 章に準ずる

措置を要求する国々へのすべての輸出向け施設は HACCP を所有する。

2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

添付の通達 No. 3297 の規定に準ずる。

2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

BSE 対策に関する CCP は制定されていない。

2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合（2007 年現在）

	SSOP	HACCP
措置を導入していると畜場数	(%)	(%)
措置を導入していないと畜場数	(%)	(%)

3 食肉処理場

3.1 食肉処理場の概要

3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1968 年 7 月 18 日	法律 4238/68 国家行政府 動物由来の製品、副産物、派生物の検査法が承認された。これは本法令の一部となり、動物性の肉や副産物、派生物、及びあらゆる動物性の製品の製造加工や工業化の衛生面、及びと畜施設や産業施設の衛生工学や建築の要件を律する規定である。
2001 年 9 月 10 日	通達 No. 3456 消化槽、溶解槽、オートクレーブの規定
2003 年 3 月 27 日	通達 No. 3528 BSE 危険部位及び飼料用のたん白質を含む濃縮物の取り扱い、処理、加工
2004 年 5 月 20 日	DNFA 通達 No. 3596 骨灰生産のための手続きを制定
2005 年 1 月 4 日	SENASA 決議 No. 1389/04 反すう動物用飼料又はサプリメント用に摂取する国内の動物由来たん白質の使用禁止。例外は乳性たん白質、魚粉、卵粉、羽粉である。同様に国内で飼料用に鳥用寝糞又は/及び養鶏残留物を使用することが禁止される。肉骨粉の製造加工及び輸送を規定
2006 年 5 月 15 日	通達 No.3519-D ヒトの食用目的ではなく動物の飼料用材料として使用された、動物性副産物の管理データの登録—2004 年 11 月 12 日通達 3519 の改訂

(2)罰則規定

法令 4238/68 第 30 章により罰則を規定

規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

SENASA の職員、獣医官助手、獣医検査官、獣医学検査業務長（すべて施設に派遣）、監督、課題調整官、監査員調整官、動物製品監査局長、食料飼料監査局長により構成される。
--

3.1.3 規模別食肉処理場数

	合計
施設数	568
と畜牛の頭数	年間 10.000.000

1 日当たりのと畜能力に関わるデータは牛のと畜担当部署から提供された。
生産施設では家畜のと畜は行われない。

3.2 食肉処理の概要

3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

- 1 材料受け入れ
- 2 受け入れ倉庫（chamarra）で保管（7℃未満）
- 3 解体処理
- 4 ラベル貼りと初回梱包
- 5 第2回梱包
- 6 冷蔵庫、冷蔵室及び/又は冷凍庫、冷凍室
- 7 出荷

3.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	規模により最低1名
獣医官の数	規模により最低1名

(2)食肉検査官・獣医官の資格

食肉検査官：実施主体と契約し、機関自身が提供する恒常的な年次教育研修プログラムを受けた者

獣医官：獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。

特定の部課が提供する年次プログラムや新規参入者プログラムにより、その他の獣医と共に研修モジュールを用いて施設の最前線で教育研修が実施される。

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

食肉検査官：法令 4238/68 第 8 章に準ずる。

獣医官：法令 4238/68 第 8 章に準ずる。

(4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

法令 4238/68 第 10 章（死亡前検査）、第 11 章（死後検査）及び第 31 章（BPM-SSOP-衛生標準作業手順）

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

（BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記）

（食肉検査官）

実施主体と契約し、機関が提供する恒常的な年次教育研修プログラムを受けた者

（獣医官）

（獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。）

特定の部課が提供する年次プログラムや新規参入者プログラムにより、その他の獣医と共に研修モジュールを用いて施設の最前線で教育研修が実施される。

3.3 せき柱の取り扱い

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

3.3.1 せき柱の除去手法について

せき柱は手で除去する。GMP を保護し、作業スタッフの研修を行う。
手続きは通達（添付）No. 3528/2003 の規定に準じて行われる。

3.3.2 せき柱の処理方法について

手で除去される。アルゼンチンの衛生状況を考慮するとせき柱は危険部位とはみなされないため、いったん脊髄を除去すると（通達 3528/2003）せき柱は加工のために送られる。

3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理

3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

法令 4238/68 第 31 章及び類似の法令、並びに出荷先及び／又は相手国の要求に基づき製造施設が適用し、管轄当局が検証すべき法令 1.1.4.1. 項の遵守

3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

SENASA の職員、
獣医官助手、獣医検査官、獣医学検査業務長（すべて施設に派遣）、監督、課題調整官、監査員調整官、動物製品監査局長、食料飼料監査局長により構成される。
HACCP はアルゼンチン内では義務付けられていないが、輸出先国の要求に従い再適用される。
PSOS は法令 4238/68 第 31 章に準じて導入が義務付けられる。

3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

アルゼンチンの衛生標準では、BSE に対する特定の CCP は特定されていない。

3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合

（2007 年以降）

	SSOP	HACCP
措置を導入している食肉処理場数	合計 100%	輸出先によって要求されるもの 15%概算データ
措置を導入していない食肉処理場数	なし	85% 概算データ

4 食肉等のリスク

4.1 食肉及び機械的回収肉（MRM）

- 食肉及びMRMに関する法令に基づく規制はあるか？

はい→4.1.1へ / いいえ→4.1.3へ

4.1.1 食肉及び機械的回収肉（MRM）（先進的機械回収肉（AMR）含む）に関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

政令 4238/68 第 1 章 1.1.34、
第 3 章 と畜場の条件
第 31 章 適正製造規範

4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無/ある場合はその内容・対応）

SENASA 職員：前項の通り
政令 4238/6830 第 30 章 罰則及び特別捕足規定

4.1.3 機械的回収肉（MRM）を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

生産方法は遠心力や押し出し成型機器を使用している。
生産施設数は非常に少なく、現時点で正確な数字を確定することはできない。

4.2 臓器

4.2.1 臓器等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

- (1)施設において、扁桃（口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃）はいつ、どこで、どのように除去されているのか

扁桃（口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃）は頭部を洗浄した後に除去する。
政令 4238/68 第 11 章 と畜後検査
洗浄、検査、除去

通達 3528/03 TSE 危険部位の取り扱い
（脊髄と脳を除去して変性させ、飼料には使用しない）

- (2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

はい、確認している。前項参照。

- (3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

国のリスクレベルに基づき国内では除去されない。ただし輸入国から要求がある場合を除く。
アルゼンチンで BSE 感染リスクがあると見なされ、フィードチェーンから排除される部位は、脳、小脳、脊髄である。

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

前項参照。

4.2.2 臓器等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無

政令 4238/68 第 31 章 適正製造規範及び SSOP

第 13 章 食肉処理場

(いずれも添付する)

5 その他

5.1 輸出のための付加的要件等

5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況

(関連文書を添付) (変更があった場合はその都度記載する)

現在、日本向けに、冷凍の骨なし加熱処理肉が輸出されている。

又、政令 4238/68 第 1 章で、輸出先国の要件に関し、以下の内容を指示している。

1.1.4.1. 輸出のための条件/要件

輸出される製品及びその加工施設は、輸出先の国が求める条件及び要件に応じ、それらを遵守すること。

別添 BSE リスク国

	Country name	GBR level			
		II	III	IV	
1	Andorra		III (12/2002)		
2	Albania		III (03/2001)		
3	Austria		III (05/2002)		BSE confirmed
4	Belarus		III (04/2003)		
5	Belgium		III (07/2000)		BSE confirmed
6	Bulgaria		III (06/2002)		
7	Canada		III (07/2004)		BSE confirmed
8	Chile		III (06/2005)		
9	Croatia		III (06/2002)		
10	Cyprus		III (04/2003)		
11	Czech Republic		III (03/2001)		BSE confirmed
12	Denmark		III (07/2000)		BSE confirmed
13	Estonia		III (04/2003)		
14	Finland		III (05/2002)		BSE confirmed
15	Former Yugoslavian Republic of Macedonia		III (04/2003)		
16	France		III (07/2000)		BSE confirmed
17	Germany		III (07/2000)		BSE confirmed
18	Greece		III (12/2002)		BSE confirmed
19	Hungary		III (03/2001)		
20	Ireland		III (07/2000)		BSE confirmed
21	Israel		III (09/2002)		BSE confirmed
22	Italy		III (07/2000)		BSE confirmed
23	Japan				BSE confirmed
24	Liechtenstein				BSE confirmed
25	Latvia		III (06/2002)		
26	Lithuania		III (04/2003)		
27	Luxembourg		III (07/2000)		BSE confirmed
28	Malta		III (09/2002)		
29	Mexico		III (07/2004)		
30	Netherlands		III (07/2000)		BSE confirmed
31	Poland		III (03/2001)		BSE confirmed
32	Portugal			IV (07/2000)	BSE confirmed
33	Republic of South Africa		III (07/2004)		
34	Romania		III (05/2001)		
35	San Marino		III (06/2002)		
36	Slovak Republic		III (03/2001)		BSE confirmed
37	Slovenia		III (09/2002)		BSE confirmed
38	Spain		III (07/2000)		BSE confirmed
39	Sweden	II (07/2004)			BSE confirmed
40	Switzerland		III (02/2001)		BSE confirmed
41	Turkey		III (06/2002)		
42	United Kingdom			IV (07/2000)	BSE confirmed
43	USA		III (07/2004)		BSE confirmed